

第84回人口問題審議会総会議事進行予定

平成12年2月28日（月）
特別 第1会議室
10時00分～12時00分

1. 開 会

2. 議 題

(1) 少子化対策に関する行政の取り組みについて

厚生省児童家庭局企画課長

- ・ 総合的な少子化対策の推進について (資料1)
- ・ 少子化問題の経緯及びこれまでの主な取組み (資料2)
- ・ 少子化対策推進基本方針について (資料3)
- ・ 新エンゼルプランについて (資料4)
- ・ 児童手当制度の改正について (資料5)

(2) 平成11年人口動態統計の年間推計について

厚生省大臣官房統計情報部人口動態統計課長

- ・ 平成11年人口動態統計の年間推計について (資料6)
- ・ 最近の人口動態統計の動向について (資料7)

(3) 政策科学推進研究発表会「少子化について考える」について

国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠

- ・ 発表会パンフレット (資料8)
- ・ 発表会抄録集 (資料9)

(4) 今後の進め方について

- ・ 今後の検討事項 (案) (資料10)

総合的な少子化対策の推進について

- 少子化対策については、これまで「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（平成6年12月文部・厚生・労働・建設4大臣合意）及びその具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（平成6年12月大蔵・厚生・自治大臣合意）等に基づき、その推進を図ってきたところ。
- 「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を策定（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意）するなど、総合的な少子化対策の推進に努めているところ。

----- 総合的な少子化対策の推進 -----

- 少子化対策推進基本方針（11年12月17日少子化対策推進関係閣僚会議）
 - ・政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針

- 新エンゼルプラン（11年12月19日厚生大臣等6大臣合意）
 - ・重点的に実施すべき少子化対策の具体的実施計画

- 保育サービス等の充実
- 雇用環境の整備 等
- 母子保健医療体制の整備
- 教育環境の整備 等
- 住まいづくり・まちづくり
- 児童手当制度改正

少子化問題の経緯及びこれまでの主な取組み

少子化問題の経緯

平成 2年 6月	「1.57ショック」(平成元年の合計特殊出生率が昭和41年(丙午)の1.58を下回った。)
平成 2年 8月	「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置
平成 6年12月	エンゼルプランの策定 緊急保育対策等5か年事業の策定
平成 9年10月	人口問題審議会報告
平成10年 4月	改正児童福祉法の施行
平成10年 6月	厚生白書(少子化問題を考える)
平成10年12月	総理主宰「少子化への対応を考える有識者会議」からの提言
平成11年 5月	「少子化対策推進関係閣僚会議」の開催
平成11年 6月	「少子化への対応を推進する国民会議」の開催
平成11年 7月	平成11年度補正予算成立(少子化対策臨時特例交付金)
平成11年10月	少子化対策臨時特例交付金第1次交付決定
平成11年12月	少子化対策推進基本方針の策定 新エンゼルプランの策定

これまでの取組み

育児と両立する働き方（職場環境）に関する施策

- ・育児休業 平成4年度から導入し、7年度から全企業に適用
〔育児休業取得者〕
（厚生年金の保険料免除を受けた者）

平成7年度末	33, 644人
8年度末	37, 276人
9年度末	41, 638人
- （注）取得率（3年に1回の調査）：平成8年 44.5%
- ・育児休業期間中の健康保険及び厚生年金保険等の保険料について本人負担分を免除（平成7年度～）
更に、事業主負担分の免除のための関係法案を国会に提出中
- ・労働時間の短縮
（平成3年度） （平成9年度）
週44時間労働 → 週40時間労働
（平成2年度） （平成10年度）
2,044時間 → 1,868時間

保育サービス（緊急保育対策等5か年事業の推進（平成7年度～平成11年度）

- | | （平成6年度） | （平成11年度） |
|--------------|---------|----------|
| ・低年齢児保育 | 45.0万人 | 58.4万人 |
| ・延長保育 | 2,230か所 | 7,000か所 |
| ・放課後児童健全育成事業 | 4,520か所 | 9,000か所 |

子育てのための住宅及び生活環境の整備

- ・良質なファミリー向け住宅の供給、ゆとりのある住生活の実現
- ・子供の遊び場、安全な生活環境等の整備

ゆとりのある教育の実現と健全育成

- ・ゆとりのある学校教育の推進（学習指導要領の改定）
- ・ボランティア活動支援等による学校外活動の充実
- ・子育て相談の整備等による家庭教育の充実

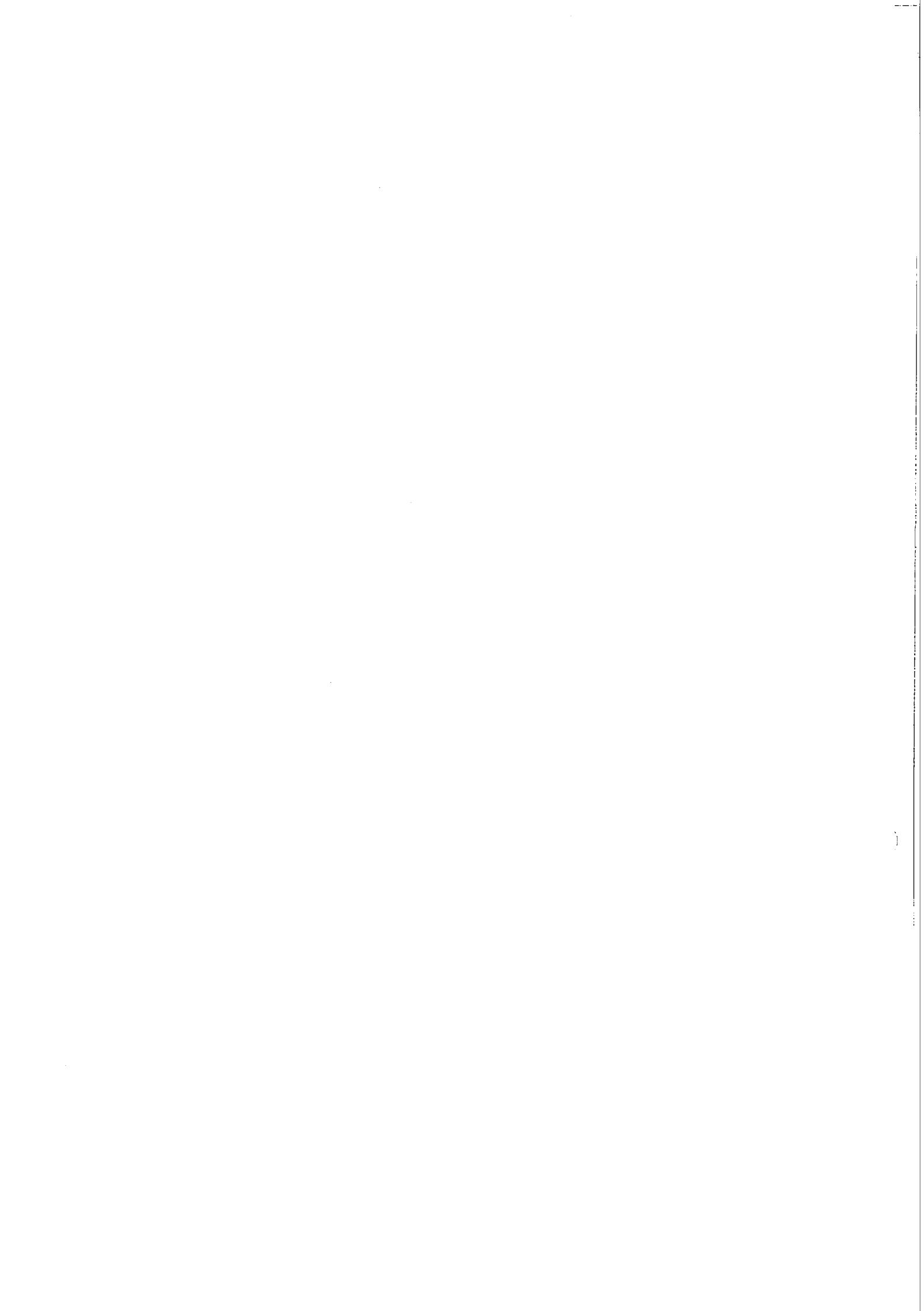
経済的支援

・児童手当	昭和47年	制度発足（義務教育終了前第3子以降、月3,000円）
	昭和61年	就学前の第2子から支給
	平成4年	3歳未満の第1子から支給
	平成11年	所得制限の緩和

・税制扶養控除	平成元年度	教育減税
(所得税)		（特定親族扶養控除の創設（58万円））
	平成11年度	扶養控除 38万円 → 48万円
		特定親族扶養控除 58万円 → 63万円
・奨学金	平成11年度	650億円 → 1,660億円

少子化対策推進基本方針

〔平成11年12月17日〕
〔少子化対策推進関係閣僚会議決定〕



少子化対策推進基本方針 (要旨)

第1 目的及び基本的考え方

1. 基本方針策定の目的

- 近年の出生率の低下は、将来の我が国社会経済に広く深刻な影響を与える懸念。

「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（平成10年12月）の趣旨を踏まえ、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、この基本方針を策定。

2. 基本的考え方

(1) 少子化の原因と背景

- 出生率低下の主な要因は、晩婚化の進行等による未婚率の上昇。その背景には、仕事と子育ての両立の負担感の増大や子育ての負担感の増大。

(2) 少子化対策の趣旨及び基本的視点

- 少子化対策は、仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするもの。

- 少子化対策の推進に当たっては、次の基本的視点に立つことが適當。

- 結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること。
- 男女共同参画社会の形成や、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことができる社会づくりを旨とすること。
- 社会全体の取組みとして、国民的な理解と広がりをもって子育て家庭を支援すること。

第2 基本的な施策

1. 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土のは是正

(1) 固定的な性別役割分業のは是正

- 職場における性別役割分担のは是正や男女の雇用機会均等の確保
- 家庭における男女共同参画に係る広報・啓発活動
- 農山漁村における男女共同参画の推進
- 男女共同参画に関する学習の推進など、男女共同参画社会の形成の促進
- 個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討

(2) 職場優先の企業風土のは是正

- 国民的キャンペーンの実施 など

2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備

- 育児休業給付の給付水準の引上げの実施
- 復帰後の職務や待遇の在り方等について制度面を含めた検討

- 代替要員を確保し、原職等に復帰させた事業主に対する援助措置の創設
 - (2) 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
 - 短時間勤務制度等子育てに配慮した勤務時間制度の拡充やテレワーク・SOHOの普及等による子育てのための時間確保の推進
 - 労働時間短縮等の推進
 - 子どもの看護のための休暇の普及促進等
 - 事業主による子育てへの支援の促進 など
 - (3) 出産・子育てのために退職した者の再就職の支援等
 - 出産、子育てのために退職した者に対する再就職等に関する情報提供や学習の支援
 - 女性起業家に対する支援や在宅ワーク対策の推進 など
 - (4) 企業の子育て支援の取組みに対する評価等
 - ファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の支援 など
3. 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり
- (1) 母子保健施策の推進
 - 妊娠・出産の安全性や快適さの確保と不妊への支援
 - 子どもの体の健やかな発達を図るための環境整備
 - 育児不安の解消と子どもの心の安らかな成長の促進 など
 - (2) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備と家庭教育の支援
 - 地域子育て支援センター・児童家庭支援センターの整備
 - 出産・子育てに関する地域情報の提供
 - 家庭教育への支援 など
 - (3) 子育て等に関する地域交流の活性化
 - 地域における子育て支援ネットワークの整備
 - 遊び場・交流の場の確保
 - 幼稚園の開放・活用や「全国子どもプラン」を踏まえた施策の実施等、地域の教育環境の整備 など
 - (4) 多様な需要に応える地域の子育て支援体制の整備
 - 安心して預けられる一時的な保育サービスの普及促進
 - 地域において子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの拡充 など
 - (5) 児童虐待への対応
 - 要保護児童に関する通告義務等についての啓発、児童相談所等の機能強化等
 - 児童養護施設の機能の強化等

(6) 農山漁村における子育て支援のための環境づくり

- 農作業と子育てが両立しやすい環境の創出など女性が住みやすい農山漁村の環境整備

(7) 子どもを犯罪等から守る活動の推進

- 子どもの被害防止活動、被害にあった子どもの保護の推進
- 防犯ボランティアに対する支援等
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 体験的な交通安全教育の提供

(8) 児童手当

- 児童手当については、少子化対策を推進する観点から、具体的財源確保、扶養控除制度や他の社会保障制度等との関係等に留意しつつ、給付及び費用負担の在り方等について引き続き検討

4. 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備

(1) 必要なときに利用できる保育所等の受入枠の整備等

- 保育所の受入枠の整備など、保育サービスの計画的整備
- 放課後児童健全育成事業の推進

(2) 利用者の視点に立った多様な子育て支援サービスの普及促進

- 延長保育等の推進による保育所の機能強化
- 病気回復時の子どもに対する保育の普及促進
- 幼稚園と保育所の連携の推進や幼稚園における子育て支援の充実
- 事業所内託児施設の設置・運営に対する支援の充実

(3) 保育サービスの質の確保と情報公開の推進

- 保育担当者の資質の向上に向けた研修等の推進
- 保育サービスに関する情報提供の推進 など

5. 子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進

(1) 「生きる力」を育てる学校教育等の推進

- 「生きる力」を育てる学校教育の推進
- 自然とのふれあいの機会の提供による体験学習の推進

(2) 柔軟な学校教育制度への改革

- 高等学校教育の改革と中高一貫教育の推進や教員採用方法の改善等
- 幼稚園と小学校の連携

(3) 学校、地域における家庭や子育ての意義等に関する学習の推進

- 子育ての意義等に関する学習の推進
- ボランティア活動等の単位認定の推進

(4) 開かれた学校づくりの推進

- 学校評議員制度の導入
- 学校と家庭や地域社会との連携、学校の地域開放の推進

(5) 多様な人生設計に対応した柔軟な大学制度

- 大学への社会人の受入れの拡大など

(6) 教育に伴う経済的負担の軽減

- 幼稚園就園奨励事業、私学助成等による親の経済的負担の軽減や育英奨学事業の充実

6. 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備

(1) 良質な住宅の整備

- 子育てを支援する良質な住宅、居住環境の整備 など

(2) 子ども連れでも安心して外出等ができる生活環境の整備

- 安全な生活環境や遊び場等の整備
- 子育てをしながら生涯学習、スポーツ、文化活動等に親しめる環境の整備
- 妊婦、子ども連れにとって利用しやすい公共交通機関の整備
- 安全な道路交通環境の整備や安全・安心まちづくりの推進

(3) 農山漁村における生活環境の整備

- 良好的な自然環境づくりや農山漁村の生活環境の整備の推進

第3 少子化対策の推進体制等

(1) 重点施策についての具体的実施計画

- 少子化対策推進関係閣僚会議において、本基本方針に沿った施策のフォローアップを実施。少子化への対応を推進する国民会議の活動を通じた国民的な取組みや情報発信を促進。
- 特に重点的に取り組むことが必要な分野である働き方、保育サービス、相談支援体制、母子保健、教育、住宅等については、施策の具体的実施計画（新プラン）を策定。

(2) その他

- 少子化が進む他の先進諸国との意見交換
- 公務員についての取組み
- 地方公共団体における地域の特性に応じた施策の推進

少子化対策推進基本方針

〔平成11年12月17日
少子化対策推進関係閣僚会議〕

第1 目的及び基本的考え方

1. 基本方針策定の目的

近年、合計特殊出生率は、低下の一途をたどり、人口を維持するのに必要な水準を大幅に下回っている。こうした急速な少子化は、労働力人口の減少、高齢者比率の上昇や市場規模の縮小、現役世代の負担の増大などを通じ、経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力の低下、子どもの健全な成長への悪影響など将来の我が国社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

少子化への対応については、平成10年12月に「少子化への対応を考える有識者会議」によって提言が取りまとめられ、広く国民的な取組みを進めることが課題となっている。政府においても、この提言の趣旨を踏まえ、各般にわたる取組みを進めてきたところであるが、今般、今後の施策の適切かつ効果的な推進を図るため、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、この基本方針を定めるものである。

2. 基本的考え方

(1) 少子化の原因と背景

近年の出生率低下の主な要因としては、晩婚化の進行等による未婚率の上昇がある。その背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土、核家族化や都市化の進行等により、仕事と子育ての両立の負担感が増大していることや、子育てそのものの負担感が増大していることがあるものと考えられる。なお、昭和50年代前半以降、夫婦の平均出生児数は平均理想子どもの数よりも少なく、ほぼ一定の開きがあるまま推移してきているが、こうした仕事と子育ての両立の負担感が、その要因の一つとなっているものと考えられる。

(2) 少子化対策の趣旨及び基本的視点

少子化対策は、こうした少子化の原因と背景に対応して、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることにより、21世紀の我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするものである。

少子化対策の推進に当たっては、次のような基本的視点に立つことが適当である。

- ① 結婚や出産は、当事者の自由な選択に委ねられるべきものであること。
- ② 男女共同参画社会の形成や、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことができる社会づくりを旨とすること。
- ③ 社会全体の取組みとして、国民的な理解と広がりをもって子育て家庭を支援すること。

第2 基本的な施策

1. 固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

(基本的考え方)

家庭や職場、地域における固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正を図ることは、これから結婚・出産・子育てに臨もうとする若い男女が家庭や子育てに夢を持ち、また子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができる社会を築くための基本的な課題であるとの考え方方に立って、以下に掲げる施策に取り組むものとする。

(1) 固定的な性別役割分業の是正

(職場における性別役割分担の是正)

- 職場における固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発活動、適切な職業選択・キャリア設計を促すための意識啓発・情報提供、女性の職域拡大につながる能力開発等の施策を推進する。

(男女の雇用機会均等の確保)

- 企業、労働者等に対する男女雇用機会均等法の周知徹底により、男女雇用機会均等の確保を図る。また、企業における女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組み（ポジティブ・アクション）を普及・推進するための施策を強化する。

(家庭における男女共同参画に係る広報・啓発活動)

- 家庭内における男女の固定的役割分担意識を見直し、家事や子育てへの男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を推進する。
- 若い世代に向けて子育ての意義や喜びについての広報・啓発活動を推進するとともに、中・高校生や大学生が、地域の幼稚園、保育所、児童館などで、幼児・児童とのふれあいや交流等を経験する機会づくりを推進する。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

- 農山漁村男女共同参画推進指針を定め、農山漁村における男女共同参画社会の形成のための施策への取組みを強化するとともに、地域社会への広報・啓発活動など固定的な性別役割分業の是正に向けた施策を展開する。

(男女共同参画に関する学習の推進)

- 子育て、家庭づくりを男女が共同して行えるよう、子どもの頃からの男女共同参画に関する学習を推進することとし、学校教育において、男女平等を推進する学習を充実するとともに、教員研修の実施等も併せて推進する。
- 地域や家庭、職場において、幅広い世代のための男女共同参画に関する多様な学習機会の提供等を推進する。

(個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討)

- 女性の就業をはじめとする個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度を構築していくため、社会保障や税等の諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、総合的に検討する。

(男女共同参画社会の形成の促進)

- 以上に掲げるもののほか、固定的な性別役割分担意識を是正し、男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画2000年プラン及び男女共同参画社会基本法に基づき、総合的な施策の推進を図ってきたところであり、今後、同法及び同法に基づいて策定される男女共同参画基本計画に沿った総合的な施策の推進に努めるものとする。

(2) 職場優先の企業風土のは是正

(国民的な広報活動の実施)

- あらゆる媒体を利用し、職場優先の企業風土のは是正や、職業生活と家庭生活との均衡がとれる働き方が重要であることについて、労使を始めとする国民一般の理解を深めるため、労使の協力を得て、広く意識啓発のための広報活動を実施する。

(ファミリー・フレンドリー企業の普及促進)

- 仕事と子育てが両立できる様々な制度を持ち、短時間勤務、フレックスタイム制などの弾力的な労働時間制、在宅勤務等多様かつ柔軟な働き方ができるような取組みを行うファミリー・フレンドリー企業への理解を深めるため、企業経営者や管理職を対象とした研修を実施するなど、ファミリー・フレンドリー企業の概念を企業に普及・定着させる。

2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

(基本的考え方)

我が国の労働力供給が数年後には減少に向かうことが見込まれる中で、男女共同参画の視点等も踏まえれば、少子化への対応としては、女性の就業を前提とした上で、男女とも仕事と家庭の両立を容易にできるような雇用環境を整備することが重要である。

このため、以下に掲げるとおり、育児休業制度、労働時間等について仕事と子育ての両立を支援する観点から施策を推進するとともに、仕事と子育ての両立を目指した労使の取組みの促進を図るものとする。

(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備

- 労働者が育児休業を取りやすくなるよう、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、その経験、能力を活かして働き続けることができるよう、育児休業給付の給付水準を引き上げるとともに、復帰後の職務や待遇の在り方等について制度面も含め検討を行う。また、育児休業取得者の代替要員を確保し、原職又は原職相当職に復帰させた事業主に対する援助措置を創設するなど環境整備を行う。

(2) 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備

(子育てのための時間確保の推進)

- 短時間勤務制度等子育てに配慮した勤務時間に関する制度を拡充する。
- 平成14年3月31日までに、子育てを行う労働者の時間外労働が長時間にわたる場合に時間外労働の免除を請求することができる制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 労働者が子育て期間中に仕事と子育てを両立することが容易となるよう、柔軟な勤務形態や多様な働き方の普及促進等を行う。具体的には、半日勤務、隔日勤務の普及促進、在宅勤務等テレワークの適正な労務管理の下での普及、情報通信機器を活用して自営的に行う在宅ワークの子育て期の良好な就業形態としての普及を図る。

また、テレワーク・S O H O (情報通信を活用し自宅等で仕事を行う勤務形態)の普及を図るため、経営指導等の推進や在宅勤務等に資する情報通信技術の研究開発等による環境整備を図る。

(労働時間の短縮等の推進)

- 所定外労働の削減等による年間総実労働時間1,800時間の達成・定着及びフレックスタイム制の普及等による自律的、創造的かつ効率的な働き方の実現を図る。

(子どもの看護のための休暇の普及促進等)

- 子どもの看護のための休暇制度について、労働者の仕事と子育ての両立を容易にする観点から普及を促進するとともに、その制度の在り方について検討を行う。

(事業主による子育て支援の促進)

- 事業主が従業員の子育て支援を行うことを促進するため、事業主による子育て費用の一部負担や従業員が利用できる事業所内託児施設の設置等に対する助成制度を拡充する。

(情報提供等)

- 子育てをしながら働き続ける労働者などに対し、様々な保育サービスについてのきめ細かな情報提供や、仕事と子育ての両立を容易にする方法等についての講習・相談を拡充する。

(3) 出産・子育てのために退職した者の再就職の支援等

(出産・子育てのために退職した者に対する支援)

- 出産や子育てにより退職した者のうち将来的に再就職を希望する者が、その能力、経験を最大限に活かすことができるようにするため、インターネットの活用を含めた情報提供や、講習、相談、自己啓発への支援等を拡充するとともに、能力を発揮できる場の確保、適切なマッチングに努める。

(出産・子育て後の再就職等に関する学習の支援)

- 公民館の講座や大学公開講座などで、女性の再就職、職場復帰、起業等に関する再就職等支援のための講座の充実を図るとともに、大学等の公開講座における衛星通信やインターネットの活用の在り方を検討する。放送大学や専修学校等においては、女性の再就職、職場復帰を支援するための学習機会を提供する。

(女性起業家に対する支援)

- 多様な働き方による女性の能力発揮を促進するため、「女性と仕事の未来館」における起業を希望する女性に対する相談やセミナーの実施、情報提供、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫による融資制度等の支援策を充実する。

(在宅ワーク対策の推進)

- 子育て・介護期にある者を中心にしてと家庭の両立が可能となる柔軟な就労形態の一つである在宅ワークが健全に発展していくために、在宅ワークの適正な実施を確保するためのガイドラインを策定し、周知・啓発するとともに、在宅ワーカー等に対する情報提供、相談体制の整備、基礎的セミナーの実施等の支援策を推進する。

(進路指導の改善・充実)

- 学校において、結婚、出産、子育てを含めた生き方について考える機会を充実する。また、中・高校生の主体的な進路選択が可能となるよう各学校における進路ガイダンス機能を充実するなど、進路指導の改善・充実に努める。

(4) 企業の子育て支援の取組みに対する評価等

- 仕事と子育てが両立できる様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方ができるような取組みを行う企業の表彰など、ファミリー・フレンドリー企業を目指す企業を支援し、企業の自主的な取組みを促進する。
- 企業の福利厚生制度であるカフェテリアプラン（従業員が利用枠の範囲内でメニューを選択できる仕組み）については、労働条件の低下、切下げとならないよう配慮しつつ、育児関連福利厚生メニューの充実が図られるよう推進する。

3. 安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり

(基本的考え方)

若い世代が安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てていくことができるようになるためには、子育て家庭を社会全体で支援していく観点から、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要である。

このため、以下に掲げる各種の施策について、特に物心ともに子育ての負担感が大きい低年齢児を中心として、総合的に推進するものとする。

(1) 母子保健施策の推進

(妊娠・出産の安全性や快適さの確保と不妊への支援)

- 母胎が危険な状況にある妊娠婦や低出生体重児に対して高次の医療機関で適切な対応を行う、総合周産期母子医療センターを中心とした地域の周産期医療ネットワークの整備を推進する。また、国立大学附属病院における周産母子センターの整備や、周産期医療施設・設備の整備を推進する。
- 妊産婦に対する保健サービスについて、利便性の向上、精神的ケアを推進する。また、父親への妊娠・出産に関する情報提供、啓発等を推進する。

- 不妊で悩む人々への専門的な相談や情報提供体制を整備する。また、不妊治療に係る研究を推進する。
- 労働基準法等に基づく働く女性の母性保護について周知徹底を図る。特に、事業主が女性労働者の妊娠中の通勤緩和等母性健康管理の措置を講じやすくするための「母性健康管理指導事項連絡カード」の普及を促進する。また、事業所内における母性健康管理体制の整備への支援、相談、情報提供体制の充実等、働く女性が妊娠・出産後も安心して働くことのできる環境整備を推進する。

(子どもの体の健やかな発達を図るための環境整備)

- 小児救急医療体制の整備、小児医療施設・設備の整備、小児科の当番医の情報提供を推進する。また、十分な小児科医の確保に努めるとともに、小児医療の研究を推進する。
- 乳幼児に対する保健サービスについて、休日に実施すること等により利便性を向上させるとともに、子どもの状況に応じたきめ細かな対応を推進する。また、子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策を推進する。さらに、予防接種に関する適切な情報の提供を進め、接種率の向上を図る。
- 母性・小児疾患に対する高度な医療を行うとともに、周産期、小児期、成人期と一貫した最先端の医療を行うナショナルセンターとして、国立成育医療センター（仮称）を平成13年度に開院する。
また、国立成育医療センターを中心として、成育医療の機能を有する国立病院・療養所による診療、臨床研究、教育研修、情報発信の全国的な政策医療ネットワークを構築する。

(育児不安の解消と子どもの心の安らかな成長の促進)

- 育児不安に対する相談・情報提供・精神的ケア等を推進する。また、産褥期ヘルパーの派遣により、産褥期の体調の悪い母親の育児を支援する。

- 親子の心の健康問題について、専門的な医療・相談体制の充実や研究を推進する。また、この問題についての地域における活動や関係機関の連携体制の構築を支援する。

(思春期における健康教育の推進)

- 思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等を充実する。また、健康診査の場、保育所、乳児院等において、思春期の男女を対象とした乳幼児とのふれあい体験学習を推進する。
- 学校における性教育については、人間尊重の精神を基盤として、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識を理解させるとともに、児童生徒が健全な異性観を持ち、これに基づいた望ましい行動がとれるようにすることを目標とし、各教科を通じて指導を充実する。

(2) 子育て等に関する相談・情報提供体制の整備と家庭教育の支援

(いつでも気軽に相談できる体制の整備・充実)

- 妊娠・出産等に関わる心身の健康の悩みや子育ての悩みなどについて、気軽に相談ができ、情報が得られる体制を住民に身近な地域において整備する。
- このため、市町村保健センター、地域子育て支援センター、家庭児童相談室等を中心として、保育所・児童館等の地域の拠点施設や、母親クラブ・子育てサークル等の地域組織を含め、住民に身近なところでの相談支援体制の構築を推進する。

(地域子育て支援センターの整備)

- 保育所や児童館等において、育児相談や子育てサークルの支援等を行う地域子育て支援センターの整備を推進する。また、保育所が地域の子育て支援機能を担えるような施設・設備の整備を進める。

(児童家庭支援センターの整備)

- ひきこもり・不登校、非行や虐待など、複雑な問題を抱える家庭の悩みに関する相談に応じるとともに、児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行う児童家庭支援センターの整備を進める。

(情報提供の推進)

- 保育所、医療機関や遊び場等、地域における出産・子育てに関する各種資源の状況について、小冊子等により住民にきめ細かく情報を提供する。
- 子育ての悩み等に対応できるよう、24時間家庭教育電話相談など地域における子育てに関する相談機能、情報提供機能の充実を図る。

(家庭教育への支援)

- 基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善惡の判断など基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う家庭教育を支援していくため、地域における子育てに関する学習活動を推進する。特に、父親の家庭教育への参加を推進するため、職場においても家庭教育に関する学習が可能となるよう、企業関係者との連携を図り各種の学習機会を提供するなど、企業における家庭教育支援を推進する。
- 家庭でのしつけの参考となる啓発資料を作成し、乳幼児や小・中学生等を持つ家庭に提供する。

(3) 子育て等に関する地域交流の活性化

(地域交流への支援)

- 出産・子育て等について地域における住民同士の交流が活発化するよう、児童館をはじめとする交流の場の提供や、交流活動に係る情報提供など、子育てサークル等への支援を推進する。

(地域における子育て支援のためのネットワークの整備)

- 地域において、小・中学校、幼稚園、公民館、児童相談所等関係機関・施設が連携・協力しつつ、子育て支援に参加意欲を持つ人々を活用し、子育てに関するしつけや悩みについて気軽に相談に応じるなどの子育て支援のためのネットワークの整備を推進する。

(遊び場・交流の場の確保)

- 子どもが安心して遊ぶことができ、併せて異年齢児童間の交流や親同士の交流も図れるよう、児童館等の施設の整備や企業の福利厚生施設等の活用を推進する。

(子どもをのびのび育てる地域の教育環境の整備)

- 幼稚園や小・中学校を放課後や土曜・日曜日に開放して子どもの遊び場として提供し、地域の人々と子どもの交流を進めるとともに、幼稚園、保育所等の施設と小・中学校との複合的整備や、学校の余裕教室等を利用した保育所や放課後児童クラブの整備、子育てサークルへの開放を進めるなど、学校を子育て支援の拠点としても活用する。
- 未就園児を含め近隣の親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する経験を交流したり、悩みの相談に応じたりするなど、幼稚園を地域の幼児教育センターとして、その施設や機能を開放・活用し、積極的に子育てを支援する活動を推進する。
- 夢を持ったたくましい子どもを地域で育てるため、様々な活動機会についての情報提供や、自然体験・職業体験などの体験活動等の機会と場の提供を図る「全国子どもプラン」を踏まえ、各種の施策を実施することにより、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもの活動を振興する体制を整備する。
- 子どもが心身ともに健全に育つことができるよう、子どもから高齢者までの様々な年齢・技術・技能の人が、各自の希望等に応じ様々なスポーツを定期的・継続的に行うことのできる地域のスポーツ環境の整備を推進する。

(4) 多様な需要に応える地域の子育て支援体制の整備

(安心して預けられる一時的な保育サービスの普及促進)

- 急な用件やパートタイムで働く場合などに保育所で一時的に子どもを預かる一時保育について、より使いやすく身近に利用できるよう普及を図る。また、ベビーシッターの利用などの普及を図る。

(安心して預けられる子育ての相互援助活動への支援)

- 急な残業や子どもの急病等臨時の、突発的な保育需要に対応するため、地域において会員制で相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを拡充する。

(多様な家庭の子育て支援)

- ひとり親家庭においては、就労と子育ての両立が特に重要であることを踏まえ、就労に必要な知識技能の習得のための講習会や、児童福祉施設等における児童の一時的な預かりの実施などにより、ひとり親家庭の子育て支援を行う。
- 実親の養育等を受けられない児童について、家庭の中で児童の自立を支援する観点から、里親制度を一層活用する。

(5) 児童虐待への対応

- 児童虐待については、「児童虐待の防止に関する件」（平成11年12月10日衆議院青少年問題に関する特別委員会決議）の趣旨を踏まえ、早期の発見のため、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所等の機能強化、児童家庭支援センターの整備の推進、関係機関の連携体制の整備等を行う。
- 近年、虐待により児童福祉施設に入所してくる児童が増加していることから、そのような児童の自立を支援するため、児童養護施設の機能の強化及び情緒障害児短期治療施設の整備を進める。

(6) 農山漁村における子育て支援のための環境づくり

(女性が住みやすい農山漁村の環境整備)

- 農山漁村は自然環境に恵まれ、子育てに適した良好な環境にあることから、このような農山漁村地域を若い世代、とりわけ若い女性にとって住みやすく魅力あるものにしていくものとする。
- このため、農林水産業に従事する女性がいきいきと活動できる環境整備を進める観点から、家族間において就業条件や経営の役割分担、収益配分などについて文書で取り決めを交わす家族経営協定の締結の促進等、農作業と子育てが両立しやすい環境の創出に向けた施策を展開する。

- 農山漁村地域における未婚者の性別構成が不均衡な状況に対処して女性の定着・定住を図るため、開かれた社会づくりに向けた施策を推進する。

(7) 子どもを犯罪等から守る活動の推進

(子どもの被害防止活動の推進)

- 子どもを被害者とする犯罪の防止のため、警察から、子どもに対する犯罪の発生状況や危険箇所等に関する情報を学校、PTA、家庭に積極的に提供するとともに、学校等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導を推進する。

(被害にあった子どもの保護の推進)

- 少年サポートセンター等を中心として、被害を受けた少年及びその家庭等に対し、相談、カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を推進する。

(防犯ボランティアに対する積極的な支援等)

- 子どもが犯罪等にあったときの緊急避難所である「子ども110番の家」等に対して、地域における子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供するとともに、ボランティアによるパトロール等の活動を積極的に支援する。また、「子ども110番の家」として郵便局等も活用する。

(子どもを取り巻く有害環境対策の推進)

- PTA、ボランティア等と連携して、街中にまん延するポルノ情報等、子どもの健全育成に有害な環境の浄化活動を推進する。

(体験的な交通安全教育の提供)

- 地域における交通安全教育関係者等の連携・協力体制の強化を図り、参加・体験・実践型の交通安全教育が、「交通安全教育指針」に基づき段階的かつ体系的に行われるようとする。

(8) 児童手当

- 児童手当については、少子化対策を推進する観点から、具体的財源確保、扶養控除制度や他の社会保障制度等との関係等に留意しつつ、給付及び費用負担の在り方等について引き続き検討する。

4. 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備

(基本的考え方)

核家族化やライフスタイルの多様化等に伴う様々な保育サービス需要に適切に対応し、仕事をはじめとする社会活動と子育てとの両立を可能としていくことは、重要な課題である。

このため、以下に掲げるような低年齢児を中心とする保育所受入枠の整備をはじめとした保育サービスの充実と、多様かつ柔軟なサービス提供を推進する。

(1) 必要なときに利用できる保育所等の受入枠の整備等

(保育サービスの計画的整備)

- 保育サービスの充実と多様かつ柔軟なサービス提供を着実に推進するため、現行の緊急保育対策等5か年事業に続く新たな計画を策定し、保育サービスの整備を計画的に推進する。

(保育所の受入枠の整備)

- 育休明けや産休明けをはじめ必要なときに保育所に入所できるよう、低年齢児を中心とする保育所受入枠の整備を、引き続き推進する。併せて、最低基準を満たす認可保育所をつくりやすくし、待機児童の解消等の課題に各地方公共団体が柔軟に対応できるようにする観点から、認可保育所の設置主体制限の撤廃、施設自己所有規制の見直し等の規制緩和を行う。

(放課後児童健全育成事業の推進)

- 昼間保護者のいない家庭の児童について、安全等を確保するとともに、遊びを通じた自主性・社会性・創造性の向上等を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の普及を、引き続き推進する。

(2) 利用者の視点に立った多様な子育て支援サービスの普及促進

(延長保育等の推進による保育所の機能強化)

- 保育所の通常の開所時間以外の保育サービスに対する需要が増大していることから、延長保育、休日保育及び夜間保育の普及を図る。また、障害児保育についても引き続き推進する。

(病気回復時の子どもに対する保育の普及促進)

- 病気回復時の乳幼児で、仕事などのため保護者が世話をすことができない子どもを保育する乳幼児健康支援一時預り事業の普及を図る。

(幼稚園と保育所の連携の推進)

- 幼稚園と保育所との間の施設の共用化、子育て支援事業の連携実施、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた両者の連携施策を推進する。

なお、保育所に係る規制緩和等に伴い、保育所を設置する社会福祉法人による幼稚園の設置についても適切な措置を講ずる。

(幼稚園における子育て支援の充実)

- 保護者が安心して子どもを育てられる環境を整備し、子育てに伴う負担を軽減する観点に立って、幼稚園教育の充実を図るとともに、満3歳児等の就園に関する条件整備や預かり保育の充実など、地域の実態や保護者の要請にできるだけ応えるよう弾力的な運用を促進する。

(事業所内託児施設の設置促進)

- 事業主による、従業員が利用できる事業所内託児施設の設置運営に対する支援を拡充する。

(3) 保育サービスの質の確保と情報公開の推進

(保育サービスの評価に関する研究等の推進)

- 保育サービスの評価の在り方について、調査研究等を推進する。

(保育担当者の資質の向上に向けた研修等の推進)

- 少子化や女性の就労の増大など子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、保育士、幼稚園教員等の資質の向上を図るための研修等を推進する。

(保育サービスに関する情報提供の推進)

- 各地方公共団体における保育サービス等の子育て支援施策の取組状況について、情報提供を行う。また、インターネットの活用等も含めた、保育所・幼稚園等に関する情報の提供を推進する。

5. 子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進

(基本的考え方)

いじめや不登校等の問題へ適切に対応するとともに、親の心理的な負担や経済的な負担の軽減に努め、また、学歴偏重の風潮を是正することは、子どもの健全な成長を図り、子育てに夢を持てる社会を築く上でも強く求められている課題である。

このため、以下に掲げる施策を積極的に推進し、子どもが夢を持ってのびのび育っていくことのできる教育の実現を図る。

(1) 「生きる力」を育てる学校教育等の推進

(「生きる力」を育てる学校教育の推進)

- 子どもにゆとりの中で豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむ学校教育の改善・充実を図るとともに、個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現、入学者選抜の改善、教員の資質向上、教職員配置の在り方の検討など、教育制度の革新と教育条件の整備に積極的に取り組む。
- いじめ、不登校などに対する親の不安の解消のため、学校教育相談体制の充実を図るとともに、いわゆる「学級崩壊」への対応のため学級運営等の改善を図る。
- ボランティア活動や自然体験活動などの体験的・実践的な活動を積極的に取り入れるなど、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。

(自然とのふれあいの機会の提供による体験学習の推進)

- 農林水産業への理解と農山漁村の自然や伝統文化とのふれあいによって子どもの「生きる力」をはぐくむ農林水産業体験学習への支援施策を展開する。
- 全国的小・中学生を対象として「こどもエコクラブ」の設立を呼び掛け、子どもが楽しみながら地域の中で仲間と一緒に自主的に環境学習・活動を行えるよう支援するなど、地域における体験的活動機会の拡大を図る。

- 小・中学生を対象に、国立公園等における清掃、植生保全等の体験活動を実施する。また、自然体験学習フィールドや滞在拠点等の一体的な整備を、引き続き推進する。

(2) 柔軟な学校教育制度への改革

(高等学校教育の改革と中高一貫教育の推進)

- 生徒一人一人の個性をより重視した教育を目指して、総合学科や単位制高等学校、中高一貫教育校の設置促進を図る。

(教員採用方法の改善等)

- 教員の採用については、大学における各種体験的実習等の充実、ボランティア等の活動歴の重視など人物重視の方向で教員採用選考方法を改善するとともに、社会人の学校教育への活用を推進する。また、複数の教員が協力して授業を行うといったチームティーチングの実施などの条件整備に努めるとともに、教員の研修休業制度の創設を検討する。

(幼稚園と小学校の連携)

- 幼稚園と小学校との間で交流を進め、教育内容・方法の連携や相互理解の促進等を通じ、両者の接続の一層の円滑化を図る。

(3) 学校、地域における家庭や子育ての意義等に関する学習の推進

(子育ての意義等に関する学習の推進)

- 学校において、家庭科等を活用して生徒が幼稚園などで乳幼児とふれあう機会を設けるなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実する。

(ボランティア活動等の単位認定の推進)

- 高校生のボランティア活動、就業体験等の学校外における学習の単位認定について、各高等学校における一層の活用を促進する。

(4) 開かれた学校づくりの推進

- 保護者や地域住民に対し学校の教育目標等を説明するとともに、保護者や地域

住民の意向を把握し学校の運営に反映するような仕組みとして、学校評議員制度を導入する。

- 家庭や地域社会との連携・協力を促進するため、地域における子どもと住民の交流の場の整備など学校の地域への開放をより一層進める。

(5) 多様な人生設計に対応した柔軟な大学制度

- 多様な人生設計に対応して、社会人が生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を習得することができるよう、大学等における社会人の再教育を推進する観点から、大学への社会人の受入れの拡大に努めることとし、社会人特別選抜制度、科目等履修生制度の充実や、昼夜開講制、夜間大学院、サテライト教室、公開講座等の充実を推進するとともに、放送メディアを通じ、広く高等教育の機会を提供する放送大学の充実に努める。

(6) 教育に伴う経済的負担の軽減

- 幼稚園就園奨励事業、私学助成、現在講じられている教育や子育てに係る税制上の措置による親の経済的負担の軽減に加え、学生が自立して学べるようにするための育英奨学事業の充実を図る。

6. 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備

(基本的考え方)

子育て世帯がゆとりを持って安心して暮らせる住宅の整備やまちづくり等の推進は、子育てに夢を持てる社会を構築するための重要な課題である。このため、住宅、交通施設・機関、公共施設など、子どもや家庭を取り巻く生活環境全般について、良質な住宅や居住環境の整備、安全性の確保、子連れ外出等をしやすくする歩行環境等のバリアフリー化の推進など、歩いて暮らせる街づくりをはじめ、21世紀の本格的な少子高齢社会に相応しいゆとりある生活環境の実現を目指す。

(1) 良質な住宅の整備

(子育てを支援する良質な住宅、居住環境の整備)

- ゆとりある住生活の実現により子育てがしやすい環境を整備するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するなど、子育て世帯の広くゆとりある住宅の確保を支援する。
- 夫婦で仕事や社会活動をしながら子育てをしやすい環境の整備を推進するため、職住近接した都心居住や、住宅と保育所等の子育て支援施設の一体的整備を推進する。

(自由度の高い住宅供給の推進)

- 子どもの成長等に合わせて住宅の間取りを変え、自由に住み替えができる良質な住宅を供給するための技術開発を行う。

(2) 子ども連れでも安心して外出等ができる生活環境の整備

(安全な生活環境や遊び場等の整備)

- 安心して子ども連れで外出ができ、また、子どもが楽しく安全に遊び、生活できるよう、公園や水辺空間などの身近な遊び場等の整備や、安全な歩行空間の形成、バリアフリー化されたまちづくりを推進する。

(子育てをしながら生涯学習、スポーツ、文化活動等に親しめる環境の整備)

- 子育て中の親が公民館、図書館、博物館、大学などでの生涯学習活動や、スポーツ施設でのスポーツ活動、文化ホール、美術館などで芸術鑑賞をするときに乳幼児連れでも出かけられるように、地域において託児サービスの提供など、子育てが負担とならないような環境整備を図る。

(妊婦、子ども連れにとって利用しやすい公共交通機関の整備)

- 妊婦や子ども連れが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化及び乗継ぎ利便の向上（シームレス化）を推進する。また、新線建設、複々線化等による輸送力増強、オフピーク通勤の推進等により、都市部における通勤・通学時間帯の鉄道の混雑緩和を図る。

(安全な道路交通環境の整備)

- 子どもの通行に配慮した交通規制の実施や交通安全施設の整備を推進し、子どもが安心して通行できる安全な道路交通環境を整備する。また、子ども連れでも安心して自動車で外出することができるよう、子どもの保護者がチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境の整備を推進する。

(安全・安心まちづくりの推進)

- 子どもが性犯罪や誘拐等の犯罪にあわないようなまちづくりを進めるため、通学路や公園等に防犯灯、防犯ベル等の防犯施設の整備を図るとともに、住宅への優良防犯機器の普及を図るなどにより、犯罪の発生しにくい環境の整備を推進する。

(3) 農山漁村における生活環境の整備

- 農山漁村の地域を住みやすく、とりわけ若い世代が喜びと生きがいを持って、子どもを産み育てることができる魅力あるものにしていくため、あぜみちやせせらぎ等の良好な自然環境づくりや集落排水など農山漁村の生活環境の整備を推進する。

第3 少子化対策の推進体制等

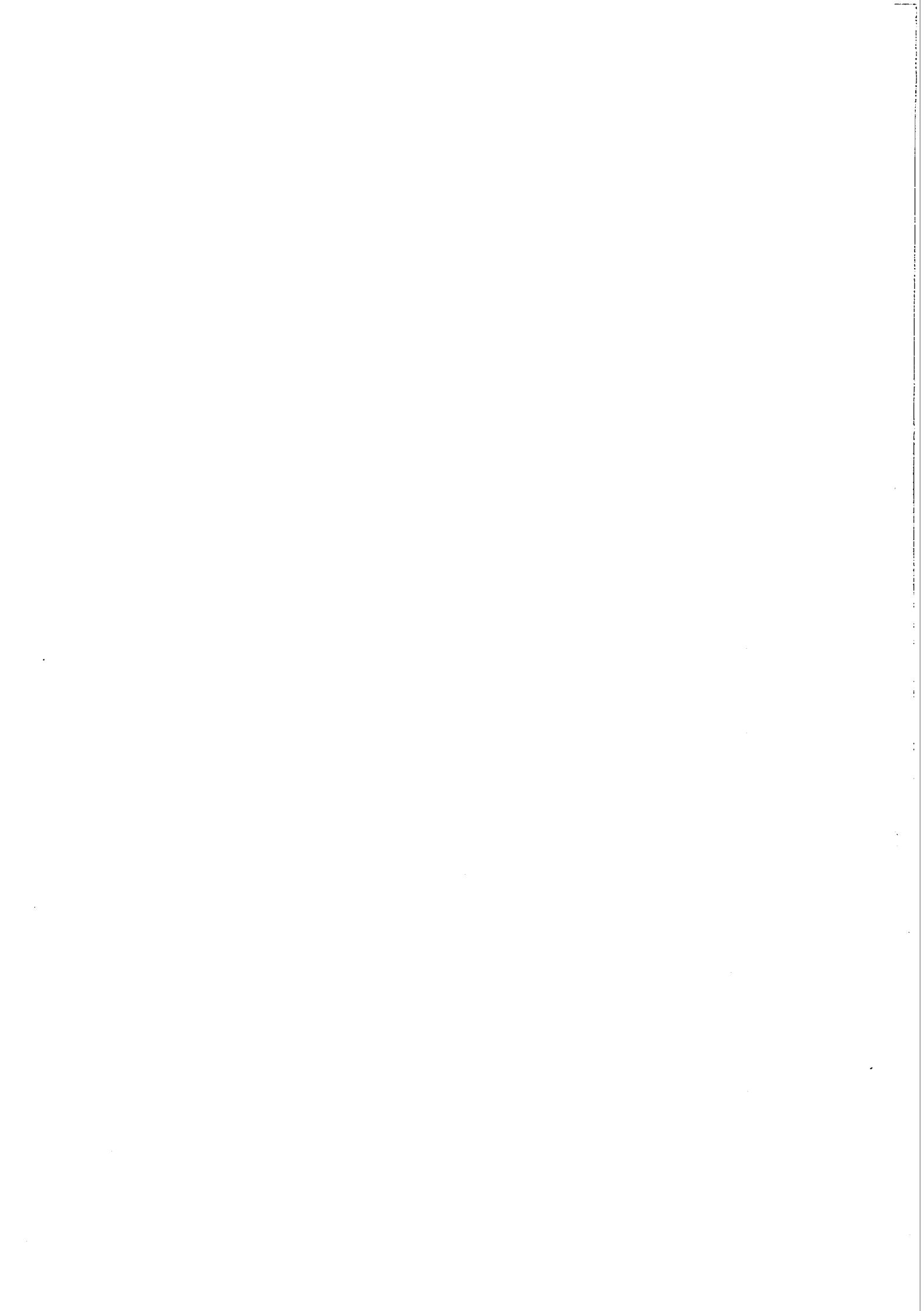
(1) 重点施策についての具体的実施計画

- 少子化対策は、様々な分野の施策にわたるとともに、職場や家庭、地域の在り方など国民生活全般に深く関連することから、その効果的な推進のためには、関係省庁がこの基本方針に沿った施策を密接な連携の下に進めるとともに、社会全体として国民的な理解と広がりをもった取組みを促進することが重要である。
- このため、少子化対策推進関係閣僚会議において、本基本方針に沿った施策のフォローアップを行うとともに、「少子化への対応を推進する国民会議」の活動等を通じて、職場、家庭、地域、学校等における取組みを促進し、また、広く国民に向けた情報発信を行っていくこととする。フォローアップにおいては、本基本方針に沿った具体的施策をはじめ総合的な少子化対策の観点から幅広く検討を行うものとする。

- 本基本方針に盛り込まれた少子化対策のうち、特に重点的に取り組むことが必要な分野である、働き方、保育サービス、相談・支援体制、母子保健、教育、住宅等については、関係省庁において、施策の具体的実施計画（新プラン）を策定し、その効果的な推進を図るものとする。

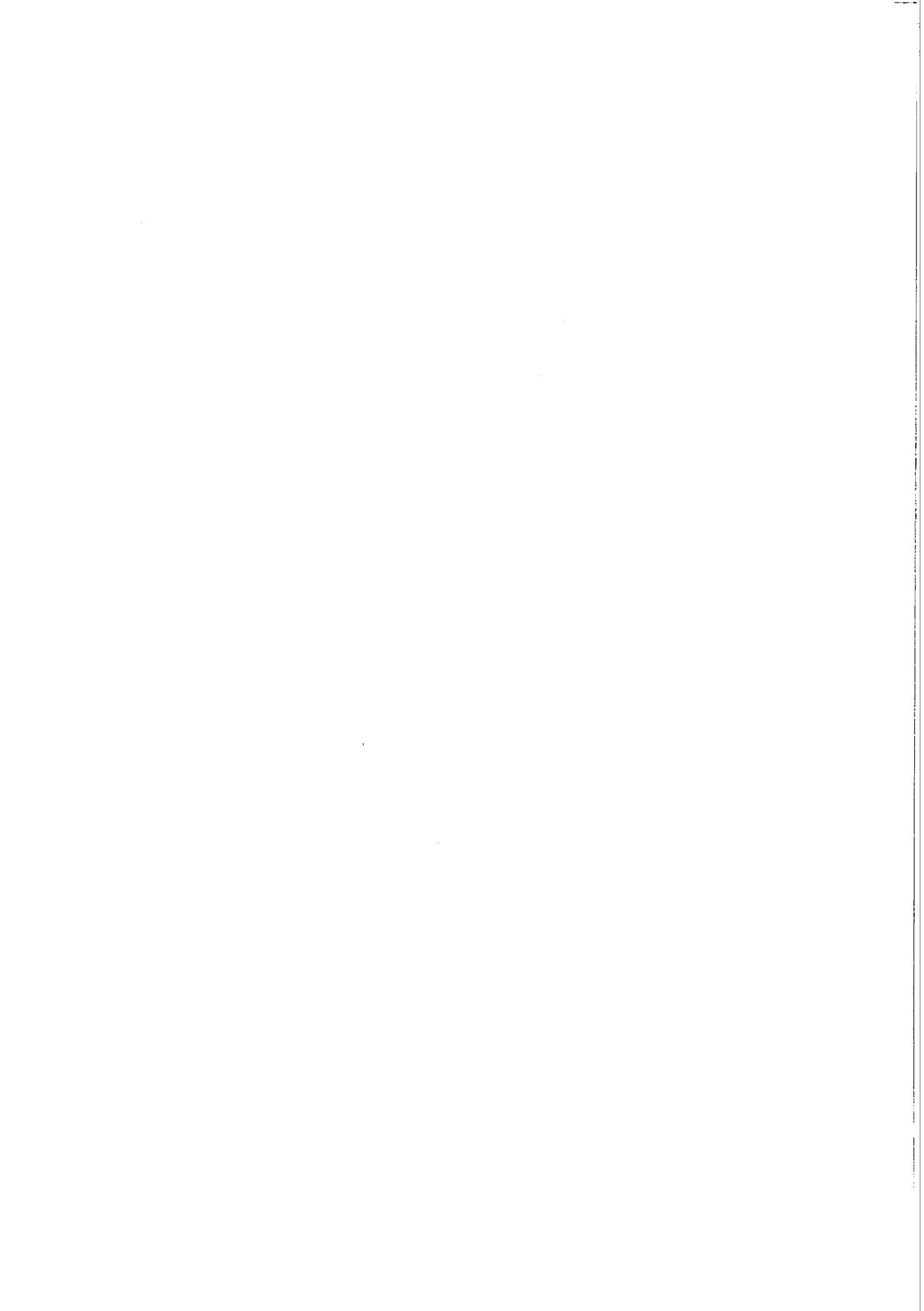
(2) その他

- 少子化が進む他の先進諸国との間において、少子化の原因・背景、少子化対策の在り方についての情報交換や意見交換を進めるものとする。
- 公務員についても、少子化対策推進の重要性、民間企業の雇用者についてとられる施策の検討状況等を踏まえつつ、適切な措置を講ずるものとする。
- 地方公共団体においては、本基本方針の策定趣旨、内容を踏まえ、少子化対策の計画的な推進を図るなど、地域の特性に応じた施策を推進するものとする。



重点的に推進すべき少子化対策 の具体的実施計画について (新エンゼルプラン)

平成 11 年 12 月 19 日
大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治
6 大 臣 合 意



重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）の要旨

平成11年12月19日

I. 趣旨

- 少子化対策については、これまで「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（平成6年12月文部・厚生・労働・建設4大臣合意）及びその具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（平成6年12月大蔵・厚生・自治大臣合意）等に基づき、その推進を図ってきたところ
- このプランは、「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として策定（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣の合意）

II. 主な内容

1. 保育サービス等子育て支援サービスの充実
 - (1) 低年齢児（0～2歳）の保育所受入れの拡大
 - (2) 多様な需要に応える保育サービスの推進
 - ・ 延長保育、休日保育の推進等
 - (3) 在宅児も含めた子育て支援の推進
 - ・ 地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター等の推進
 - (4) 放課後児童クラブの推進
2. 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
 - (1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備
 - ・ 育児休業制度の充実に向けた検討、育児休業給付の給付水準の40%への引上げ（現行25%）、育児休業取得者の代替要員確保及び原職等復帰を行う事業主に対する助成金制度の創設等
 - (2) 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
 - ・ 短時間勤務制度等の拡充や子どもの看護のための休暇制度の検討等
 - (3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援
 - ・ 再就職希望登録者支援事業の整備

3. 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土のは是正

- (1) 固定的な性別役割分業のは是正
- (2) 職場優先の企業風土のは是正

4. 母子保健医療体制の整備

- ・ 国立成育医療センター（仮称）、周産期医療ネットワークの整備等

5. 地域で子どもを育てる教育環境の整備

- (1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実
 - ・ 子どもセンターの全国展開等
- (2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備
 - ・ 家庭教育24時間電話相談の推進等
- (3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実
- (4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実

6. 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

- (1) 学習指導要領等の改訂
- (2) 平成14年度から完全学校週5日制を一斉に実施
- (3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進
 - ・ 総合学科、中高一貫教育校等の設置促進
- (4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備
- (5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進
 - ・ 「心の教室」カウンセリング・ルームの整備、スクールカウンセラー等の配置

7. 教育に伴う経済的負担の軽減

- (1) 育英奨学事業の拡充
- (2) 幼稚園就園奨励事業等の充実

8. 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

- (1) ゆとりある住生活の実現
- (2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備
- (3) 安全な生活環境や遊び場の確保

新エンゼルプランの目標値について

	平成11年度	目標値
低年齢児受入れの拡大	58万人	平成16年度 68万人
延長保育の推進	7,000ヶ所	平成16年度 10,000ヶ所
休日保育の推進	100ヶ所	平成16年度 300ヶ所
乳幼児健康支援一時預かりの推進	450ヶ所	平成16年度 500市町村
多機能保育所等の整備 <small>(5年間の累計で1,600ヶ所)</small>	365か所	平成16年度までに 2,000ヶ所
地域子育て支援センターの整備	1,500ヶ所	平成16年度 3,000ヶ所
一時保育の推進	1,500ヶ所	平成16年度 3,000ヶ所
ファミリー・サポート・センターの整備	62ヶ所	平成16年度 180ヶ所
放課後児童クラブの推進	9,000ヶ所	平成16年度 11,500ヶ所
フレーフレー・テレフォン事業の整備	35都道府県	平成16年度 47都道府県
再就職希望登録者支援事業の整備	22都道府県	平成16年度 47都道府県
周産期医療ネットワークの整備	10都道府県	平成16年度 47都道府県
小児救急医療支援事業の推進	118地区	平成13年度 360地区 <small>(2次医療圏)</small>
不妊専門相談センターの整備	24ヶ所	平成16年度 47ヶ所
子どもセンターの全国展開	365ヶ所	1,000ヶ所程度
子ども放送局の推進	約1,300ヶ所	5,000ヶ所程度
子ども24時間電話相談の推進	16府県	47都道府県
家庭教育24時間電話相談の推進	16府県	47都道府県
総合学科の設置促進	124校	当面 500校程度
中高一貫教育校の設置促進	4校	当面 500校程度
「心の教室」カウンセリング・ルームの整備		平成12年度までに 5,234校を目指す

重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について

平成11年12月19日

〔大蔵・文部・厚生・労働
建設・自治 6大臣合意〕

I. 策定の趣旨

少子化対策については、これまで、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（平成6年12月文部・厚生・労働・建設4大臣合意）及びその施策の具体化の一環としての「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（平成6年12月大蔵・厚生・自治3大臣合意）等に基づき、その推進を図ってきたところであるが、今般、「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」において、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画を取りまとめることとされたことから、このプランを策定する。

II. 施策の目標

1 保育サービス等子育て支援サービスの充実

必要なときに利用できる多様な保育サービスを整備する。
また、在宅の乳幼児も含めた子育て支援を充実する。

平成11年度

平成16年度

(1) 低年齢児の受入れの拡大

[需要の多い0～2歳の保育所受入枠] 58万人 → 68万人

○ 入所待機対策として、併せて、少子化対策臨時特例交付金の活用、保育所の設置主体制限の撤廃等の規制緩和、応急策として家庭的保育の導入等を行う。

平成11年度

平成16年度

(2) 多様な需要に応える保育サービスの推進

① 延長保育の推進 7,000ヶ所 → 10,000ヶ所

[通常の11時間を超える保育]

② 休日保育の推進 100ヶ所 → 300ヶ所

[休日や祝日の保育]

③ 乳幼児健康支援一時預かりの 450ヶ所 → 500市町村
推進

[病気回復期にある乳幼児の保育]

④ 多機能保育所等の整備 平成16年度までに

2,000ヶ所

多様なサービスを提供できる
多機能保育所等の保育所の
整備

(注) 11年度補正の活用を含む

平成11年度

平成16年度

(3) 在宅児も含めた子育て支援の推進

① 地域子育て支援センターの整備 1,500ヶ所 → 3,000ヶ所

[育児相談や育児サークル支
援等を行うセンター]

	平成 11 年度	平成 16 年度
② 一時保育の推進		<u>1, 500ヶ所</u> → <u>3, 000ヶ所</u>
〔専業主婦家庭の休養・急病や 育児疲れ解消、パート就労等 に対応した一時預かり〕		
○ 保健面に重点を置いた育児相談、保護者の病気等の際の訪問型の一時保育、出産直後の訪問育児支援等の措置を講ずる。		
③ ファミリー・サポート・センターの整備		
〔地域において子育ての相互援助 活動を行う会員制の組織〕	<u>62ヶ所</u>	→ <u>180ヶ所</u>
(4) 放課後児童クラブの推進	平成 11 年度 <u>9, 000ヶ所</u>	平成 16 年度 <u>11, 500ヶ所</u>
〔保護者が労働等により昼間 家庭にいない小学校低学年 児童の放課後対策〕		

2 仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

(1) 育児休業を取りやすく、職場復帰をしやすい環境の整備

育児休業を取りたい人が、育児休業を取ることができるよう、以下の施策を実施

① 育児休業制度の充実に向けた検討

労働者が育児休業を取りやすく、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、その経験、能力を活かして働き続けることができるよう復帰後の職務や待遇の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

② 育児休業給付の見直し

育児休業給付の給付水準については、40%への引上げ（現行25%）を平成12年度中に実施する。

③ 事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援の促進

- 育児休業取得者に対する代替要員の確保及び原職等復帰を促進するための助成金制度の創設
- 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の拡充

(2) 子育てのための時間確保の推進等子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備

- | | |
|-----------------------------|---|
| 平成 11 年度 | 平成 16 年度 |
| ① フレーフレー・テレフォン事業の整備 | <u>35 都道府県</u> → <u>47 都道府県</u> |
| 〔子育てサービス等に関し、電話等による相談、情報提供〕 | |
| ② 事業主による子育て支援の促進 | 事業所内託児施設助成金制度の拡充等助成金制度の利用の促進 |
| ③ 子育てのための時間確保の推進に関する検討 | 以下の点について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
○ 短時間勤務制度等子育てに配慮した勤務時間に関する制度の拡充
○ 育児等を行う労働者の時間外労働が長時間にわたる場合に当該労働者が時間外労働の免除を請求することができる制度 |
| ④ 労働時間の短縮等の推進 | 週 40 時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を柱として年間総実労働時間 1,800 時間の達成・定着に向けた労働時間対策に取り組む。 |
| ⑤ 子どもの看護のための休暇制度の検討 | 子どもの看護のための休暇制度について実態を把握の上、その在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

(3) 出産・子育てのために退職した者に対する再就職の支援

- | | |
|---|---------------------------------|
| 平成 11 年度 | 平成 16 年度 |
| 再就職希望登録者支援事業の整備 | <u>22 都道府県</u> → <u>47 都道府県</u> |
| 〔子育て等のために退職した再就職希望登録者に対するセミナー、情報提供、自己啓発への援助等〕 | |

3 働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土のは是正

(1) 固定的な性別役割分業のは是正

① 職場における性別役割分担のは是正

- 「女性と仕事の未来館」における女性の職域拡大のためのセミナー、相談、情報提供の実施等
- 男女雇用機会均等月間における均等推進企業表彰及び事業主に対する啓発活動の実施

② 男女の雇用機会均等の確保

- 女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）に関する企業のトップセミナーや業種別使用者会議、中小企業の人事労務担当者等を対象にしたセミナーの実施
- 中小企業に重点を置いた男女雇用機会均等法の説明会の開催等による法の周知徹底

(2) 職場優先の企業風土のは是正

① 国民的な広報活動の実施

仕事と家庭を考える月間等の機会をとらえ、労使の協力を得つつ、職場優先の企業風土のは是正に関する意識啓発、広報活動を重点的に実施

② ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

国際的なシンポジウム等を開催するとともに、事業主団体に対する助成金の支給、企業経営者や管理職等を対象としたセミナー、企業表彰を実施

4 母子保健医療体制の整備

母子保健水準の改善を目指し、安心して妊娠・出産・育児ができる体制を整備する。

① 国立成育医療センター（仮称）の整備等

国立成育医療センター（仮称・平成13年度開設）の整備や、それを中核とする成育医療に関する政策医療ネットワークの構築により、高度な小児、周産期、不妊等の医療提供、研究等を推進する。

平成 11 年度

平成 16 年度

② 総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療ネットワークの整備

10 都道府県 → 47 都道府県
リスクの高い妊娠婦や新生児に適切な医療を提供するための一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制

(平成 13 年度)

③ 小児救急医療支援の推進

118 地区 → 360 地区
(2 次医療圏)
2 次医療圏に小児専門の
救急医療体制を整備

平成 11 年度

平成 16 年度

④ 不妊専門相談センターの整備

24ヶ所 → 47ヶ所
不妊に悩む夫婦に対し、治療に関する
情報提供や精神面での相談を実施

5 地域で子どもを育てる教育環境の整備

(1) 体験活動等の情報提供及び機会と場の充実

① 子どもセンターの全国展開

[親や子どもに体験活動等に関する情報提供を行う組織の在り方の研究]
365ヶ所 (平成 11 年度) → 1,000ヶ所程度 を目標に展開

② 子ども放送局の推進

[教育情報衛星通信ネットワークを利用した、子ども向け番組の配信]
約 1,300ヶ所 (平成 11 年度) → 5,000ヶ所程度 を目標に推進

③ 子どもの活動の機会と場の拡大のため各省庁等と連携した事業の推進

④ 子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実する地域こども文化プランの推進

⑤ 子ども 24 時間電話相談 (調査研究事業) の推進

16 府県 (平成 11 年度) → 47 都道府県 を目標に推進

(2) 地域における家庭教育を支援する子育て支援ネットワークの整備

① 家庭教育手帳・ノートを作成、乳幼児や小・中学生等を持つ親に順次配布

- (2) 家庭教育24時間電話相談（調査研究事業）の推進
16府県（平成11年度） → 47都道府県を目標に推進
 - (3) 子育てサポーターの配置による地域における子育て支援ネットワーク構築事業を実施し、その成果を各市町村に普及
- (3) 学校において子どもが地域の人々と交流し、様々な社会環境に触れられるような機会の充実
地域住民のニーズに応えられるよう学校開放事業を推進するとともに、余裕教室を社会教育施設や社会福祉施設等に有効利用するための施策を推進
- (4) 幼稚園における地域の幼児教育センターとしての機能等の充実
保護者と地域のニーズに十分応えられるよう、預かり保育や子育て支援事業を推進

6 子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

- (1) 学習指導要領等の改訂
自ら学び自ら考える力など一人一人の子どもたちに「生きる力」を育成することをねらいとして学習指導要領等を改訂
〔幼稚園（平成12年度から実施）、小・中学校（平成14年度から実施）、高等学校（平成15年度から学年進行で実施）、盲・聾・養護学校（平成12年度から順次実施）〕
- (2) 平成14年度から完全学校週5日制を一斉に実施
- (3) 高等学校教育の改革及び中高一貫教育の推進
 - ① 総合学科の設置促進
124校（平成11年度） → 総合学科を設置する公立高等学校を高等学校の通学範囲（全国で500程度）に少なくとも1校整備
 - ② 単位制高等学校の設置促進
 - ③ 中高一貫教育校の設置促進
4校（平成11年度） → 高等学校の通学範囲（全国で500程度）に少なくとも1校整備

(4) 子育ての意義や喜びを学習できる環境の整備

- ① 中学校、高等学校の全ての生徒が家庭科等において子どもの発達や家庭等に関する内容を学習するよう改訂した学習指導要領を平成14年度から中学校、平成15年度から高等学校で実施
- ② 高校生が幼稚園等で児童とふれあう体験学習の機会の充実
高校生保育・介護体験総合推進事業を教育委員会に研究委託し、その成果を普及することにより、全ての高等学校において保育・介護体験を推進

(5) 問題行動へ適切に対応するための対策の推進

- ① 「心の教室」カウンセリング・ルームを平成12年度までに、5, 234校（全国の公立小中学校の半数）を目途に整備
- ② スクールカウンセラー及び「心の教室相談員」を可能な限り多くの学校に配置

7 教育に伴う経済的負担の軽減

(1) 育英奨学事業の拡充

学生が自立し安心して学べるようにするために、希望する学生が奨学金の貸与を受けられるよう事業を充実

(2) 幼稚園就園奨励事業等の充実

- ① 第1子に比べて第2子、第3子について保護者負担を軽減
- ② 満3歳児について希望者が入園できるよう条件整備を推進

8 住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

(1) ゆとりある住生活の実現

- ① 広くて良質な住宅の整備により、1人当たり床面積を欧州並みの水準に引き上げるとともに、居住環境を抜本的に改善
- ② 特定優良賃貸住宅制度の活用や公団賃貸住宅の供給により、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進

- ③ 住宅金融公庫融資等の活用により、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、三大都市圏において子育て世帯等が初めて共同住宅を取得する際の融資額の増額など子育て世帯の広くゆとりある住宅の取得を支援
- ④ 公営住宅及び特定優良賃貸住宅における多子世帯等の優先入居を推進

(2) 仕事や社会活動をしながら子育てしやすい環境の整備

- ① 大都市の都心部等において、職住近接型の良質な市街地住宅の供給、良好な住宅市街地の整備の推進、公団賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の供給の促進により、職住近接で子育てのしやすい都心居住を推進
- ② 公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等の実施の中で、住宅等と保育所等の一体的整備等を推進

(3) 安全な生活環境や遊び場の確保

- ① 住宅系地区等において、通過交通の進入を抑えるコミュニティ道路や歩車共存道路などの整備を推進
- ② コミュニティ道路やハンプ、クランクなどを面的に整備するコミュニティ・ゾーン形成事業を推進
- ③ 「通学路点検」や「交通安全総点検」などによる、子どもの視点に立った歩道の補修などの改善を推進
- ④ 市街地における幅の広い歩道の整備、既設歩道の段差・傾斜・勾配の改善などによるバリアフリー歩行空間ネットワークの形成を推進
- ⑤ 都市公園のネットワーク、河川の機能を活かした遊び場等を整備



児童手当制度の改正について

平成 12 年 2 月 28 日
厚生省児童家庭局

児童手当制度の主な沿革

昭和47年 制度発足

第3子以降を対象 義務教育終了前

手当額 3,000円

57年 特例給付の導入

【本則給付の財源】事業主拠出金及び公費。ただし、非サラリーマンは
公費のみ、公務員は所属庁の負担。

【特例給付の財源】事業主拠出金。ただし、公務員は所属庁の負担。

61年 第2子以降に拡大 義務教育就学前

手当額 第2子 2,500円 第3子以降 5,000円

平成4年 第1子まで拡大 3歳未満に重点化

手当額増額 第1・2子 5,000円

第3子以降 10,000円

6年 児童育成事業の創設

現行児童手当制度の概要

【制度の目的】 児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに
次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する

【支給対象】 第1子以降 0歳から3歳未満

256万児童（11年度）

【額】 第1子・第2子 5,000円/月

第3子以降 10,000円/月

【所得制限】 432.5万円未満

ただしサラリーマンは670.0万円未満

夫婦と児童2人の世帯の年収ベース

【給付費】 約1,780億円

事業主拠出金	約1,200億円
給与の0.09%	
国 庫	約 330億円
地 方	約 250億円

児童手当制度改正案の概要 (児童手当法の一部を改正する法律案)

1. 支給対象年齢の延長

現行 3歳未満 → 改正案 義務教育就学前まで
(6歳到達後最初の年度末まで)

2. 手当額

現行どおり

第1子	月額 5,000円
第2子	月額 5,000円
第3子以降	月額 10,000円

3. 所得制限

現行どおり

4. 費用負担

0歳～3歳未満	現行どおり
3歳～義務教育就学前	国 2/3 地方 1/3 (公務員は全額所属庁)

5. 実施時期

平成12年6月

6. 所要額(公費)

約1,500億円
(満年度ベース 約2,200億円)

児童手当の財源内訳

サラリーマン

0～3歳未満
支給額:12年度
670.0万円→

特例給付
432.5万円→
本則給付

事業主	10/10			
事業主	7/10	国	2/10	地方 1/10
	189万人			

265万人

▲

自営業者

公務員

3歳～就学前
支給額:12年度
670.0万円→

432.5万円→

國	2/3	地方	1/3	
213万人				

51万人

26万人

※支給対象児童数は、夫婦2人十子2人の家庭の場合の年収。

299万人

29万人

26万人

主要国の児童手当制度 (アメリカには児童手当制度なし)

	イギリス [児童手当]	ドイツ [児童手当]	フランス [家族手当]	スペイン [児童手当]	日本 [児童手当]
支給対象児童	第1子から	第1子から	第2子から	第1子から	第1子から
支給月額	16歳未満 全日制教育を受けている場合は 19歳未満	18歳未満 学生等は21歳未満 失業者は21歳未満	16歳以下 (義務教育終了まで) 学生等の場合は20歳到達まで	16歳未満 (義務教育終了前) 20歳の春学期まで奨学手当	3歳未満
所得制限	なし	なし	なし	なし	※
財源	全額国庫負担	公費 (税額控除方式) 児童手当及び児童扶養控除に要する 費用の負担割合は連邦74%、州及び 自治体26%	自営業者等の被保険者保険料、事業 主保険料、国債の保険料負担分、且 て税 (一般拠出金等)、国による補 助	全額国庫負担	使用者 事業主7/10 非使用者 国 2/10; 地方1/10 特例給付 全額事業主負担
運営	政府	政府	家族手当金庫	政府	政府
児童扶養控除	なし	児童手当と扶養控除の有利な方を選 択	N分N乗方式	なし	あり

(注) 1. イギリスの手当額は週単位であり、これを月額に換算した。

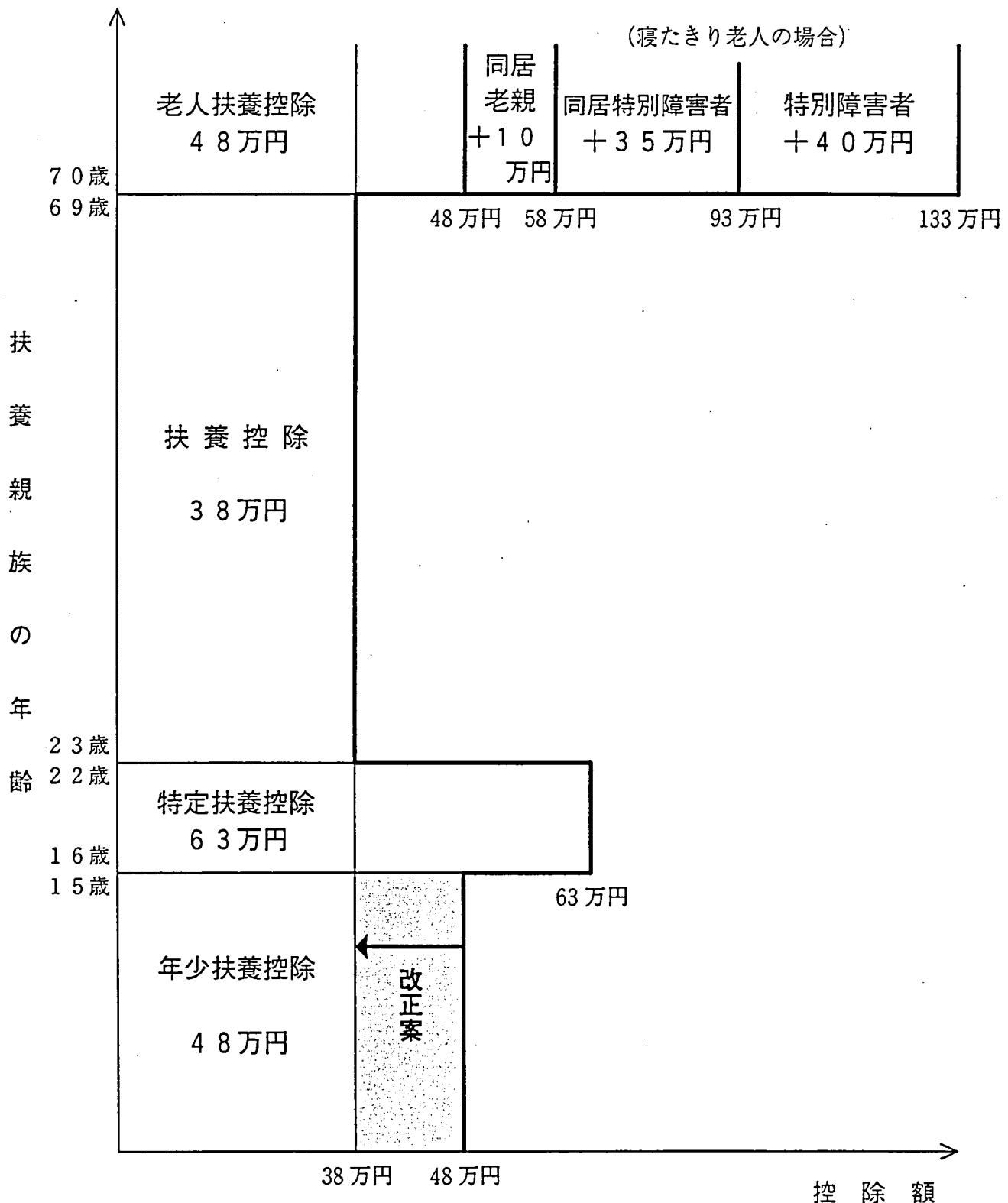
2. 换算レートは1999.4.1日銀発表のレート

1 ドイツマルク=¥ 66.36 1 クローナ = ¥ 14.59

1 ボンド = ¥ 193.99 1 フラン・フラン=¥ 19.79 (参考 1 ドル=¥ 120.40)

※は11年6月から

所得税における扶養控除の改正について



平成12年1月27日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

中央児童福祉審議会

委員長 江草 安彦

児童手当制度の改正について（答申）

平成12年1月24日付け厚生省発児第4号で諮問のあった標記の件については、少子化対策が急がれる状況の下、総合的な少子化対策の一環として、児童手当について当面の改善措置を講ずるものとして、了承する。

児童手当制度の在り方については、今後、少子化対策としての効果、税制など他の施策との関連、財源の在り方などを含め、少子化対策全体の推進を図っていく中で、十分な検討をすべきである。

なお、審議に際し、一部の委員より、今回の児童手当制度改正案については、諮問に至るまでの経緯及び財源の在り方も含めた児童手当の在り方について十分な検討がなされたとは言い難いことから反対であるとの意見があった。

総社第21号
平成12年2月2日

厚生大臣 丹羽雄哉 殿

社会保障制度審議会
会長 宮澤健一

児童手当制度の改正について（答申）

平成12年1月31日厚生省発児第5号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

記

今回の改正案は、児童手当について、税制の調整によって得られる財源をもって、就学前児童の養育費負担を軽減する観点から改善を図ろうとするものであり、支給対象年齢の拡大を図ったことや扶養控除と児童手当の調整に踏み込む方向性については理解できる。

しかしながら、児童手当の給付及び財源に関する根本的な検討が不十分なこと、今回の改正案における税負担と給付の配分の変化に問題が残ること等を考慮すれば、当面の措置であるとしても問題なしとしない。

現下の少子化の急速な進展状況に照らして、総合的な対策を計画的かつ強力に推進していくべきであり、今後、そのための少子化対策の体系的な検討の中で、児童手当の具体的な在り方について、雇用・賃金、税制等との関連にも留意しつつ、速やかに検討を行うべきである。

平成11年 人口動態統計の年間推計

平成11年の年間推計の数値は、人口動態統計速報の平成11年1月から10月分までを基礎資料として、日本における日本人について推計したものである。

厚生省大臣官房統計情報部

担当係：人口動態統計課 月報調整係

TEL 03-3503-1711 (内線4327)
03-3595-2813 (タ・イヤルイン)

この概況は、インターネット（厚生省ホームページ（<http://www.mhw.go.jp>）の「統計情報」→「統計情報部のページ」→「最近発表の統計」→「人口動態調査」）でご覧いただけます。

人口動態総覧、前年比較

	実 数			率		平均発生間隔	
	平成11年(A)	平成10年(B)	差(A)-(B)	平成11年	平成10年	平成11年	平成10年
出生	1 175 000	1 203 147	- 28 000	9.4	9.6	分 秒 27"	分 秒 26"
死亡	985 000	936 484	49 000	7.9	7.5	32"	34"
自然増加	190 000	266 663	- 77 000	1.5	2.1
死産	39 000	38 988	0	32.1	31.4	13' 29"	13' 29"
婚姻	773 000	784 595	- 12 000	6.2	6.3	41"	40"
離婚	249 000	243 183	6 000	1.98	1.94	2' 07"	2' 10"

注：平成10年は確定値である。

出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率は人口千対、死産率は出産（出生+死産）千対である。

率算出に用いた人口：平成11年10月1日現在推計日本人人口 125 470 000人（総務庁統計局
推計の同日現在総人口（概算値）から、人口動態統計課で試算）

1 出生数は減少

出生数は117万5000人で、平成10年の120万3000人より2万8000人減と推計される。

出生率（人口千対）は9.4となり、平成10年の9.6を下回る。

2 死亡数は増加

死亡数は98万5000人で、平成10年の93万6000人より4万9000人増と推計される。

死亡率（人口千対）は7.9となり、平成10年の7.5を上回る。

なお、3大死因の死亡数は、第1位が悪性新生物で29万人、第2位心疾患 15万3000人、
第3位脳血管疾患 14万1000人と推計される。（次頁参照）

また、死産数は3万9000胎、死産率（出産千対）は32.1と推計される。

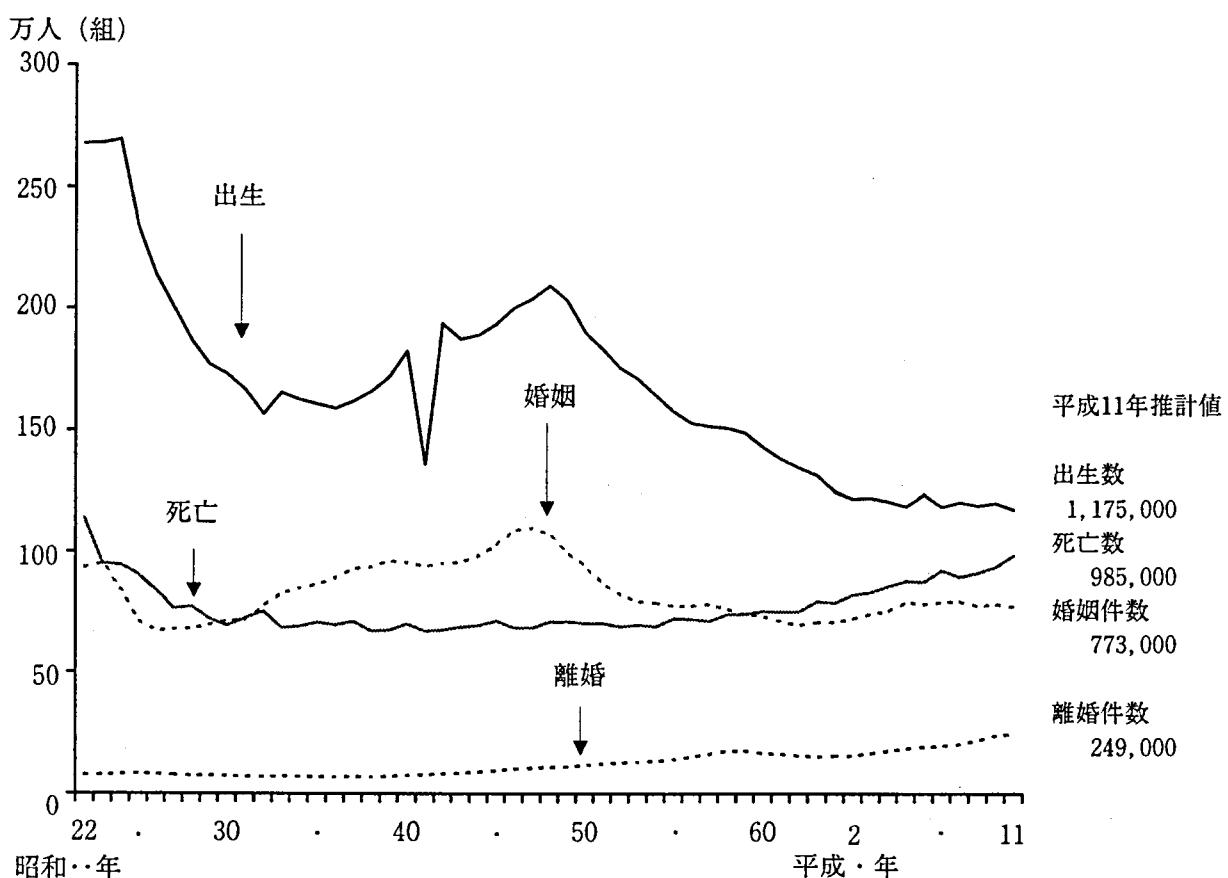
3 婚姻件数は減少、離婚件数は増加

婚姻件数は77万3000組で、平成10年の78万5000組より1万2000組減と推計される。

婚姻率（人口千対）は6.2となり、平成10年の6.3を下回る。

また、離婚件数は24万9000組で、平成10年の24万3000組より6000組増と推計され、離婚率（人口千対）は1.98となり、平成10年の1.94を上回る。組数、率ともに過去最高である。

人口動態総覧の年次推移



死因順位別死亡数の年次推移

死因順位	昭和55年		60年		平成2年		10年		11年	
	死因名	死亡数								
第1位	脳血管疾患	162 317	悪性新生物	187 714	悪性新生物	217 413	悪性新生物	283 921	悪性新生物	290 000
第2位	悪性新生物	161 764	心疾患	141 097	心疾患	165 478	心疾患	143 120	心疾患	153 000
第3位	心疾患	123 505	脳血管疾患	134 994	脳血管疾患	121 944	脳血管疾患	137 819	脳血管疾患	141 000

注：平成10年までは確定値、11年は推計値である。

参考資料

第1表 人口動態総覧の年次推移

年次	出生数	死亡数	自然増加数	死産数	婚姻件数	離婚件数
昭和 22年	2 678 792	1 138 238	1 540 554	123 837	934 170	79 551
23	2 681 624	950 610	1 731 014	143 963	953 999	79 032
24	2 696 638	945 444	1 751 194	192 677	842 170	82 575
25	2 337 507	904 876	1 432 631	216 974	715 081	83 689
26	2 137 689	838 998	1 298 691	217 231	671 905	82 331
27	2 005 162	765 068	1 240 094	203 824	676 995	79 021
28	1 868 040	772 547	1 095 493	193 274	682 077	75 255
29	1 769 580	721 491	1 048 089	187 119	697 809	76 759
30	1 730 692	693 523	1 037 169	183 265	714 861	75 267
31	1 665 278	724 460	940 818	179 007	715 934	72 040
32	1 566 713	752 445	814 268	176 353	773 362	71 651
33	1 653 469	684 189	969 280	185 148	826 902	74 004
34	1 626 088	689 959	936 129	181 893	847 135	72 455
35	1 606 041	706 599	899 442	179 281	866 115	69 410
36	1 589 372	695 644	893 728	179 895	890 158	69 323
37	1 618 616	710 265	908 351	177 363	928 341	71 394
38	1 659 521	670 770	988 751	175 424	937 516	69 996
39	1 716 761	673 067	1 043 694	168 046	963 130	72 306
40	1 823 697	700 438	1 123 259	161 617	954 852	77 195
41	1 360 974	670 342	690 632	148 248	940 120	79 432
42	1 935 647	675 006	1 260 641	149 389	953 096	83 478
43	1 871 839	686 555	1 185 284	143 259	956 312	87 327
44	1 889 815	693 787	1 196 028	139 211	984 142	91 280
45	1 934 239	712 962	1 221 277	135 095	1 029 405	95 937
46	2 000 973	684 521	1 316 452	130 920	1 091 229	103 595
47	2 038 682	683 751	1 354 931	125 154	1 099 984	108 382
48	2 091 983	709 416	1 382 567	116 171	1 071 923	111 877
49	2 029 989	710 510	1 319 479	109 738	1 000 455	113 622
50	1 901 440	702 275	1 199 165	101 862	941 628	119 135
51	1 832 617	703 270	1 129 347	101 930	871 543	124 512
52	1 755 100	690 074	1 065 026	95 247	821 029	129 485
53	1 708 643	695 821	1 012 822	87 463	793 257	132 146
54	1 642 580	689 664	952 916	82 311	788 505	135 250
55	1 576 889	722 801	854 088	77 446	774 702	141 689
56	1 529 455	720 262	809 193	79 222	776 531	154 221
57	1 515 392	711 883	803 509	78 107	781 252	163 980
58	1 508 687	740 038	768 649	71 941	762 552	179 150
59	1 489 780	740 247	749 533	72 361	739 991	178 746
60	1 431 577	752 283	679 294	69 009	735 850	166 640
61	1 382 946	750 620	632 326	65 678	710 962	166 054
62	1 346 658	751 172	595 486	63 834	696 173	158 227
63	1 314 006	793 014	520 992	59 636	707 716	153 600
平成元年	1 246 802	788 594	458 208	55 204	708 316	157 811
2	1 221 585	820 305	401 280	53 892	722 138	157 608
3	1 223 245	829 797	393 448	50 510	742 264	168 969
4	1 208 989	856 643	352 346	48 896	754 441	179 191
5	1 188 282	878 532	309 750	45 090	792 658	188 297
6	1 238 328	875 933	362 395	42 962	782 738	195 106
7	1 187 064	922 139	264 925	39 403	791 888	199 016
8	1 206 555	896 211	310 344	39 536	795 080	206 955
9	1 191 665	913 402	278 263	39 546	775 651	222 635
10	1 203 147	936 484	266 663	38 988	784 595	243 183
11	1 175 000	985 000	190 000	39 000	773 000	249 000

注：昭和47年以前は沖縄県を含まない。平成10年までは確定値、平成11年は推計値である。

第2表 人口動態総覧(率)の年次推移

年 次	出生率 (人 口 千 対)	死 亡 率 (人 口 千 対)	自然増加率 (人 口 千 対)	死 産 率 (出産千対)	婚 姻 率 (人 口 千 対)	離 婚 率 (人 口 千 対)	合計特殊 出生率
昭和 22 年	34.3	14.6	19.7	44.2	12.0	1.02	4.54
23	33.5	11.9	21.6	50.9	11.9	0.99	4.40
24	33.0	11.6	21.4	66.7	10.3	1.01	4.32
25	28.1	10.9	17.2	84.9	8.6	1.01	3.65
26	25.3	9.9	15.4	92.2	7.9	0.97	3.26
27	23.4	8.9	14.4	92.3	7.9	0.92	2.98
28	21.5	8.9	12.6	93.8	7.8	0.86	2.69
29	20.0	8.2	11.9	95.6	7.9	0.87	2.48
30	19.4	7.8	11.6	95.8	8.0	0.84	2.37
31	18.4	8.0	10.4	97.1	7.9	0.80	2.22
32	17.2	8.3	8.9	101.2	8.5	0.79	2.04
33	18.0	7.4	10.5	100.7	9.0	0.80	2.11
34	17.5	7.4	10.1	100.6	9.1	0.78	2.04
35	17.2	7.6	9.6	100.4	9.3	0.74	2.00
36	16.9	7.4	9.5	101.7	9.4	0.74	1.96
37	17.0	7.5	9.5	98.8	9.8	0.75	1.98
38	17.3	7.0	10.3	95.6	9.7	0.73	2.00
39	17.7	6.9	10.7	89.2	9.9	0.74	2.05
40	18.6	7.1	11.4	81.4	9.7	0.79	2.14
41	13.7	6.8	7.0	98.2	9.5	0.80	1.58
42	19.4	6.8	12.7	71.6	9.6	0.84	2.23
43	18.6	6.8	11.8	71.1	9.5	0.87	2.13
44	18.5	6.8	11.7	68.6	9.6	0.89	2.13
45	18.8	6.9	11.8	65.3	10.0	0.93	2.13
46	19.2	6.6	12.6	61.4	10.5	0.99	2.16
47	19.3	6.5	12.8	57.8	10.4	1.02	2.14
48	19.4	6.6	12.8	52.6	9.9	1.04	2.14
49	18.6	6.5	12.1	51.3	9.1	1.04	2.05
50	17.1	6.3	10.8	50.8	8.5	1.07	1.91
51	16.3	6.3	10.0	52.7	7.8	1.11	1.85
52	15.5	6.1	9.4	51.5	7.2	1.14	1.80
53	14.9	6.1	8.8	48.7	6.9	1.15	1.79
54	14.2	6.0	8.3	47.7	6.8	1.17	1.77
55	13.6	6.2	7.3	46.8	6.7	1.22	1.75
56	13.0	6.1	6.9	49.2	6.6	1.32	1.74
57	12.8	6.0	6.8	49.0	6.6	1.39	1.77
58	12.7	6.2	6.5	45.5	6.4	1.51	1.80
59	12.5	6.2	6.3	46.3	6.2	1.50	1.81
60	11.9	6.3	5.6	46.0	6.1	1.39	1.76
61	11.4	6.2	5.2	45.3	5.9	1.37	1.72
62	11.1	6.2	4.9	45.3	5.7	1.30	1.69
63	10.8	6.5	4.3	43.4	5.8	1.26	1.66
平成 元 年	10.2	6.4	3.7	42.4	5.8	1.29	1.57
2	10.0	6.7	3.3	42.3	5.9	1.28	1.54
3	9.9	6.7	3.2	39.7	6.0	1.37	1.53
4	9.8	6.9	2.9	38.9	6.1	1.45	1.50
5	9.6	7.1	2.5	36.6	6.4	1.52	1.46
6	10.0	7.1	2.9	33.5	6.3	1.57	1.50
7	9.6	7.4	2.1	32.1	6.4	1.60	1.42
8	9.7	7.2	2.5	31.7	6.4	1.66	1.43
9	9.5	7.3	2.2	32.1	6.2	1.78	1.39
10	9.6	7.5	2.1	31.4	6.3	1.94	1.38
11	9.4	7.9	1.5	32.1	6.2	1.98	...

注：(1) 昭和47以前は沖縄県を含まない。平成10年までは確定値、平成11年は推計値である。

(2) 合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。

第3表 人口動態総覧（率）の国際比較

国 名	出生率 (人口千対)		死亡率 (人口千対)		婚姻率 (人口千対)		離婚率 (人口千対)		合計特殊出生率
	年	値	年	値	年	値	年	値	
日本	'99)	9.4	'99)	7.9	'99)	6.2	'99)	1.98	'98) 1.38
イギリス	'97)	* 12.3	'97)	* 10.7	'95)	5.5	'95)	2.89	'97) 1.71
イタリア	'97)	* 9.2	'97)	* 9.8	'97)	* 4.8	'95)	0.47	'97) 1.22
スウェーデン	'98)	* 10.0	'98)	* 10.5	'96)	3.8	'96)	2.42	'97) 1.53
ドイツ連邦共和国	'98)	* 9.7	'98)	* 10.4	'97)	* 5.1	'96)	2.14	'96) 1.32
フランス	'98)	* 12.6	'98)	* 9.2	'96)	* 4.8	'96)	1.90	'97) 1.71
アメリカ合衆国	'97)	* 14.6	'97)	* 8.6	'96)	* 8.8	'96)	4.33	'97) 2.03

注：*印は暫定値である。日本の1999年は推計値である。

資料：(1)日本 人口動態統計

(2)外国 出生率・死亡率は、UN, POPULATION AND VITAL STATISTICS REPORT, July. 1999

婚姻率・離婚率はUN, DEMOGRAPHIC YEARBOOK, 1997

合計特殊出生率は、Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 1998

ただしアメリカは、National Vital Statistics Reports, April. 1999

参 考

平成11年人口動態統計の年間推計について

1 人口動態統計とは

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各種届書等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したもので、人口動態事象を把握し、人口及び厚生行政施策の基礎資料を得ることを目的としている。

また、調査該当年の1月1日から同年12月31日までに事件が発生したので、調査該当翌年の1月14日までに市区町村長に届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としている。

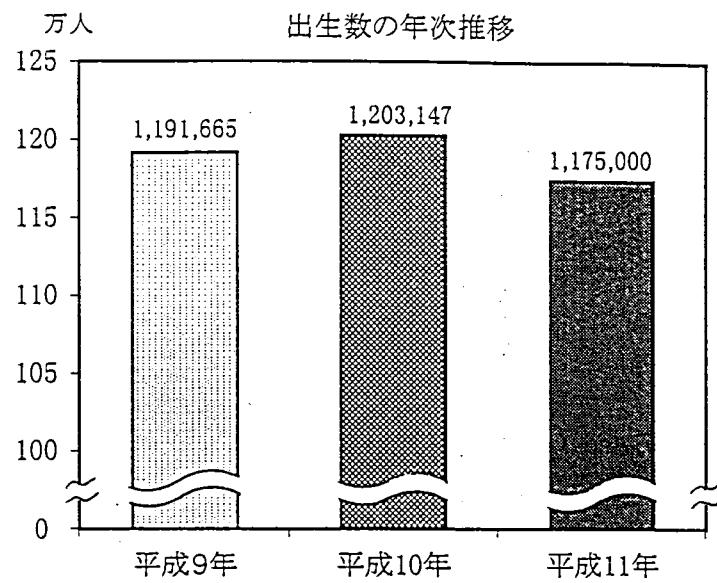
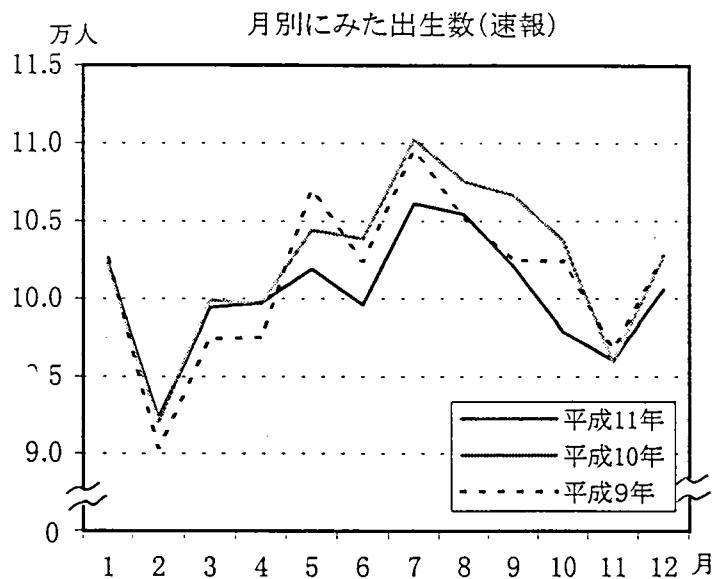
2 本年間推計について

対 象 : 日本における日本人

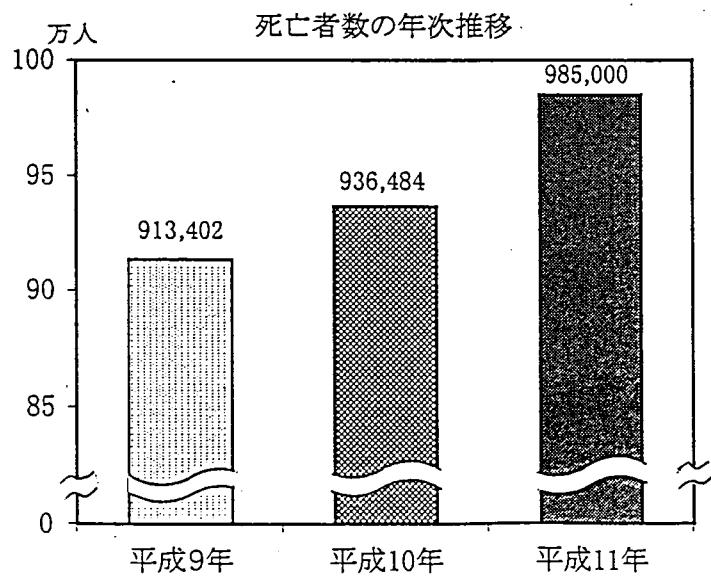
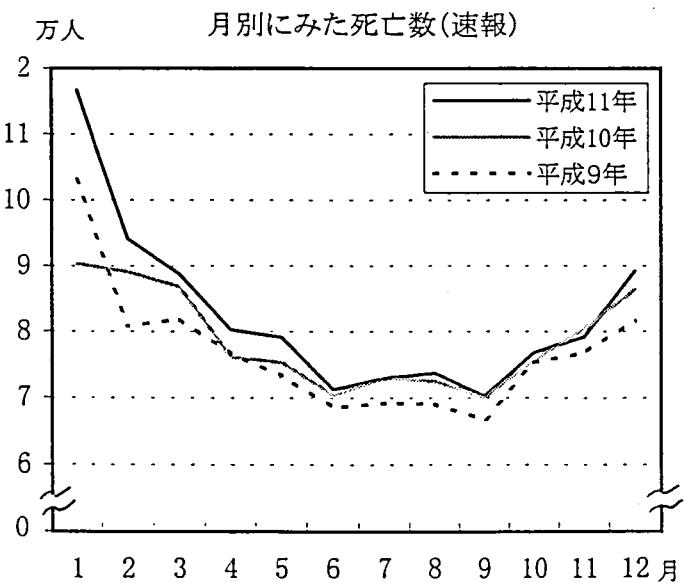
項 目 : (1) 出生、死亡、婚姻、離婚及び死産
(2) 3大死因

推計方法 : 人口動態統計速報の平成11年1月から10月分までを基礎資料として平成11年の1年間を推計している。

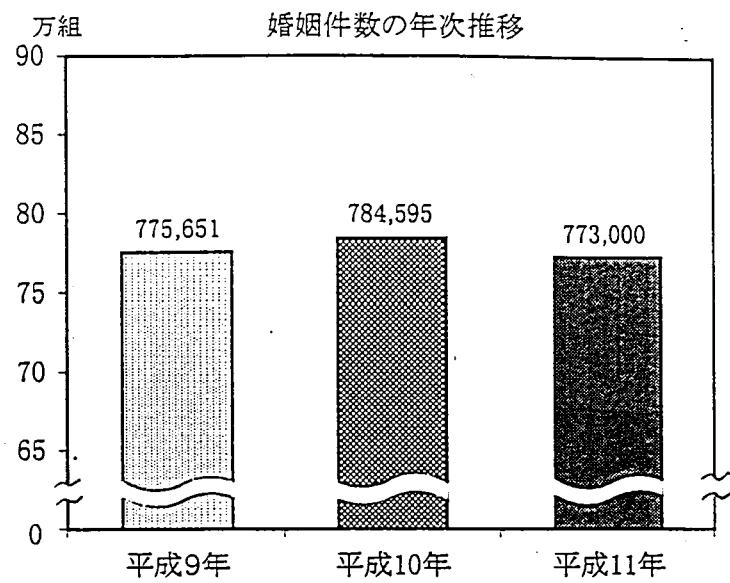
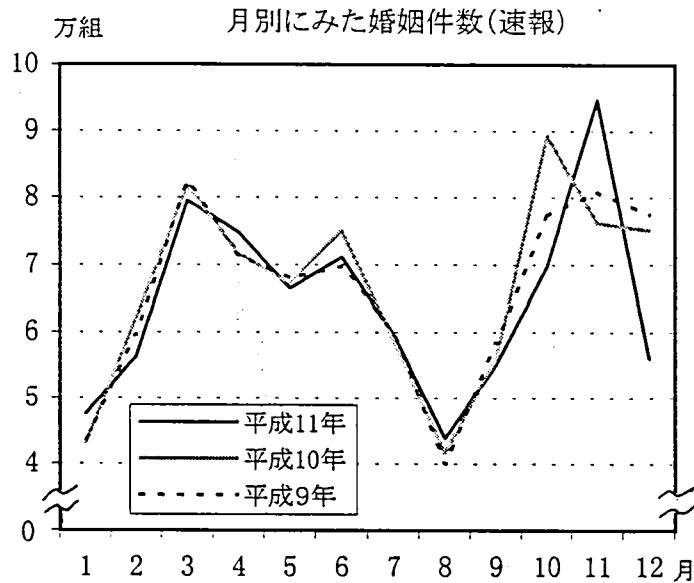
最近の人口動態統計の動向



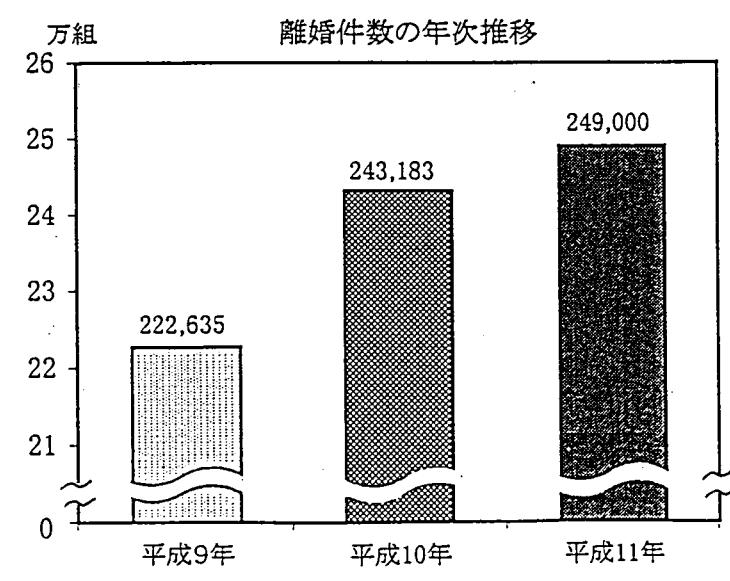
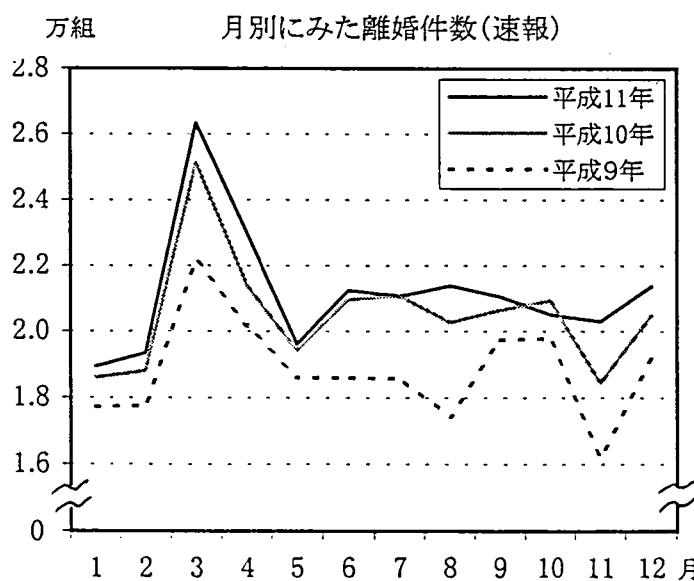
注:平成9・10年は確定数。11年は推計。



注:平成9・10年は確定数。11年は推計。

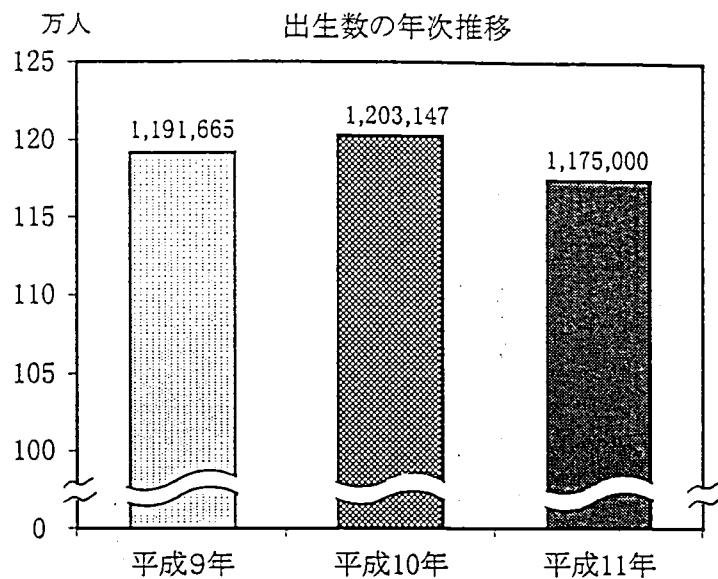
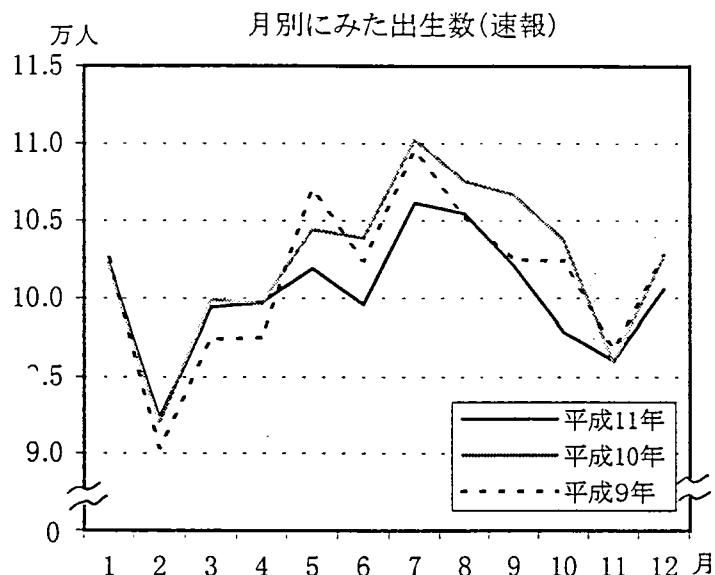


注:平成9・10年は確定数。11年は推計。

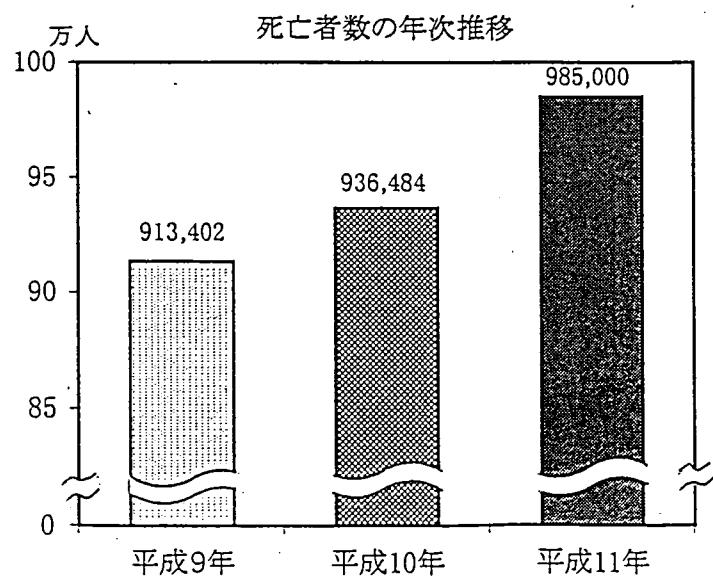
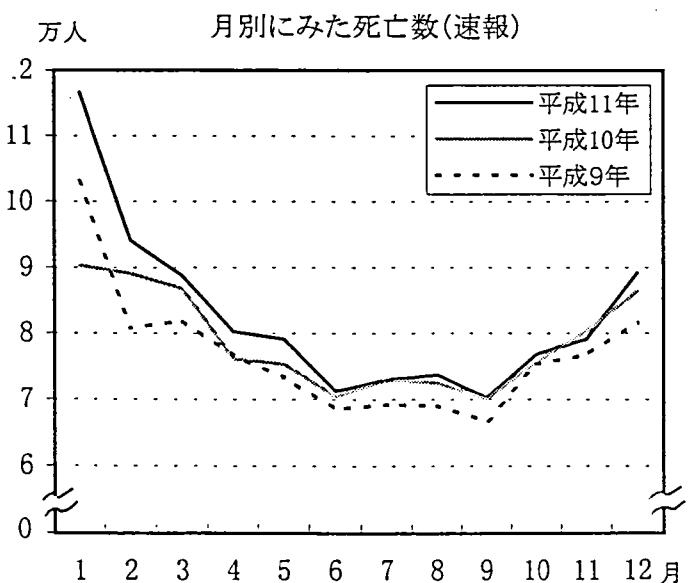


注:平成9・10年は確定数。11年は推計。

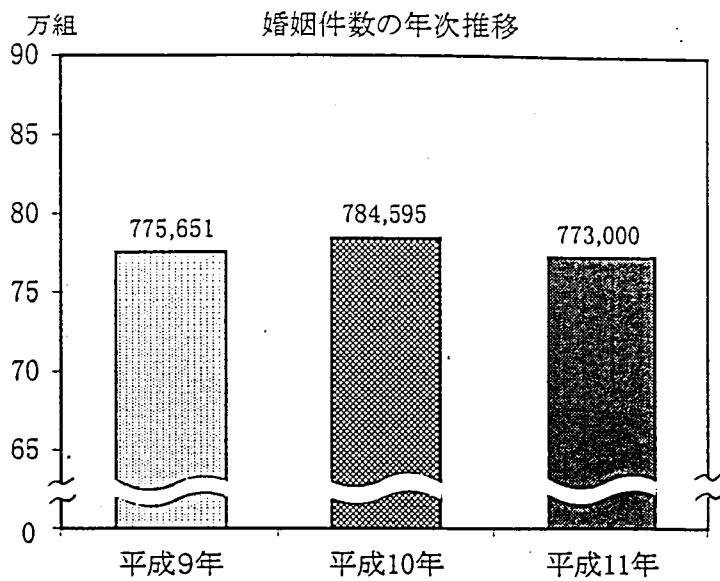
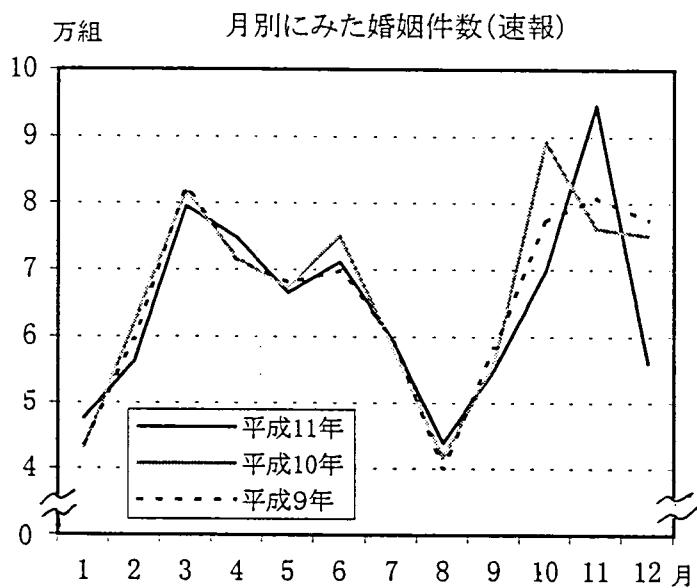
最近の人口動態統計の動向



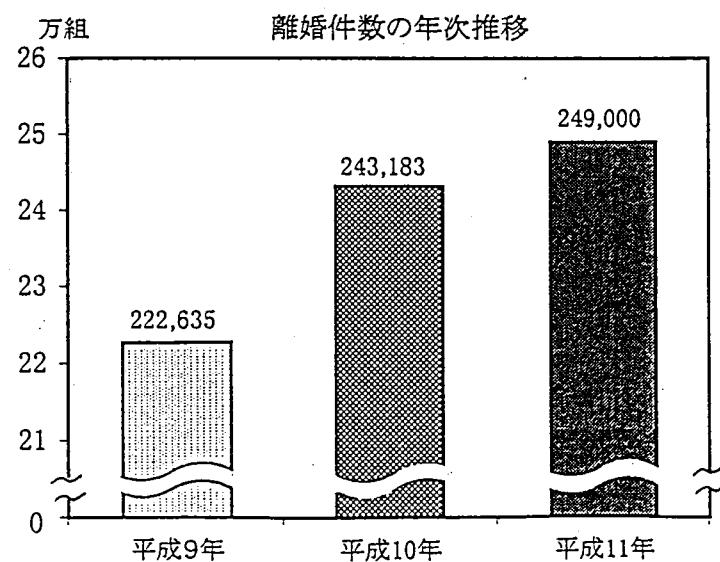
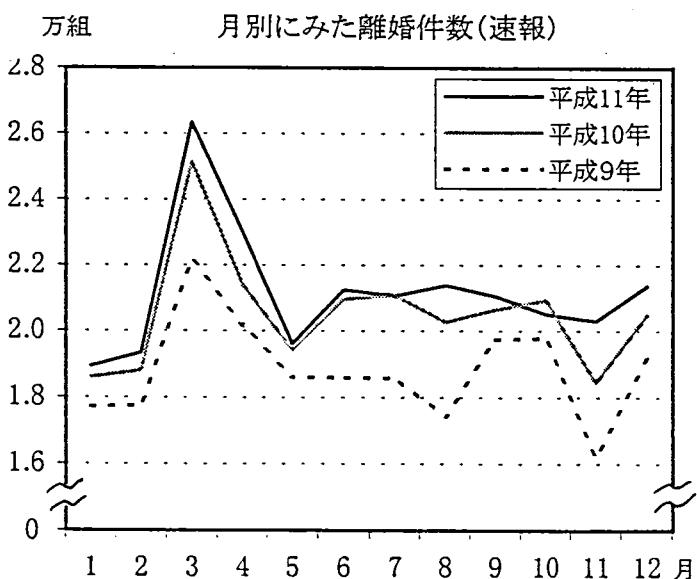
注:平成9・10年は確定数。11年は推計。



注:平成9・10年は確定数。11年は推計。



注: 平成9・10年は確定数。11年は推計。



注: 平成9・10年は確定数。11年は推計。

恩賜財団母子愛育会

政策提携専門進研院監修書籍

21世紀の社会保障を
リードする



社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

政策科学推進研究事業発表会

●平成12年2月25日(金) 13:00~16:30

●JAビル8F 国際会議室

1 「家族政策及び労働政策が出生率及び人口に及ぼす影響に関する研究」

阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

①「少子化問題と政策対応」

阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

②「居住環境と晩婚化・少子化」

浅見 泰司（東京大学助教授）

③「育児の経済コストと晩婚化・非婚化」

吉田 浩（東北大学助教授）

④「女子の就業行動と結婚・出産」

樋口 美雄（慶應義塾大学教授）

⑤「ジェンダーシステムと少子化」

目黒 依子（上智大学教授）

⑥「出生力の経済モデルに基づく政策効果の分析」

加藤 久和（国立社会保障・人口問題研究所 室長）

2 「女性の未婚率上昇に関連する意識についての調査研究」

小倉 千加子（愛知淑徳大学教授）

3 「保育の実態に関する基礎的調査」

前田 正子（ライフデザイン研究所）

政策科学推進研究事業について

1 目 的

政策科学推進研究事業は、人文・社会科学系を中心とした社会保障、人口問題、社会保障分野における情報化の役割等について研究し、厚生行政施策の企画立案及び効率的な推進に資することを目的としています。

2 平成12年度の公募研究課題

平成12年度は、以下7つの公募研究課題としています

- ①医療、年金、介護等社会保障に係る実証研究、制度・施策に関する調査研究
- ②社会福祉に係る実証研究、制度・施策に関する調査研究
- ③社会保障と経済・社会との関係に関する調査研究
- ④諸外国の社会保障制度・施策に関する調査研究
- ⑤少子社会への対応に関する調査研究
- ⑥国内・諸外国における人口問題に関する調査研究
- ⑦社会保障分野における情報化の役割に関する調査研究

3 政策科学推進研究費予算額の推移

年 度	平成10 年度	平成11 年度
予算額	107,000 千円	137,000 千円

4 採択課題数等

平成12年度採択予定課題数：40 課題程度（うち新規20課題程度）

研究費の規模：1課題当たり1,000千円～10,000千円程度

研究期間：1年～3年

ジェンダー・システムと少子化

目黒 依子（上智大学教授）

日本社会のジェンダー構造は、社会政策一般はもとより職場や家庭における生活全般にみられ、子供の出生や育成が女性のみの「しごと」であるという認識が社会規範のみならず個人の意識にも強い。少子化は、このような状況が若い女性たちの結婚コスト感・育児コスト感の背景となり、結婚回避・出産回避につながることによって進行したといえる。

出生力の経済モデルに基づく政策効果の分析

加藤 久和（国立社会保障・人口問題研究所 室長）

少子化や晩婚化の諸要因を相互依存的に分析するため、計量モデルを作成し、諸政策の影響を数量的に把握するためのシミュレーションを行った。育児、女子就業等の環境整備が出生力回復に結びつくことが導かれた。

女性の未婚率上昇に関する意識についての調査研究

小倉 千加子（愛知淑徳大学教授）

少子化は女性の社会進出によるものではない。専業主婦をめざす女性もまた確実に未婚率が上昇している。近代結婚イデオロギーが蔓延した今、結婚のハードルはどんどん高くなっている。少子化を招いているのは、結婚難に伴う晩婚化である。未婚女性の結婚の条件の本音を報告する。

保育の実態に関する基礎的調査

前田 正子（ライフデザイン研究所）

働く母親の増大で保育サービスへの需要が増大している中で、保育サービスの利用状況をまとめた。保育所における施設保育が保育の中心であるが、親族による保育やシッターのような個別保育、幼稚園における保育も重要な役割を果たしている。

少子化問題と政策対応

阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

本研究は、既存の統計・調査データを利用して、主要な社会経済変数（住宅、育児費用、女子労働、ジェンダー関係）と出生率の関係を分析し、どのような社会経済政策が少子化対策として有効かを明らかにしようとした。

居住環境と晩婚化・少子化

浅見 泰司（東京大学助教授）

住宅事情の少子化への影響は社会的要因に比して小さいが、居住コストが心理的負担になり間接的に影響がある。子供の出産には、居住の安定性、現在の生活状況、将来の生活状況の見直し、育児環境が重要である。

育児の経済コストと晩婚化・非婚化

吉田 浩（東北大学助教授）

出生率は経済的な要因、特に女性の機会費用に制約を受けています。また、婚姻率についても夫との結婚した家計か、あるいは親と同居しつづける家計かという経済的な選択に影響を受けている。このため、経済的な側面から年金政策ともからませた少子化対策が必要となる。

女子の就業行動と結婚・出産

樋口 美雄（慶應義塾大学教授）

各種の個票データを用いて、結婚と出産と就業のタイミングに関する相互依存関係について実証分析を行う。この分析では同一個人を複数年追跡調査したパネル・データを用いることによって、各種の個人特性とともに労働市場における需給状況の変化や所得・賃金の変化による変動効果についても検討を加える。

厚生科学研究費補助金の公募について

厚生省では、厚生科学研究費補助金の研究課題の募集を、毎年度官報に告示するとともに、厚生省ホームページ (<http://www.mhw.go.jp/>) に掲載しています。

研究課題を応募する場合は、研究計画書（所定の様式）を作成し、定められた期日までに各研究事業ごと厚生省の担当課に提出することになっています。

応募された研究課題は、「専門的・学術的観点」や「行政的観点」等からの評価を経て、採択が決定されます。

※公募要項の詳細は、官報または厚生省ホームページをご覧下さい。

※政策科学推進研究事業は、厚生省大臣官房政策課が担当しています。

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会とは

恩賜財団母子愛育会は、皇太子殿下（現天皇陛下）のご誕生を機に皇室から「児童及び母性に関する教化並びに養護に関する施設の資」としてご下賜された資金をもとに昭和9年3月に創立されました。当時は経済不況に加え社会情勢は悪化し、子どもや母親の保健はほとんど顧みられない時代でした。

愛育会では社会の実情に則した科学的な研究を行うために「愛育調査会」を設置し、さらにこの事業を発展させるために、昭和13年12月「愛育研究所」を開設しました。

当研究所が戦前から戦後、高度経済成長期を通して行った児童や母性の養護、教育に関する総合的研究の実績が認められ、厚生省より国立の児童問題研究所に代わるものとして研究を委託され、昭和39年9月「日本総合愛育研究所」として再編成されました。そして母子の保健及び福祉に関する諸問題について心身両面から総合的・学際的研究活動を展開してきました。

子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化し、『21世紀を支える子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり』の必要性が求められるなか、社会や時代の要請に的確に対応できる研究を進めるために、平成2年10月、抜本的な組織改正を行いました。そして厚生省のご支援を受けて平成8年度に全面改築することができ、名称も「日本子ども家庭総合研究所」と改め、平成9年4月より新たな出発をすることになりました。

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

〒106-8580 東京都港区南麻布5丁目6番8号

電話：03-3473-8311

FAX：03-3473-8300

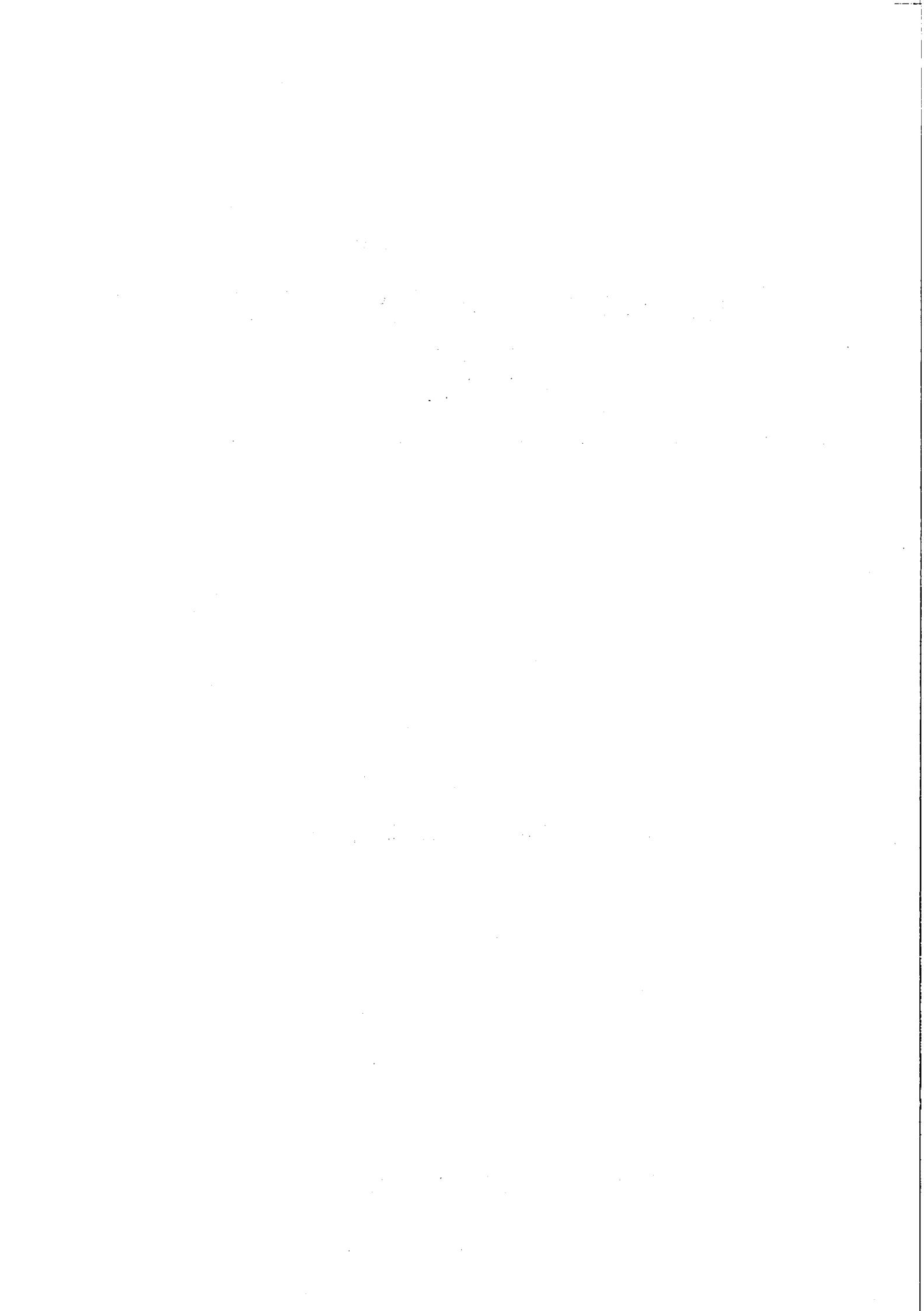
アドレス：<http://www.aiiku.or.jp/>

平成11年度 厚生科学研究
政策科学推進研究事業発表会
抄録集

平成12年2月25日（金）

於：JAビル/8階 国際会議室

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会



政策科学推進研究事業発表会

●平成12年2月25日(金) 13:00~16:30

●JAビル8F 国際会議室

開催にあたって 3

13:10~15:00

1 「家族政策及び労働政策が出生率及び人口に及ぼす影響に関する研究」 4

阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

① 「少子化問題と政策対応」 4

阿藤 誠（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

② 「居住環境と晩婚化・少子化」 10

浅見 泰司（東京大学助教授）

③ 「育児の経済コストと晩婚化・非婚化」 14

吉田 浩（東北大学助教授）

④ 「女子の就業行動と結婚・出産」 18

樋口 美雄（慶應義塾大学教授）

⑤ 「ジェンダーシステムと少子化」 26

目黒 依子（上智大学教授）

⑥ 「出生力の経済モデルに基づく政策効果の分析」 30

加藤 久和（国立社会保障・人口問題研究所 室長）

15:20~15:50

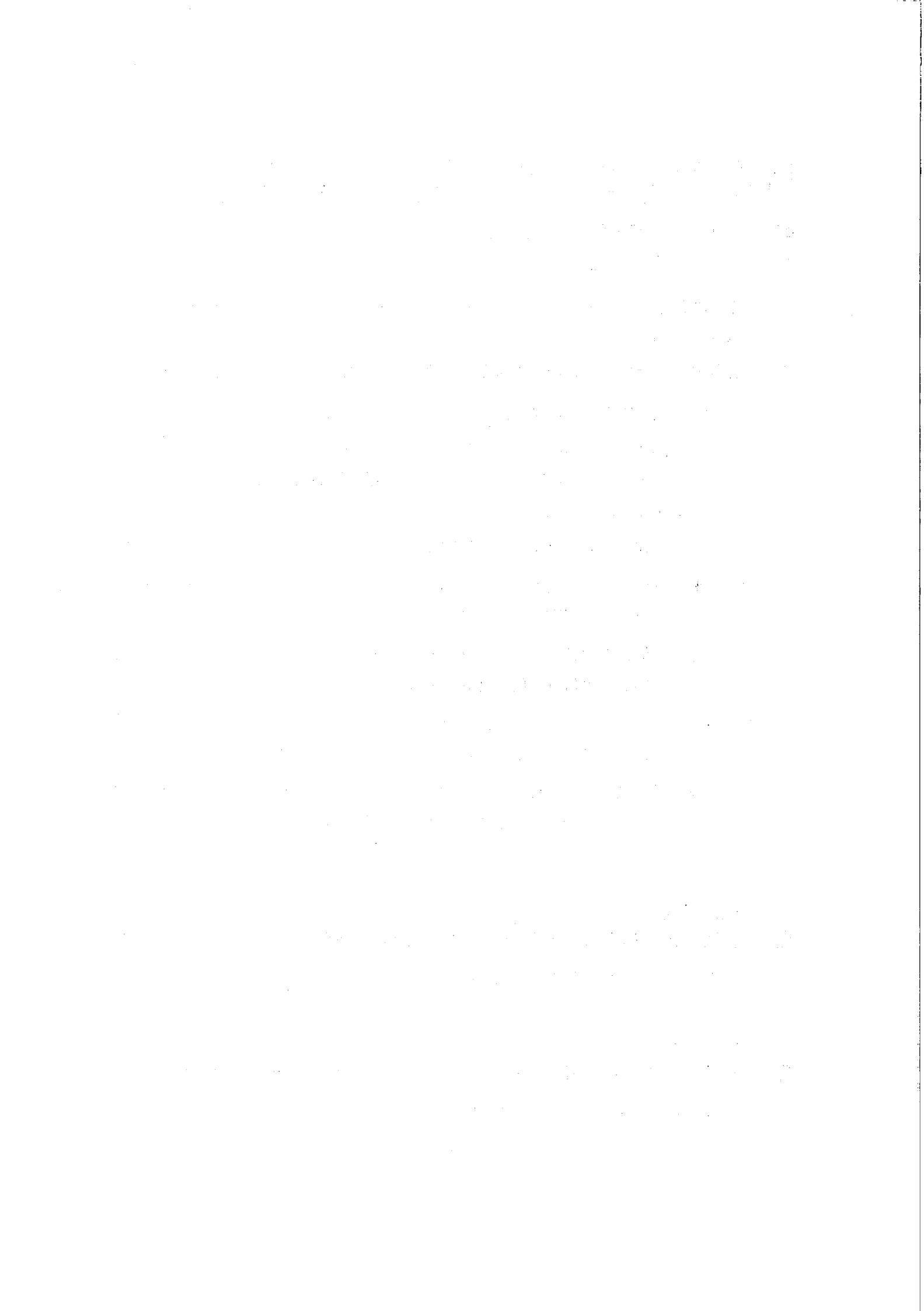
2 「女性の未婚率上昇に関連する意識についての調査研究」 34

小倉 千加子（愛知淑徳大学教授）

15:50~16:20

3 「保育の実態に関する基礎的調査」 40

前田 正子（ライフデザイン研究所）



開催にあたって

今日、社会保障制度は、私達の生活に深く組み込まれ、安心して安定した日常生活を送る上で不可欠なものになっています。一方、医療、年金、介護等社会保障制度に対する国民の関心は高まっており、社会保障政策を進めていく上で専門的・実務的観点からの実証的研究を踏まえた政策の企画立案が求められています。

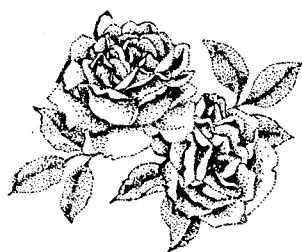
このような観点から、厚生科学研究費補助金による政策科学推進研究事業は、人文・社会科学系を中心とした社会保障及び人口問題に関する政策、社会保障分野における情報化の役割等、厚生行政施策の企画立案及び効率的な推進を図り、時代の要請に応じた社会保障システムの構築に資することを目的としています。

近年、我が国では急速な少子化が進行し、人口減少社会の到来が現実のものとなりつつあります。少子化により、経済成長のマイナス効果や地域社会の活力低下、子どもの健全な成長への悪影響など社会経済全体に広く深刻な影響を与えることが懸念されています。そのため、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような環境を整備し、家庭や子育てに夢や希望をもつことができる社会の実現に向けた取り組みが求められています。

こうした背景から、平成11年度の政策科学推進研究事業発表会では、これまで実施した研究課題の中から少子化に関する調査研究を取り上げ「少子化について考える」をテーマに開催することになりました。

この研究成果発表会を通じて、国民の皆様に少子化に関する最近の研究成果の一端をご理解いただければ幸いです。

平成12年2月25日



政策科学推進研究事業
推進事業専門委員会委員長

塩野谷祐一

「家族政策及び労働政策が出生率及び人口に及ぼす影響に関する研究」

「少子化問題と政策対応」

阿藤 誠

国立社会保障・人口問題研究所 副所長

1. 研究の背景

日本の出生率は1998年に人口動態統計史上最低の1.38に落ち込んだ。出生率の低迷は1970年代半ばに始まっているが、とくに1980年代半ば以降顕著な低下をみせている。出生率の低迷は、子供人口の減少に続いて、今後、生産年齢人口の減少、超高齢化による従属人口負担の急激な増大、日本人口の急激な減少を招来する。

ほぼ20年間続く出生率の低下・低迷が日本人口に及ぼす影響とその社会経済的インパクトについての関心が高まり、政府でも、1991年の「健やかに子供を生み育てる環境づくりについて」と題する報告書以来、育児休業制度の制定（1991年）、児童手当法の改正（1991年、94年）、育児休業給付の実施（1995年）、エンゼルプランの策定（1994年）、それに基づく緊急保育対策等5ヶ年計画策定（1994年）など一連の少子化対策が続いている。しかしながら、少子化対策については、（1）出生率低下の要因が何で、その要因のうちどれが政策的に操作可能であるか、（2）そもそも政府が人々の結婚や子供の数の選択に介入すべきか否か、（3）家族政策・労働政策を含む少子化対策が出生率向上に効果があるのか否か、どの程度の費用をかければ効果があるのか、など検討すべき課題が多い。

出生率の低迷が予想され、今後各界において少子化対策強化の声が強まると考えられるが、困難な財政事情の下で、どのような施策が国民の受容度ならびにニーズが高く、どのような施策に重点化することが効果的かを知ることは、今後の少子化対策を進めるうえで必要不可欠であると考えられる。

わが国の政策の現状では、特定の施策が各家庭の子供数に及ぼす影響を直接的に検証することは、給付水準が低過ぎる（例えば児童手当制度）、あるいは制定後の年数が短かい（例えば育児休業制度）などの理由で困難である。それゆえ本研究では、既存の統計・調査データに基づいて、主要な経済社会変数と出生率ないし子供数の関係を明らかにすることによって、政策変数の効果を推定することを目指した。

出生率の低下・低迷の社会経済的背景については多くの議論がある。すなわち、女性の高学歴化・就労の拡大・男女賃金格差の縮小などによる子育ての機会費用の増大、受験競争の低年齢化・高学歴化・保育サービスの不足などによる育児の経済コストの増大、女性の社会的役割観の変化と家庭内のジェンダー関係への不満の増大、男性の結婚難・恋愛結婚中心主義など配偶者選択の状況変化と住宅など結婚の経済コストの増大、価値観の個人主義化などが、シングル化、晩婚化、出生率の低下と密接に関係していると考えられている。

本研究ではこれらの様々な要因のうち（1）住宅状況を中心とする結婚のコスト、（2）育児コスト、（3）女性の就労、（4）ジェンダー関係の4つの要因に焦点を当て、これらの要因と出生児数ないし子供数との関係を、時系列、都道府県、個人調査データなどを用いて統計的に明らかにすることを目指した。また、これらの研究をふまえたうえで、結婚・出生力モデルを構築し、家族政策ならびに労働政策が結婚・出生力に及ぼす政策的効果の含意をひき出すことを目的とした。

2. 研究結果をふまえた政策提言

本研究の統計的分析の結果からは少子化対策として、以下の政策提言が可能である。

(1)居住コストと結婚・出生力との関係に関する分析結果からは、第1に居住の安定性を高めること、すなわち、持家あるいは低廉な借家を豊富に供給し、住宅の選択肢を拡げ、第2に居住の間取りや広さについても選択肢を拡げ、第3に親族同居を可能にする間取りや広さの住宅を確保し、第4に延長保育など付加機能の付いた住宅地を開発する、などの施策を推進する必要性が示唆される。

(2)子育て費用と出生力の関係に関する分析結果からは、ベッカーモデルがある程度当てはまるところから、育児の直接コスト、特に住宅コストを低下させる対策、ならびに育児の機会費用、すなわち女性の仕事と育児の両立負担コストを低下させる対策(例えば保育サービスの拡充)が重要であると言える。

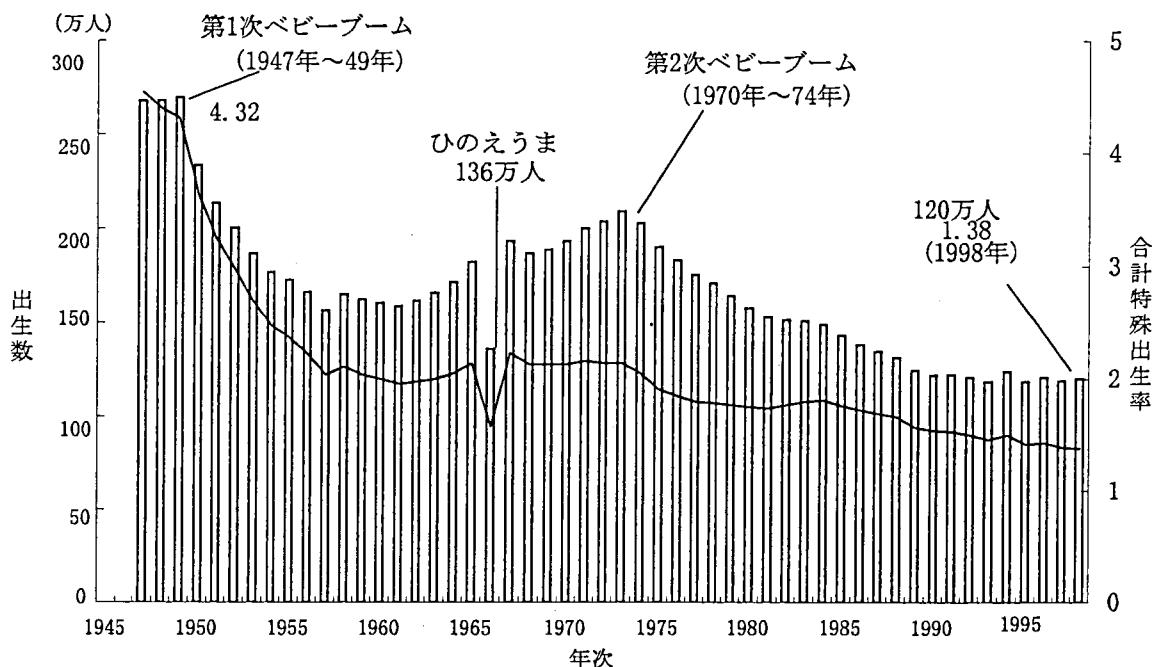
(3)女子労働と出生力に関する分析結果からは、次のような施策が提言できる。

企業の(仕事と育児)両立支援としては、資金面の援助と時間的な自由度を高める援助の2種類があり、第1の資金面の援助については、企業に育児休業中の所得補償の負担を過度に求めれば、企業は女性の採用を手控えるといった機会費用が発生し、間接的な(将来的な)育児コストを高めることになる。しかし、企業にとって両立支援策のコストよりもベネフィットが大きければ企業も支援策の採用が容易であり、機会費用は小さくなる(教員訓練費が無駄にならない、優秀な人材が応募するなど)。第2に、時間的な自由度を高める企業サポート、たとえば職業能力の維持・向上措置、労働時間の繰り上げ・繰り下げ措置、フルタイマーからパートタイマーへの転換などは、出生にとっても継続就業にとっても有効である。行政の面では、保育サービスの拡充、例えば早朝保育、延長保育、低年齢児保育の拡充が有効である。

(4)ジェンダーと出生力に関する分析結果からは、「結婚・出産・育児コスト感」の軽減が急務であり、そのためには、第1に出産・医療システムのなかにリプロダクティブライツ/ヘルスの観念を植えつけ、女性の生涯健康という観点に立ったシステムに組み直す、また地域の実情に則した育児サポート・システムを整備する、第2に「男性は稼ぎ手、女性=主婦」という固定的な性役割を前提としたジェンダーシステムを変革する、第3に、学校教育や市民教育を通じて新しいジェンダー意識やリプロダクティブ・ライツ/ヘルスの観念を普及させる、などの施策を推進する必要が示唆される。

(5)総合化モデルの政策変数操作シミュレーションの結果からは、①育児環境や女性の就業環境(保育所、住宅状況、教育コストなど)の改善はある程度の出生率の回復に寄与すること、②しかしながら、根本的には女子労働力と出生のもつ背反的な関係を中立化すること(女性が子供を産んでも仕事を止めない状況を生み出すこと)が、出生率が置換水準近くまで回復するための決定的条件であることが明らかとなった。このような構造的な変化が起こるためには、保育・就業環境の全般的改善に加えて、職場や家庭におけるジェンダー意識の変化がきわめて重要であることが示唆された。

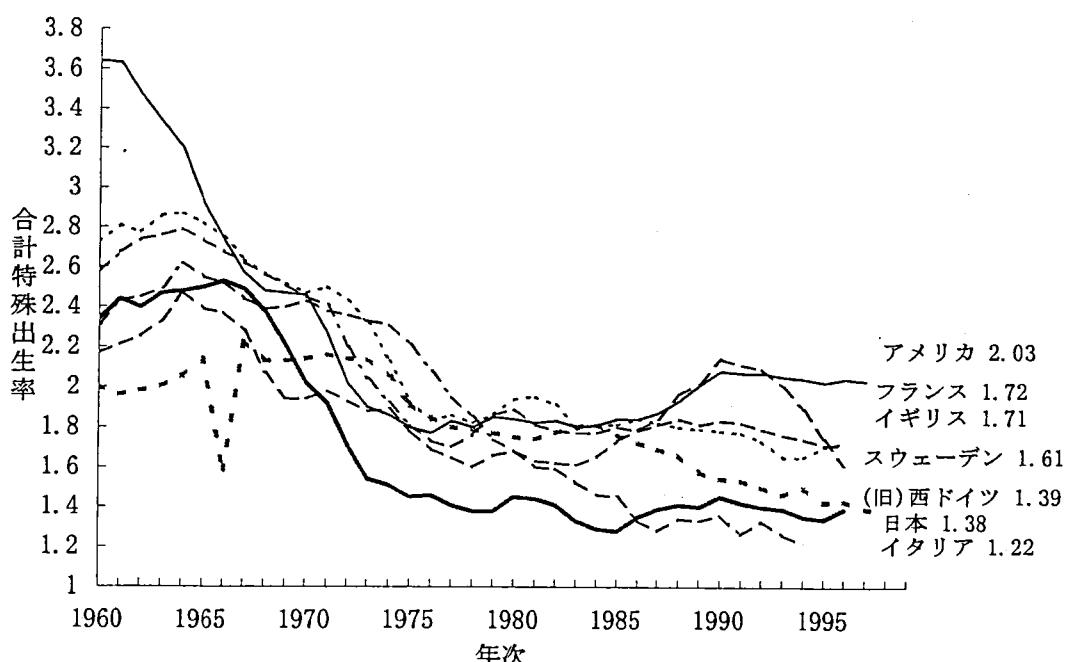
図表1. 出生数及び合計特殊出生率の推移：1947-1998



資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

注：棒グラフは年間出生数、折線グラフは合計特殊出生率を表す。

図表2. 主要先進国の合計特殊出生率：1960-1998



Source: Council of Europe, Recent Developments in the Member State of the Council of Europe, 1998.

U.S. DHHS, Monthly Vital Statistics Report Vol. 45, No. 11, Supplement, June 10, 1998.

図表3. 年齢別にみた未婚率の推移：1970～1995年

(%)

年齢	男						女					
	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
15～19	99.3	99.5	99.6	99.4	98.5	99.2	97.9	98.6	99.0	98.9	98.2	98.9
20～24	90.1	88.0	91.5	92.1	92.2	92.6	71.7	69.2	77.7	81.4	85.0	86.4
25～29	46.5	48.3	55.1	60.4	64.4	66.9	18.1	20.9	24.0	30.6	40.2	48.0
30～34	11.6	14.3	21.5	28.1	32.6	37.3	7.2	7.7	9.1	10.4	13.9	19.7
35～39	4.7	6.1	8.5	14.2	19.0	22.6	5.8	5.3	5.5	6.6	7.5	10.0
40～44	2.8	3.7	4.7	7.4	11.7	16.4	5.3	5.0	4.4	4.9	5.8	6.7
45～49	1.9	2.5	3.1	4.7	6.7	11.2	4.0	4.9	4.4	4.3	4.6	5.6

(資料) 総務庁統計局 『国勢調査』

図表4. 結婚持続期間別、平均出生児数

結婚持続期間	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)	第11回 (1997年)
0～4年	0.80	0.91	0.80	0.71
5～9年	1.95	1.96	1.84	1.75
10～14年	2.16	2.16	2.19	2.10
15～19年	2.23	2.19	2.21	2.21
20～24年	2.24	2.31	2.21	2.24
25年以上	2.32	2.36	2.31	2.19

注：各平均出生児数は、初婚同士の夫婦に基づいた数値である。

資料出所：国立社会保障・人口問題研究所『(第11回出生動向基本調査)
日本人の結婚と出産』，1998。

図表 5. 少子化問題への政策的対応

-
1990. 6. 「1.57 ショック」
1990. 8. 「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」
1991. 1. 同報告書
1991. 5. 育児休業法成立
1992. 経済企画庁「国民生活白書：少子社会の到来、その影響と対応」
- 1994.12. エンゼルプラン・「緊急保育対策等 5 カ年事業」
1996. 6. 育児休業中の所得補償(25 %)と社会保険料免除
1997. 公的保育所(措置制度から選択性へ)
- 1997.10. 人口問題審議会・少子化報告書
1998. 厚生省「平成 10 年版厚生白書－少子社会を考える」
1998. 7. 「少子社会への対応を考える有識者会議」設置
- 1998.12. 同報告書発表
1999. 「少子化対策推進関係閣僚会議」設置
1999. 「少子化への対応を推進する国民会議」設置
1999. 「男女共同参画社会基本法成立」
厚生省「経口避妊薬(ピル)認可」
1999. 少子化対策特例交付金事業
-

MEMO

「居住環境と晩婚化・少子化」

浅見 泰司
東京大学助教授

1. 研究目的

主要因の定説：女性の社会進出→非婚化，晩婚化→少子化
高家賃→出生率低下（意識調査、既存研究例）[最終的な子供数は不変との指摘も]
居住水準は歴史的に改善（家賃上昇にかかわらず）・・・矛盾？

2. 未婚者の居住状況と結婚意識

未婚者の居住状況を整理し、親との同居・別居別に未婚者の結婚意識を分析。
結婚によって実質的住居費が軽減するカップルの割合は低い。一人当たり平均床面積から、結婚により居住水準が下がる。→居住コストは結婚するインセンティブとならない。
意識調査から、独身生活や結婚のメリットは、経済的な側面ではなく、自由の確保や精神的・情緒的満足。「経済的には苦しいが自由な生活を捨てきれない独身女性」、「経済的にはゆとりはあるものの周囲からの結婚プレッシャーを感じつつ親と同居する男性」という未婚者像。
非婚化・晩婚化と居住を考える上で見逃せないのは、男性と女性の住宅や居住地に対する志向の違い。都心マンション志向の女性と郊外戸建て志向の男性に代表されるすれ違いが、ライフスタイルや価値観や生活環境の違いを象徴。

3. 住居をめぐる親子関係と結婚・出産・育児

第10回出生動向基本調査の夫婦調査票を用いて、同居、住宅援助など親の支援の可能性からみた結婚・出産・育児と住宅との関係を分析。
結婚直後の親との同別居については、結婚直後に親と同居していたものは全体の約4分の1、同居する場合には半数以上が夫の親との同居を選択。女性では約4分の1、男性では約2分の1が、結婚直後も、それまでの親との同別居関係を継続。
親との同居と親からの住宅援助にはやはり密接な関係があり、その中心は、親の家に住む、親の土地に家を建てるといった資産継承的な行動。
親との同居と（第1子の）育児という点については、結婚直後の親との同別居の状況と第1子の主な保育者としての親の協力関係はほぼ合致する一方、結婚直後には同居していなかった妻の親が第1子の同居保育者だというケースが少なくない。
部屋数と出生にはめだった関係はみられなかつたが、結婚直後から現在の部屋数の増加には親からの住宅への援助が影響をおよぼしている。親からの住宅への援助は、出生児数にも何らかの影響を与えていた。
生活や住宅援助、育児協力などを総合してみると、全般的に親とはあまり強い協力関係をもたないタイプが多いが、「親とは同居、住居への援助あり、第1子の主な保育者は親である」といった生活全般にわたって密接な関係をもつ者も少なくない。また、同居はしていなくても、住居への援助を受ける、育児への協力を得るといった関係もかなり見られる。

4. 居住状況と結婚・出産行動

東京都に在住する女性について、国勢調査データを用いて結婚と居住状況との関係を分析。
戸建において子ども数を多く選択、民営賃貸において子どもを少なくまたは持たない選択、公営・公団等の住宅において子どもを持つまたは子どもを多く持つ選択、部屋数が多い方が子ども数を多く持つ選択をする確率がそれぞれ高い。
第1子の出産や年齢層が高い場合に部屋数の影響が強い。戸建については、1990年よりも1995年は影響が弱まっており、「子どもを持つ=戸建てに住む」といった意識が薄れつつある。
女性の職の有無については、第1子の出産において無職であることが出産の確率を高くしている。しかし、職の有無の影響も1990年と1995年を比較すると弱まっており、女性が職の有無に係わらず出産できる環境が整いつつあることがうかがえる。

5. 居住状況の出生行動への影響力

住宅統計調査のデータを用いて、核家族世帯を対象に、第1子および第2子の出生状況と居住状況との関連性について分析。

第1子出生率に対して大きな要因は「結婚時期」、「共稼ぎの有無」という人口学的、社会・経済的要因。人口学的要因の制御は困難であるため、「共稼ぎをしていても出産できる」もしくは「出産しても夫婦とも継続して勤務できる」状況を整備することが効果的。

「居住の安定感の確保」が重要。2LDK、3DK以上の規模の住宅に、住居費負担が家賃負担率で言えば10%以下で継続的に居住できる整備が必要。この条件を満たす住宅型は持家、公営住宅、給与住宅、公団公社住宅に限られ、それが出生率低下につながる。建設費補助や家賃補助等でこれを実現するには膨大な経費が必要で、住宅ストック全体の再配分という居住政策が必要。

第1子の出生の決定に際し、第2子の出生をも視野に入れて第1子の出生を行っている。第1子の出生が容易となる状況の整備は、同時に第2子の出生も容易となる状況の整備につながる。少子化対策の観点からは、居住状況や育児の支援環境の整備は、5歳以下の子供を持つ世帯を中心に考える必要がある。

6. 出産に関わる擬似的居住コスト

国勢調査データをもとに、東京都における核家族において子供を一人増加させることによる「居住コスト」の代理変数として、主として面積増加分を分析。

子供数の増加や年齢層の上昇につれて、平均居住面積は上昇。また、母親が無職の方が若干平均面積が大きい傾向。

子供数 n から $(n+1)$ への擬似的居住コスト指標として、「面積増」（「同年齢層の子供数 $(n+1)$ の平均居住面積」 - 「子供数 n の平均居住面積」）を求めるとき、母 20 代前半では、有職で子供数 2 から 3、無職で子供数 0 から 1 の時の擬似的居住コスト指標は有意でない。他ではすべて「居住コスト」が増大する。

20 代前半では無職の場合に 2 → 3 人でやや高く、20 代後半では有職の場合に 2 → 3 人でやや高い。30 代以上ではすべて高いが、年齢層があがるにつれて面積増分が多くなる。

上の年齢層では子供が成長して学齢期を迎えた世帯が多く、子供部屋の必要性が具体化している世帯が多い。出産による居住コストという意味では、出産直後の居住面積増よりも将来の居住面積増加負担が大きい。

子供数が増えることによる住宅の不満よりも、別の要因が移転率を大きく支配している。子供数 2 → 3 人の移転率差が若干小さい。移転に関しては子供数 2 人の世帯と 3 人の世帯での条件の差異があまり変わらないことを示唆。

住宅を建て方、所有関係、居室数で分類した分布の違いで分析すると、20 代後半以降では、子供 1 人と 2 人の間で最も分布差があり、次いで子供 0 人と 1 人の間で分布差があり、子供 2 人と 3 人の間の分布差が少ない。子供が 1 人までと 2 人以上では居住する住宅形態にかなり差があり、子供 2 人と 3 人ではさほどの差はない。子供 2 人めを産むという決断に関して住宅事情による制約が比較的大きく、次いで子供 1 人めを産む決断に影響する。

標準的住宅形態でみると、20 代前半では低層民賃 2 室が標準的。20 代後半では子供数 1 以下の方が中高層民賃 3 室となり、室数も多くなる。30 代後半では子供数が 2 以上で 4 室の持家に移っている。子供数が少ないほうが持家化が進まない。子供数が多いことが規模の大きい持家取得ニーズを高めているが、他方で、子供数が家族の経済状態の反映となっている可能性もある。

妻年齢が 30 歳代において、子 1 人と子 2 人の間で居住規模にギャップ→東京都では子 1 人から子 2 人へ移行するときに生じる住宅水準の上昇に伴う居住コストの高さが少子化現象を助長。

7. 居住コストと少子化現象の関係および今後の政策提言

居住コストや住宅事情が少子化現象に与える影響は、人口学的・社会経済的な他の要因に比して小さい。しかし、居住コストが心理的負担になり、間接的に影響。住宅に関する子供を出産することに寄与する事項は、(1)居住の安定性、(2)現在の生活状況、(3)将来の生活状況の見通し、(4)育児環境。

少子化対策として重要な政策事項は、(1)居住安定化策、(2)将来見通しの明るい経済政策、(3)親族同居を可能にする間取りや広さの住宅確保、(4)延長保育など付加機能のついた住宅地の開発。

居住安定化策：持家政策だけでなく、安定して居住できるならば、借家でも良い。住宅に関する選択肢が十分に用意され、余裕をもって選択できる市場環境が望ましい。

経済政策：将来の経済不安がないこと。経済活性化政策も必要。

親族同居：選択肢が多く確保されていることが重要

育児支援：特に5歳以下の子供を持つ世帯を中心に環境整備が重要。

居住コストという意味では、出産直後よりも、子供が成長したときの方が、負担が大きくなる。

より精緻な分析のために、時系列的なデータの整備と非線形な関係を柔軟に取り込めるモデルの構築が重要。また、30代以下の世代の今後の意識やライフコースの選択が少子化現象の推移に大きく影響する。このための統計の整備も必要。

共同研究者

石坂公一（東北大学）

大江守之（慶應義塾大学）

小山泰代（国立社会保障・人口問題研究所）

瀬川祥子（三和総合研究所）

松本真澄（東京都立大学）

MEMO

「育児の経済コストと晩婚化・非婚化」

吉田 浩
東北大学助教授

主な結論

- 出生率に関する回帰分析の結果、男性賃金と出生率は正の関係、女性賃金や住居費とは負の関係が認められた（地域ダミー変数等を用いない場合）。ところが、児童手当に関しては、予想に反して、負の関係が認められた。女性の賃金や住居費は子育て費用の一部と考えられるから、出生率と負の関係にあるのは予想通りであった。
- 日本の場合、結婚していない女性の出産は無視できるほど少ないので、女性の結婚の選択が出生率に大きな影響を与えると考えられる。結婚行動に関する経済学的分析としては Becker のものがあるが、欧米流の個人の選択行動のモデルであり、日本の特殊事情は考慮されていない。分析の結果、日本の場合、女性が親と同居をやめることの費用（父親の所得が代理変数）が結婚確率と関係のあることが明らかになった。

1. 少子化の要因分析

子供の役割

- 消費財的側面（子供はかわいいので、そこから効用を得る），
- 投資財的側面（成長後に所得を稼ぐ、そして将来は老後の世話をみてもらうなど）。

表 1 出生率の推計（地域ダミーを使わない場合）

Variable	Coefficient	Standard Error	t-ratio	P[T >t]	Mean of X
25-29男賃金	5.354341250	1.6111766	3.323	.0010	5.3435343
男賃金2乗	-.4986711419	.15016877	-3.321	.0010	28.569220
25-29女賃金	-.4201690503	.82572993E-01	-5.088	.0000	5.1488541
娯楽支出率	-.3625641975E-01	.20531204E-01	-1.766	.0781	-3.0097363
教育費上昇率	.8109382231E-01	.47434985E-01	1.710	.0880	4.4875768
幼稚園定員	-.2589197777E-01	.15638704E-01	-1.656	.0985	-.94078632
保育園定員	.3951677496E-01	.21862461E-01	1.808	.0713	-1.2715516
坪当家賃	-.2128690190	.21348900E-01	-9.971	.0000	8.2506719
児童手当	-.1966636877	.26415454E-01	-7.445	.0000	-2.4418539
児童福祉費	-.6790389144E-01	.23683738E-01	-2.867	.0043	4.4477261
婚姻率	.9625431439E-03	.60499140E-01	.016	.9873	1.7898162
妻初婚年齢	.5777842060	.24914536	2.319	.0208	3.2528232
離婚率	.1514102006	.39841466E-01	3.800	.0002	.31001721
妊婦保健指導	-.7035552636E-02	.36753551E-02	-1.914	.0562	-.59709938
社会保障	-.1147320882E-01	.64337507E-02	-1.783	.0752	-3.6367753
移転収入	.2663432372E-01	.76573978E-02	3.478	.0006	-3.8090313
税保険料	-.1935835302	.29095120E-01	-6.653	.0000	-1.8525719
定数項	-12.85997265	4.3663538	-2.945	.0034	
OLS Without Group Dummy Variables					
Ordinary least squares regression Weighting variable =25-29人口					
Fit: R-squared=.872066, Adjusted R-squared = .86725					

データは全て対数値をとったもの。ここでは、被説明変数として 47 都道府県の合計特殊出生率(TFR)である。なお期間は 1985 年から 1994 年までの 10 年間で、パネルデータとして分析を行った。

以上をまとめると、出生率に対して男性の賃金はプラス、女性賃金はマイナスの影響を与えており、これは、男性賃金が所得効果として出生率に正の影響を与え、一方、女性賃金は代替効果として出生率にマイナスの影響を与えること示しており、理論と整合的である。政策的な変数としては、保育園定員数の係数がプラスだから、保育サービスの充実は出生率の上昇をもたらすだろう。また、税・保険料負担の実収入に占める割合が高いほど、出生率が低くなっている、租税負担の軽減も少子化対策として考慮の対象に入れられなければならない。(これらの財源については3.いくつかの対策参照)

2. 結婚の要因分析

わが国における少子化の一つの原因に少結婚化(晩婚あるいは非婚化)がある。このためには、少結婚化現象がなぜ起こっているかという点についての分析が必要である。

ここ20年ほどのデータを見る限り、結婚していれば出産パターンは世代を問わず安定しており、また結婚している女性で調査した予定子供数も世代による変動はほとんどないと言える。変動しているのは、結婚行動だけである。

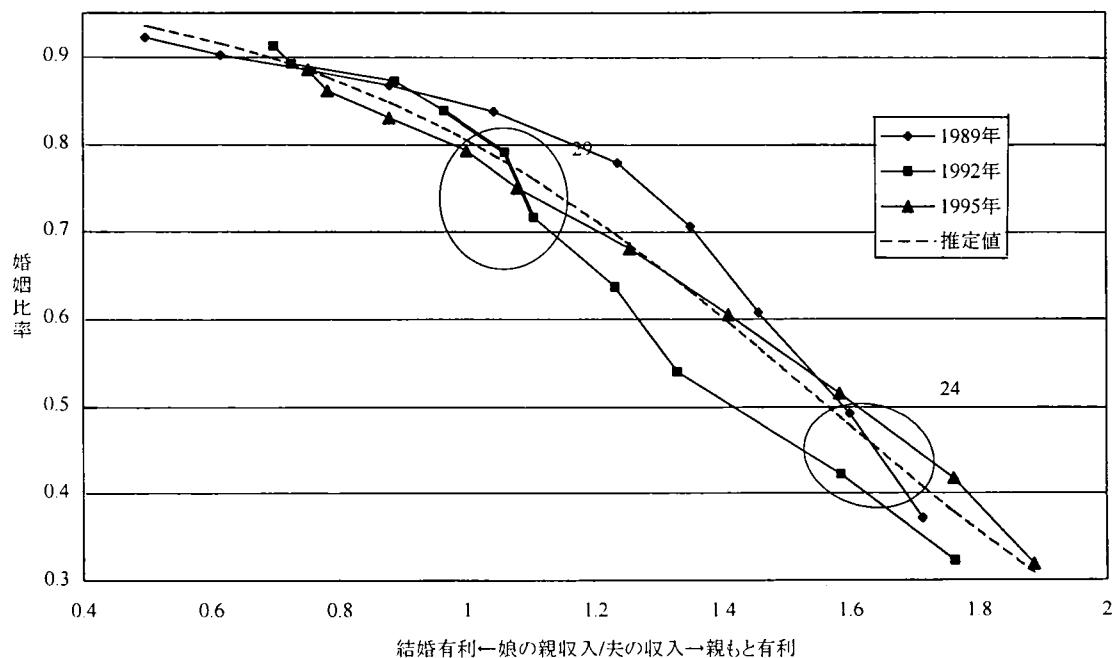
平成10年度版の「厚生白書」ではこの点について要因分解を行っている。それによれば、平成2~7年の合計特殊出生率の変化量(-0.12)は年齢別有配偶率の変化による影響(-0.15)+年齢別出生率の変化による影響(0.03)である。この結果からみても、近年の少子化は少結婚化に起因するものと扱ってよいであろう。

ここで仮説は、女性の結婚行動は多くの部分が「(同居の)親の経済力から夫の経済力への乗り換え」として説明しようとするものである。

これまでの考え方: 一人で暮らすシングルライフ か 結婚した人生か

ここで仮説: 親の下でのシングルライフ か 結婚した人生か

図1 同居の親の所得と夫世代の所得の比率に見る結婚比率



この仮説を検証するために、1989、92、95年の「国民生活基礎調査」第3巻・都道府県編等を用いてこれから結婚する人を中心世帯類型を再構成することにより、(親同居未婚女性の両親の総収入)/(既婚男性の収入)と既婚率との関係を求めてグラフにまとめた。この図か

らわかるように、結婚相手となる男性の所得との比でみた親の所得が高いほど、結婚確率が低下している。

3. いくつかの対策

1. 育てた子供の人数に応じて年金保険料額を変える。
2. 年金制度のなかに出生手当を新設することも検討に値する。
3. 児童手当も年金制度のなかに組みいれて給付額や支給期間・支給要件を抜本的に見直す。
4. 所得税・住民税の児童に対する扶養控除を廃止し、それで増収となる税金は一括して児童手当の増額に振りむける。
5. 奨学金制度の変革。現在、高等教育サービスの供給機関に流されている公費（いわゆる機関補助）のつけ方も変え、原則として供給サイドではなく需要サイドに一括して奨学金として流し、消費者重視に方向転換する。大学は供給体制を改善し、教育サービスの質的向上に鎧をけざることになる。授業料や入学会は一挙に高くなるかもしれないが、高くなった分は奨学金の大幅増で対応する。そして大学を卒業した後、長期にわたって本人が返済する仕組みとするのである。
6. 保育所の位置づけを「児童に対する支援施設」から「子育て中の女性就業を支援する施設」に変えたり、保育費控除を所得税制のなかに導入したりすることも検討してよい。保育所設立規制を大幅に緩和することも必要になる。
7. 乳幼児の医療費についても窓口負担の低料化を図る必要がある。
8. 母親の肩にかかる育児負担を軽減するためには、父親が育児に積極的に参加できる環境づくりをする必要がある。会社への長すぎる拘束時間をどう減らすか、従来の仕事の仕方、会議の仕方を改め、仕事自体の時間密度を上げる必要がある。デスクワーカーの勤務時間・勤務場所もフレックスにしなければならない（なお、通信メディアの発達で、この点は容易になりつつある）。
9. 会社への長すぎる拘束時間を減らすためには、時間外労働の賃金を通常の1.5倍（ないし2倍）に引き上げるというのも1つの方法である。経営者サイドは時間外労働の管理を従来より厳しくせざるを得なくなる。そしてその分、通常の時間帯にもう少しきちんと働くことが促される。勤務時間の長さを基本にした業績評価システムも時代の要請にあわせて実績ベースに変えていかざるを得ない。
10. さらに男女間の雇用平等に向けた取り組みをさらに推進していく（たとえば育児休暇を父親が最低1ヶ月はとる、あるいは育児休業期間中に週のうち半日でも出勤して仕事の継続を容易にする等）必要がある。くわえて子供の「熱だし休暇」や「誕生日休暇」を新たに親に認める（子供も学校等を休む）ことも検討に値する。

小委員会メンバー

高山憲之	一橋大学経済研究所教授
有田富美子	東洋英和女学院大学社会科学部助教授
麻生良文	日本大学経済学部助教授
小川 浩	関東学園大学経済学部助教授
吉田 浩	東北大学経済学部助教授
金子能宏	国立社会保障・人口問題研究所
小島克久	国立社会保障・人口問題研究所

MEMO

「女子の就業行動と結婚・出産」

“女性の結婚・出産・就業のタイミングに与える固定効果・変動効果
～両立支援の有効性”

樋口 美雄
慶應義塾大学教授

1. 分析の目的と検討すべき仮説

目的；労働需給の変化や所得の変化といった経済変動は、女性の結婚、出産、

就業のタイミングにどのような影響を及ぼしているか

仮説；(1) 結婚・出産に関して

「時間費用仮説」；賃金率が上昇し時間の機会費用が高まると、時間集約的なサービスである結婚や子供に対する需要は低下する→賃金の上昇・失業率の低下は結婚や出産のタイミングを遅らせる

「相対所得仮説」；親に比べ子供世代の所得が下がると結婚・出産を先送りにする可能性が強い→若い世代の賃金率の上昇・失業率の低下は結婚や出産のタイミングを早める

(2) 就業に関して

「恒常所得仮説」；世帯主所得の一時的な低下は妻の就業に大きな影響を及ぼさないが、恒常的な低下は妻の就業を促進させる

「就業意欲喪失仮説」；失業率の上昇は新規就業率や継続就業率を低下させる

2. 使用調査；(財) 家計経済研究所『消費に関するパネル調査』1993~98年度 wave-A

労働省『女子雇用管理基本調査』

厚生省『出生動向調査』

3. 使用サンプル 『消費に関するパネル調査』

調査初年度に 24~34 歳であった女性のその後 6 年間の追跡データ

(全国から層化 2 段無作為抽出法によって抽出された 3,623 サンプル

回答サンプル;1,500)

回答率 初年度 41.4%, 2 年度 94.3%, 3 年度 94.3%,

4 年度 96.0%, 5 年度 96.9%, 6 年度 95.1%

初年度 有配偶サンプル=1,002 人 無配偶サンプル=498 人

調査期間中に結婚したサンプル=169 人 出産したサンプル(延べ人数)=526 人

4. 推定方法と使用データ・セット

- (1) 各イベントの発生を示すダミー変数を従属変数とした Probit 分析

使用データ；前年の状態（未婚、子供の有無、就業状態）により区分したデータ

- (2) 結婚年齢、出産年齢、勤続年数を従属変数とし、固定要因だけを含む non-parametric Survival 分析

使用データ；①調査開始以前の情報を含むサンプル・セット

②調査初年度において一定の条件（未婚／子供がいない／雇用者）
を満たすサンプル・セット

- (3) 結婚年齢、出産年齢、勤続年数を従属変数とし、固定要因・変動要因とともに
含む parametric Survival 分析（搅乱項について Weibull 分布を仮定）

サバイバル分析の推定モデル

結婚年齢を T とし、説明変数 X 、係数を β とする。

$$(1) \quad y = \log T = X' \beta + \sigma \log T_0$$

T_0 は $X=0$ のときのベースラインとなる結婚年齢、 σ はスケール・パラメーターを示す。
 $X=0$ の人が t 歳で結婚する人 ($T_0=t$) の確率分布を Weibull 分布に従うとすると、
 $t-1$ 歳まで結婚していないかった人が t 歳で結婚する条件付き確率（未婚からの hazard function）は (2) 式で示される

$$(2) \quad h(t) = a \alpha t^{\alpha-1}$$

ただし (3) $a = 1/\sigma$ 、 $\alpha = \exp(-X' \beta / \sigma)$ とする。

j 歳時に結婚しているサンプル i については $\delta_{ij} = 1$ とし、未婚サンプルについては $\delta_{ij} = 0$ とし、 $W_{ij} = (y_{ij} - X'_{ij} \beta) / \sigma$ と変数変換したときの確率密度関数を $f(W_{ij})$ 、
残存確率を $F(W_{ij})$ とすると、サンプル全体の尤度は次式で示される。

$$(4) \quad \log L = \sum_i \sum_j \{ \delta_{ij} \log (f(W_{ij}) / \sigma) + (1 - \delta_{ij}) \log(F(W_{ij})) \}$$

5. 暫定的な推定結果

結婚・出産・就業のタイミング

- (1) 失業率の上昇は結婚、出産を遅らせる

- (2) 失業率が高いときに学校を卒業した人の結婚、出産は早い

- (3) 失業率の上昇は企業定着率を引き上げる

- (4) 賃金率の変動は結婚、出産のタイミングに有意な影響を及ぼさない

- (5) 夫の所得の一時的な低下は妻の就業に有意な影響を及ぼさないが、恒常的な
低下は妻の就業を促進させる

両立支援のための諸施策の有効性

- (6) 短時間就業制度・育児休業制度普及による育児支援の重要性

- (7) 出産に対する資金援助の効果は確認できず

表1 イベントごとの就業状況の変化

継続全サンプル		新婚サンプル		第1子を出産した有配偶者	
前年	翌年	前年	翌年	前年	翌年
雇用	同一企業 49%	2300 269 52 328 2949 合計	78% 9% 2% 11% 100%	同一企業 88% 転職雇用 転職自営・家從 無業 合計	64 16 5 64 149 43% 11% 3% 43% 100%
自営・家從	雇用 8%	374 41 57 472 合計	79% 9% 12% 100%	自営・家從 自営 雇用 無業 合計	1 100% 0 0% 0% 100%
無業	雇用 自営・家從 無業 合計	328 80 2086 2494 合計	13% 3% 84% 100%	雇用 自営 雇用 無業 合計	6 32% 1 5% 12 63% 19 100%
不祥	——	50 合計	0% 5965	不祥 合計	0 169 1% 合計
					182

第2子を出産した有配偶者		第3子を出産した有配偶者	
前年	翌年	前年	翌年
雇用	同一企業 25%	38 1 3 13 55 合計	69% 2% 5% 24% 100%
自営・家從	雇用 自営・家從 無業 合計	0 2 29% 7 100%	自営・家從 自営 雇用 無業 合計
無業	雇用 自営・家從 無業 合計	2 2 1% 149 153 100%	雇用 自営 雇用 無業 合計
不祥	——	1 216 0%	不祥 合計 0 128
			182

表2 結婚年齢に関する時間変動サバイバル分析の推定結果

賃金率関数(従属変数は時間当たり賃金率の対数値)				結婚年齢のサバイバル関数			
	係数	t-値			係数		t-値
定数項	6.772948	130.412 ***			1.296		6.181 ***
学歴	中高卒 短大卒 大卒	- 0.060169 0.15889	4.862 *** 9.180 ***	固定要因	中高卒 短大卒 大卒	0.04229 0.04697	- 3.659 *** 2.379 **
年齢		0.003446	2.037 **	定数項	親の年収	0.00003	1.822 *
勤続年数		0.017028	11.670 ***	学歴	親の健在	-0.04623	-2.996 ***
就業形態	正規社員 非正規社員	0.150091	10.779 *** -	親の健在	父親健在	-0.104	-3.830 ***
職種	技術職 教員 技能職 販売・サービス業 事務職	0.13873 0.018591 -0.091277 -0.09643 -0.09643	8.234 *** 0.930 -5.469 *** -6.600 *** -	変動要因	母親健在 賃金率 卒業時女子失業率 女子失業率 スケール・パラメータ	0.158 *** 0.296 -0.05036 0.103 -	9.262 *** -3.245 *** -3.245 *** 7.921 ***
企業規模	小規模 中規模 大規模	-0.124031 -0.072769 -	-9.105 *** -5.583 *** -	対数尤度 サンプル数	(個人数)	-339.317 32785	- (1247人)
居住地	北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州	-0.227841 -0.152076 -	-8.003 *** -6.991 *** -				
調査年度ダミー	第1年目(1993年) 第2年目(1994年) 第3年目(1995年) 第4年目(1996年) 第5年目(1997年) 第6年目(1998年)	- 0.021418 0.030826 0.060398 0.053789 0.039345	- 1.254 1.751 * 3.298 *** 2.820 *** 1.966 **				
決定係数 修正決定係数 F値 サンプル数		0.3796 0.3755 93.059 3521	- - -				

表3 出産年齢に関する時間変動サバイバル分析の推定結果（全サンプルを使用）

定数項		1人目出産		2人目出産		3人目出産	
		係数	t値	係数	t値	係数	t値
学歴	中高卒	1.121	5.231 ***	1.712	8.225 ***	2.204	7.881 ***
	短大卒	0.03929	3.613 ***	0.04564	4.412 ***	0.05615	3.861 ***
	大卒	0.06989	3.638 ***	0.08464	4.442 ***	0.09163	3.202 ***
固定要因	親の年収	0.00003	2.383 **	0.00003	2.176 **	0.00003	1.430
	親の健在	-0.04663	-3.279 ***	-0.03059	-2.259 **	-0.01783	-0.958
	父親健在	-0.00736	-0.316	-0.01558	-0.720	0.00380	0.134
	母親健在	0.31528	9.818 ***	0.24984	8.264 ***	0.21620	5.271 ***
	提示賃金率の対数値	0.05558	-3.860 ***	-0.09058	-6.532 ***	-0.15218	-7.204 ***
変動要因	卒業時女子失業率	0.108	9.107 ***	0.115	11.690 ***	0.112	8.875 ***
	女子失業率	0.140 ***	0.117 ***	0.147 ***	9.38E-02 ***	-1078.974	(1247人)
	スケール・パラメーター	-2988.042	-2439.38	37788	(1247人)	41174	(1247人)
	対数尤度						
	サンプル数	34827					

表4 出産年齢に関する時間変動サバイバル分析の推定結果（条件つきサンプルを使用）

定数項		1人目出産		2人目出産		3人目出産	
		係数	t値	係数	t値	係数	t値
学歴	中高卒	2.784	7.673 ***	3.333	13.713 ***	3.608	16.63 ***
	短大卒	0.04294	1.797 *	0.06272	5.213 ***	0.06293	4.448 ***
	大卒	0.06687	2.296 **	0.10639	6.341 ***	0.10710	2.584 ***
固定要因	卒業時女子失業率	-0.21882	-5.953 ***	-0.27124	-14.462 ***	-0.27667	-13.353 ***
	提示賃金率の対数値	0.13030	2.332 **	0.07618	2.181 **	0.02640	0.790
	夫の年収	0.00012	2.484 **	0.00004	1.326	0.00004	0.905
	女子失業率	0.09002	2.361 **	0.08445	4.574 ***	0.13593	5.903 ***
変動要因	スケール・パラメーター	0.07207 ***	-	0.05375 ***	-	0.03947 ***	-
	対数尤度	-181.5078	(84人)	-346.6232	(185人)	-190.448	(231人)
	サンプル数	222		554		1027	

注)1人目については調査初年度に有配偶で子供のいなかつたサンプル、2人目については有配偶で子供を1人持つていたサンプル、

3人目については有配偶で子供を2人持つていたサンプルを推計に使用した。

表5 初職の勤続年数に関するサバイバル分析の推定結果

(注) 従属変数とは、勤続年数(調査初年度以前に離職した人を含む)のこと。
調査6年目現在継続就業者を含むのこと。
サンプルは初職で雇用就業していた人に限る。

表6 労働市場における継続就業に関する推定結果

就業のプロビット分析の結果		限界効果	t-値
定数項		-0.306	-3.167 ***
本人の学歴	高卒		
	短大卒	-3.55E-02	-2.026 **
	大卒	-4.74E-02	-1.592
本人の年齢		1.67E-02	6.468 ***
夫の年間収入増減額（対前年）		5.26E-06	0.083
夫の恒常所得		-1.10E-04	-2.07 **
就業形態	正規従業員	7.79E-02	4.467 ***
職種	非正規従業員		
	技術職	6.20E-02	2.324 **
	教員	0.181	3.955 ***
	技能職	1.02E-02	0.421
	販売・サービス職	-1.35E-02	-0.695
企業規模	事務職		
	小規模	-1.43E-02	-0.7
	中規模	-1.90E-02	-0.93
	大規模		
女子失業率		-5.07E-03	-0.2
対数尤度		-385.0425	
サンプル数		1227	
賃金関数の推定結果		推定係数	t-値
定数項		6.145	16.745 ***
本人の学歴	高卒		
	短大卒	3.04E-02	0.692
	大卒	0.150	2.263 **
本人の年齢		1.55E-02	1.661 *
経験年数		1.48E-02	3.732 ***
就業形態	正規従業員	0.287	4.851 ***
職種	非正規従業員		
	技術職	0.265	4.254 ***
	教員	0.241	2.944 ***
	技能職	-4.23E-02	-0.837
	販売・サービス職	-6.05E-02	-1.353
企業規模	事務職		
	小規模	-0.163	-3.799 ***
	中規模	-0.136	-3.249 ***
	大規模		
調査年度ダミー	第1年目（1993年）		
	第2年目（1994年）	-5.29E-02	-1.154
	第3年目（1995年）	-1.31E-02	-0.282
	第4年目（1996年）	-1.64E-02	-0.345
	第5年目（1997年）	-6.08E-03	-0.115
ラムダ変数		0.5602517	2.038 **
決定係数		0.28113	
就業のプロビット分析の結果（提示賃金を含む）		限界効果	t-値
定数項		-2.304	-2.411 **
本人の学歴	高卒		
	短大卒	-3.85E-02	-2.228 **
	大卒	-8.29E-02	-2.431 **
本人の年齢		9.99E-03	2.522 **
夫の年間収入増減額（対前年）		6.79E-06	0.109
夫の恒常所得		-1.10E-04	-2.113 **
就業形態	正規従業員	-4.43E-02	-0.741
職種	非正規従業員		
	技術職	-3.42E-02	-0.654
	教員	8.95E-02	1.408
	技能職	2.73E-02	1.085
	販売・サービス職	8.22E-03	0.382
企業規模	事務職		
	小規模	4.35E-02	1.279
	中規模	2.85E-02	0.943
	大規模		
女子失業率		-1.01E-03	-0.04
賃金率	イヒ・ユーティ・ウェッジ	0.330	2.107 **
対数尤度		-382.8397	

図1 女性の失業率と結婚年齢

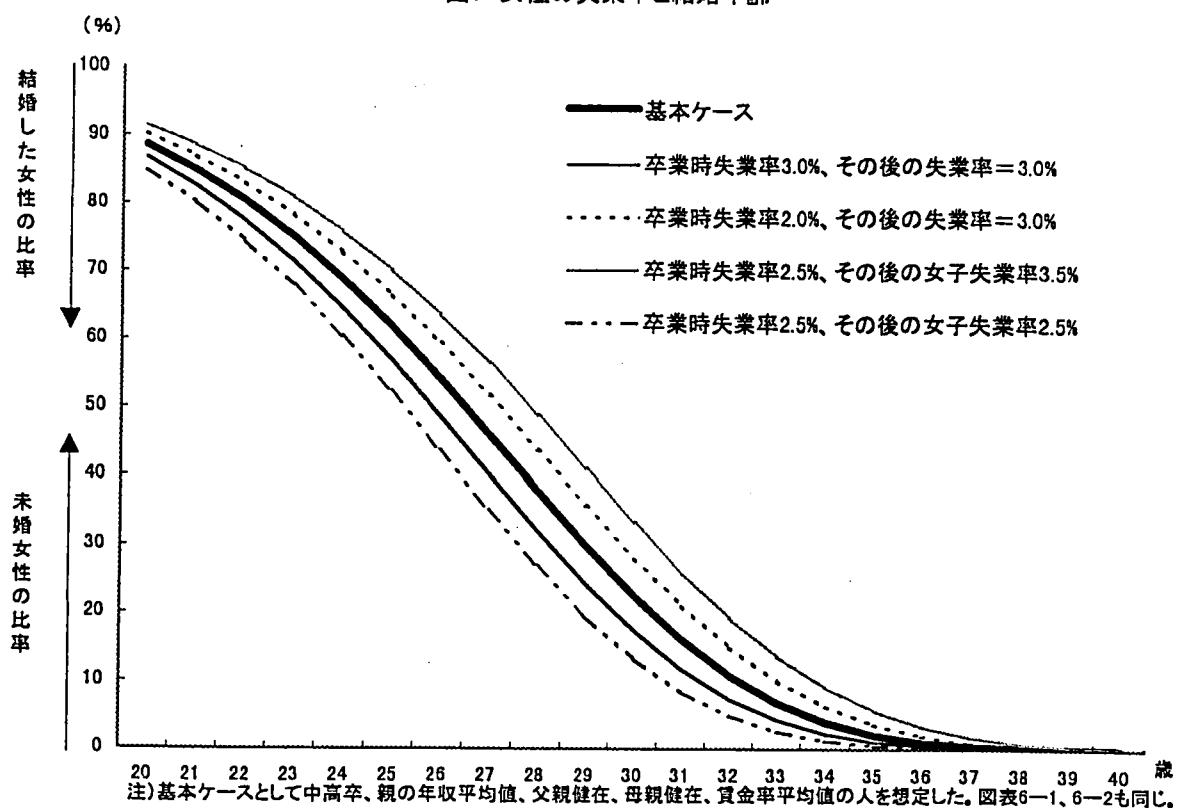
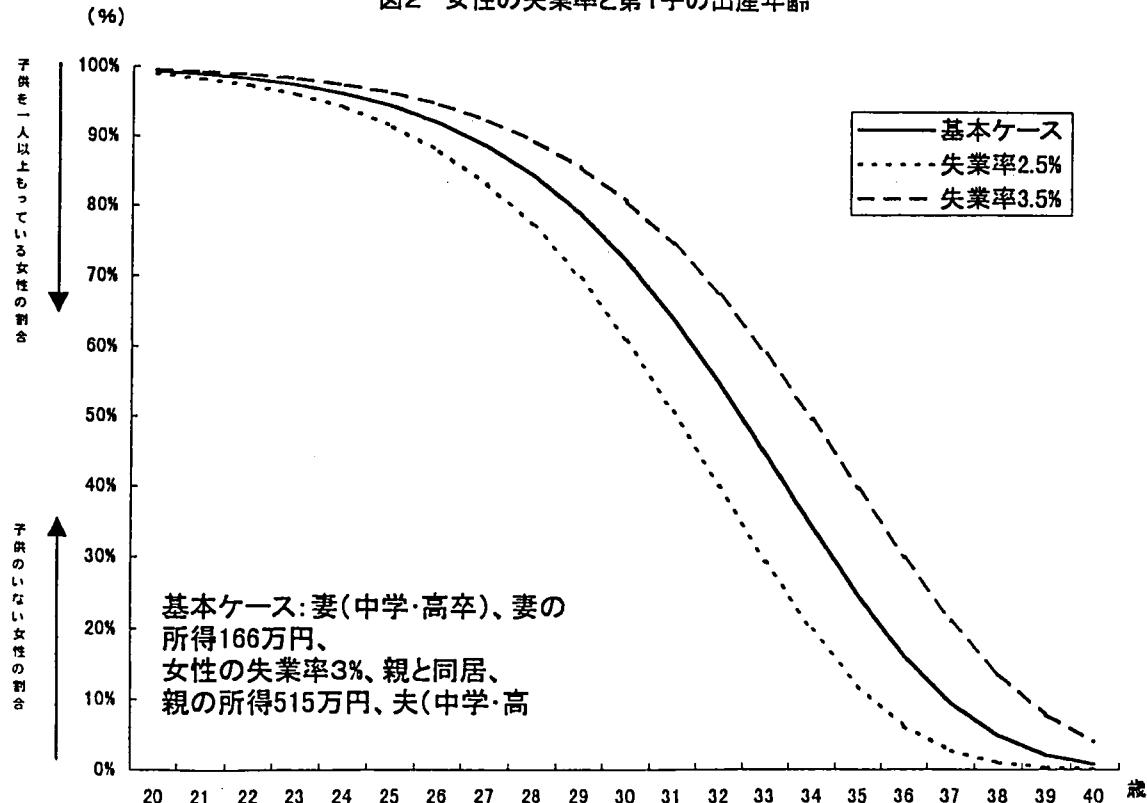


図2 女性の失業率と第1子の出産年齢



「ジェンダーシステムと少子化」

目黒 依子
上智大学教授

1. 研究の目的

少子化の原因をジェンダーの視点から解明し、その分析に基づいて、少子化対策への提言を行う。

2. 分析デザイン

先行研究のレビューの結果、少子化の原因となる諸変数を3グループに分類し、少子化を「結婚回避」が「出産は結婚制度の下で」という規範下で「出産回避」となることを実証するデザインを作成（図参照）。

3. 方 法

1) 計量分析

『女性の生活意識に関する調査』（生命保険文化センター、1991年）

『夫婦の生活意識に関する調査』（生命保険文化センター、1994年）

『現代日本の家族に関する意識と実態－第1回全国家庭動向調査』（厚生省人口問題研究所、1993年）の2次分析

2) 質的分析

a. グループ・インタビュー：20-30代独身及び既婚男女39名（首都圏及び北部農村地域）

b. 質問票調査：首都圏大学生（有効票461）

『出産に関する大学生意識調査』（1999年1月）

4. 少子化の諸要因－分析結果

1) 社会システムと結婚回避・出産回避

a. 経済発展のための企業主義はジェンダー分業の固定化を促進する政策・制度・労働環境の基盤となった。

b. ライフコース・パターンやジェンダー役割観の性差は女性の結婚回避につながった。

c. ジェンダー政策（労働、税、年金、教育、福祉、厚生など）はジェンダー分業を前提とする家族を基盤とするものであった。

d. 政策理念・制度・実態における整合性の欠如が将来への不安感を促す。

2) 値値感・意識と結婚回避・出産回避

- a. 「男は仕事、女は家庭」観は1980年代末から1990年代に激減。
- b. ジェンダー意識は男女間、世代間でギャップ。
- c. 若い女性のジェンダー意識は結婚・出産回避につながる。
- d. 第何子の出産か、結婚のタイミング、性別、家族観、社会経済的地位などは出産意欲に影響を与える。

3) 結婚・出産・育児コスト感と結婚回避・出産回避

- a. 結婚のメリット減・デメリット増感は結婚回避につながる。
- b. 夫の家事・育児への平等参加は結婚コスト感の主要規定要因。
- c. 妊娠前・妊娠中の不安感・ストレスが出産コスト感を増大させ、出産回避につながる。
- d. 育児負担感が出産回避につながる。
- e. 出産コストは職業との関連で女性に強く認識されている。
- f. 育児環境の差異が出産コスト感の差異につながる。

5.まとめと提言

分析デザインは用いられたデータによって概ね検証された。諸要因の関連は「社会システム」が構造的規定要因として「ジェンダーに関する価値観や意識」が「結婚回避」または「出産回避」に直接的に結びつく、あるいは、「結婚・出産・育児コスト感」に結びついた結果「結婚回避」「出産回避」に結びつくことに作用する、という形でみられた。

若い世代の女性のジェンダー意識が近年著しく変化し、男女の意識ギャップと従来のジェンダー構造の下での閉塞感や生きにくさ感が、若い世代の女性たちに「成り行き結婚の回避」・「義務出産の回避」をさせた状況がある。また、その状況は一律ではなく、地域差や子供の有無、子供数などによる差がみられる。

少子化の最大の要因は晩婚化であるが、「結婚すれば子供二人」というこれまでのパターンにはかけりがみえている。このような結果をもとに、ジェンダー小委員会の提言は次の通り。

1) 個別システムの改善

a. 出産・医療システムの改善

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の明確な位置づけ

b. 育児サポート・システムの改善

子供数や地域差への配慮；自治体レベルのサポート・システム；政府・自治体とNGOとの連携

2) 社会システムの改善

ジェンダー・システムの変革（男女共同参画型社会の実現）

3) 意識変革のための学校教育・市民教育

<ジェンダー小委員会メンバー>

江原由美子(東京都立大学)

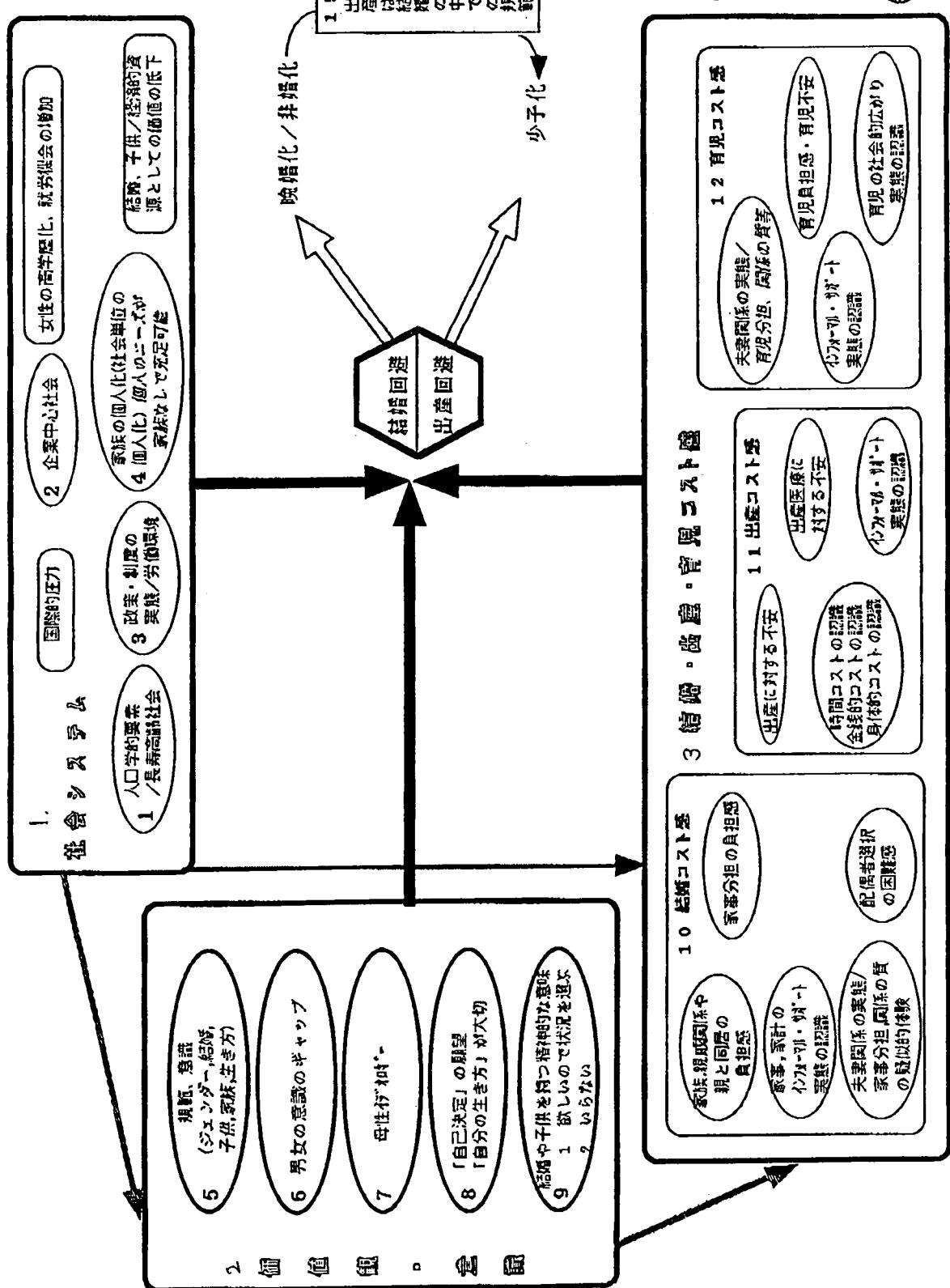
岩間 晓子(和光大学)

釜野さおり(国立社会保障・人口問題研究所)

目黒 依子(上智大学)

西岡 八郎(国立社会保障・人口問題研究所)

渡辺 秀樹(慶應義塾大学)



「出生力の経済モデルに基づく政策効果の分析」

加藤 久和
国立社会保障・人口問題研究所 室長

はじめに

少子化のメカニズムをいかに把握するか、この点の解明は現在のわが国における重要な課題であることに異論はないであろう。とりわけ女子の晩婚化が少子化と密接に関連しているという見解はほぼコンセンサスを得ていると思われる。また、少子化・晩婚化は女性の働き方あるいはライフスタイルと密接な関連を有していることも疑いない。したがって、少子化のメカニズムの解明には女子労働供給を含む労働市場、さらにはマクロ経済のパフォーマンスを考慮した総合的な分析が必要である。

少子化や晩婚化に影響を及ぼす様々な要因を同時にかつ相互依存的に分析するため、われわれは計量モデルを作成した。計量モデルを利用することの利点のひとつは、外生的な条件の変化に伴うシステム内部の変数（出生力や初婚率等）への影響を数量的に把握することができる点である。したがって、政策的な諸手段（例えば、育児環境や労働環境の整備）をモデルに組み込むことによって、これが出生力や結婚に与える影響を数値的に把握することが可能となる。

モデルの概要

モデルは以下のような諸変数の関係を記述している。

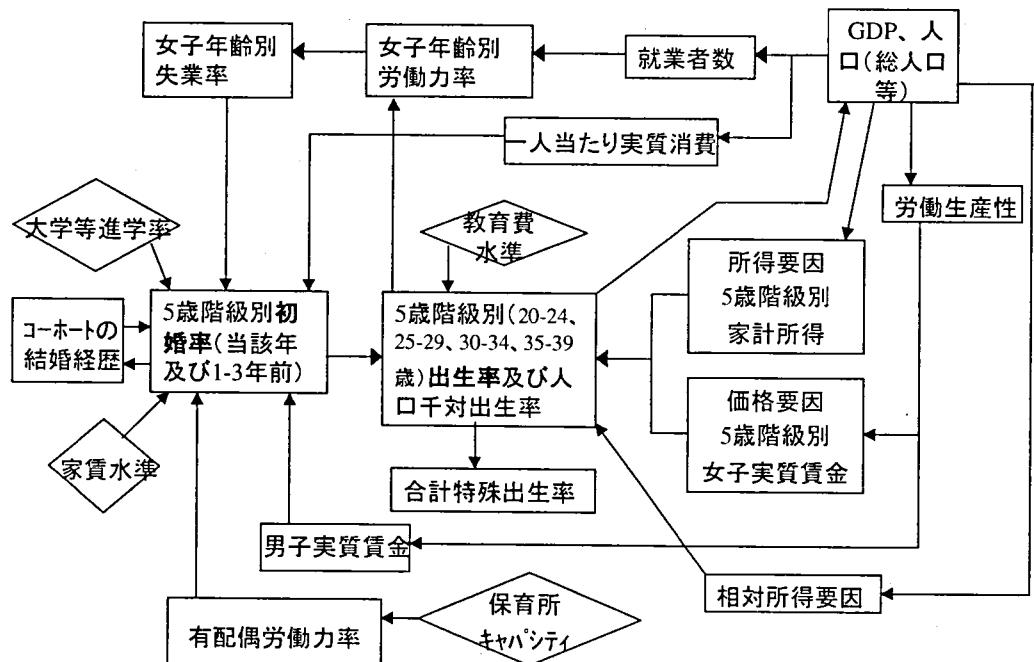


図 1 モデルのフローチャート

¹ この研究成果は大淵寛中央大学教授、高橋重郷国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長他計8人で行った共同プロジェクトによるものである。

モデルシミュレーションと政策効果の分析

シミュレーションとは、政策変数が変化した場合、あるいは構造方程式で示される各変数間の構造が変化した場合、モデルで決定される出生率や初婚率等の内生変数がどのような影響を受けるかを数値的に実験することである。この研究では、次の二つのケースを想定してシミュレーションを行った²。

- (1) 政策変数（家賃水準、教育費水準、保育所キャパシティ）の変化が出生率、初婚率等どのような影響を及ぼすか。（保育所キャパシティが50%上昇するケース(Sim.1)とさらにこれに加えて家賃水準と教育費水準が30%低下するケース(Sim.2)を想定した。）
- (2)(1)に加えて、女子の労働力率と出生率との負の相関関係が改善された場合、出生率、初婚率等はどこまで上昇するか。（Sim.3では負の相関関係が半減するケース、Sim.4では完全に中立化するケースを想定した。）

シミュレーション結果

図2及び図3は、合計（特殊）出生率（図2）、普通出生率・初婚率（図3）を取り上げて、上で想定した四つのシミュレーション結果を比較したものである。比較する時点は、モデルで内挿可能な直近の1996年を選択している。

合計（特殊）出生率をみると、1996年の実績は1.43であったが、もし保育所キャパシティを50%上昇させるような政策が実現していたなら(Sim.1)、合計（特殊）出生率は1.53であったと推論される。さらに、現実よりも家賃水準や教育費水準が低かったならば合計（特殊）出生率は1.63まで上昇していたであろう(Sim.2)。加えて、第一次石油ショック以降の出生率と女子労働供給との構造的な負の相関関係が、就業環境整備等によって改善されていたとすれば(Sim.4)、合計（特殊）出生率は1.78程度であった可能性がある。なお、モデルのシミュレーション期間を通じての合計（特殊）出生率の平均値は1.61であり、Sim.4の条件がそろっていれば、期間平均の合計（特殊）出生率は1.98程度であったと見込まれる。

人口千人当たり普通出生率についても、1996年の実績値9.7‰は、Sim.4の条件が揃えば14.8‰にとどまっていたであろうし、また、結婚について、人口千人当たりの初婚率は実績値の6.4‰ではなく、9.2‰程度であったと推測される。

なお、モデルによる分析途上で発見された事実として、出生率や初婚率が回復する場合には早産化・早婚化というように相対的に出産・結婚が若年化するという傾向を伴うことがあげられる。

おわりに

- (1) 育児環境や女性の就業環境の整備などの改善は、結婚を促した出生力を高める効果がある。保育所の整備等にみられる身近な政策を遂行することが育児等の環境整備に寄与するのであれば、出生力の回復という効果が期待できる。
- (2) しかしながら、その効果は限定的である。さらに、出生力を回復するには、出生あるいは結婚と労働力供給という両者の間の構造的な負の関係を改善しなければならない。(1)で示した諸政策もこれに寄与するが、構造的改善のためにはライフスタイルや男女の平

² シミュレーション期間は、モデルのすべての変数が揃う1982～96年である。

等意識など広範囲な分野に立ち入った対策が必要となろう。

- (3)出生力回復や結婚の促進は、早婚化・早産化を伴う。したがって、諸政策の立案にあつては、ただ出産を助けるような環境整備にとらわれず、晩婚化・晩産化対策もあわせて行うべきであろう。

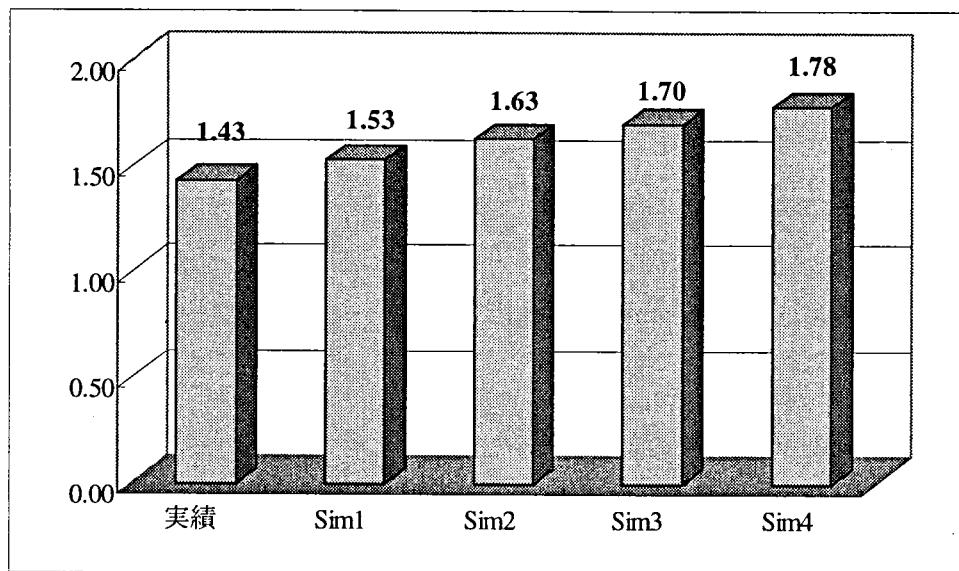


図2 合計特殊出生率のシミュレーション結果(1996年)

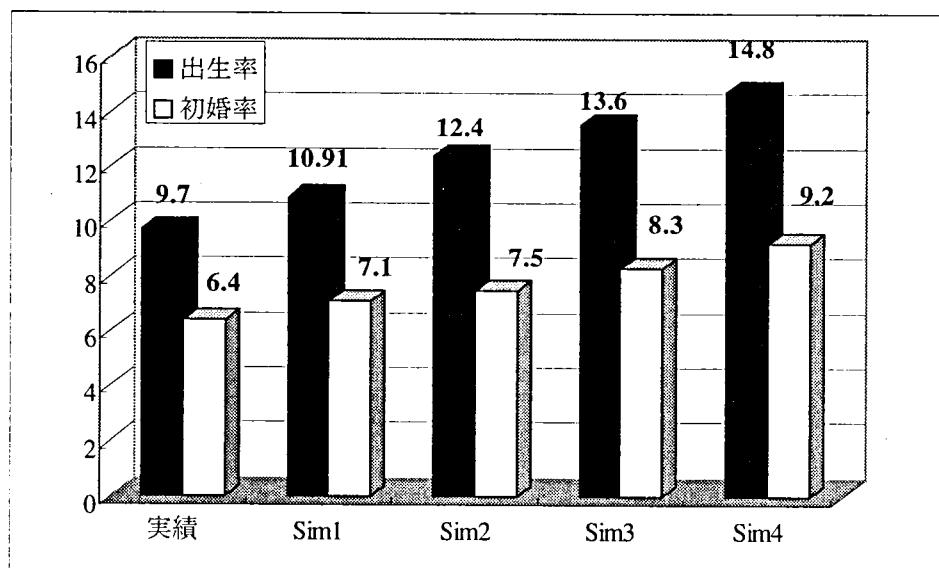


図3 普通出生率、初婚率のシミュレーション結果(1996年)

MEMO

「女性の未婚率上昇に関する意識についての調査研究」

小倉 千加子
愛知淑徳大学教授

1. 目的

少子化が問題になる中で確認しておかなければならないことがある。それは、少子化現象を担っている当事者は誰かという問題である。行政は少子化対策として児童手当の延長や保育所設置基準の緩和を検討していると仄聞するが、現実には、結婚している男女（夫婦）は平均して2.16人以上（1992年出生動向基本調査による40歳以上対象の数値）の子どもを出生しており、3人以上の子どもを出生している夫婦は、1982年以降25%台で安定している。要するに、既婚者は現在も人口置換水準以上の出生動向を維持しており、女性の合計特殊出生率の減少とは無関係なのである。

それならば、合計特殊出生率が1.38まで減少した原因は何かと言えば、それは出産年齢にいる女性の晩婚化、未婚化が確実に進行しているせいである。我が国では婚外子の出生割合は1.2%と、先進国の中では最も低く、「子どもは蠟燭制度の中で産むもの」という観念が定着していると言ってよい。従って、婚姻率が低下すれば、出生率もまた低下するのである。

そして、未婚者を対象に結婚に対する態度を調査すると、「いずれ結婚するつもり」と答える者は、女子で9割（89.1%）にのぼっており、結婚願望自体は国際的に比較しても非常に高い。我が国では、結婚はいずれするつもりでいるが、現実にまだ未婚のままいる者が増加しているのである。現在25歳から29歳の女性のうち非婚の者が48%と、約半数に達している。平均初婚年齢も上昇し続け、女子で26.7歳（1998年）と、1950年（23.0歳）より3.7歳上昇している。それならば、彼女らはなぜ結婚したいのにしない、あるいはできないでいるのかと言えば、25歳以上の未婚者が「独身でいる理由」として一番多く挙げているのが「適当な相手にめぐり会わない」（55%）というものである。

ところが、女性の晩婚化についてその原因を世論調査すると、一番に挙げられるのが「仕事を持つ女性が増えて、女性自らの経済力が向上したから」

（73%、平成3年総理府調査）というものであり、未婚女性自らの回答とは些か乖離したものとなっている。未婚女性のうち、自らに経済力をもたらした

と世間で思われている「仕事」への愛着を理由に独身でいると答えた者はわずか14%しかいないのが実情である。女性の晩婚化に関して、世論の動向と当事者の感覚は大きくずれているのではないか。多くの未婚女性は、結婚を希望しながら、理想の結婚相手にめぐり会えないまま、なじ崩しに晩婚化への道を辿っているのではないか。そこで、当事者たる20代から30代の女性の本音を探るべく行われたのが、本調査である。

2. 調査概要

対象：首都圏在住・在勤・在学の未婚女性52名（1961年から1976年生）

方法：半構造化面接（所要時間2時間）

フェイス・シートへの記入項目： 生年月日、出身地、学歴、職歴、趣味、
家族構成、家族成員の年齢・職業・学歴

3. 結果の要約

1) 結婚願望は40歳で消滅する。

これはプレ調査で明らかになったもので、40歳を過ぎると「生活の変化はもう面倒くさい」からである。

2) 結婚に到る恋愛と恋愛に到る「自然な出会い」が切望されている。

結婚をダイレクトに指向する民間の結婚紹介所への登録などは、強く嫌悪される。自然な出会いによって気づかぬうちに恋が芽生え、自然な成り行きで結婚するというのがあくまで理想であって、結婚相手探しのパーティに参加するくらいなら結婚しない今までいるという意見が圧倒的。

3) 目標は5年毎に先延ばしにされる。

25歳以下は結婚は30歳までに、30歳を過ぎると35歳までに、35歳を過ぎると40歳までには、と結婚目標年齢は3段階の節目で延長されていく。デッド・ラインが40歳に認定されているのは、出産可能年齢を意識してである。

4) 殆ど全員が、結婚後に子どもを持つことを当然と考えている。

むしろ、子どもを恵むために結婚したいと考える者も少なからずいた。

日本では、母親になるためにも結婚は必須のイベントであり、そのこともあって結婚願望は根強いことがうかがわえた。

5) 配偶者に求める条件として、3Cが挙げられた。

Comfortable（十分な給料）、Communicative（価値観の同じ）、Cooperative（家事に協力的な）の3つであり、従来の3高のうち高身長を挙げる者は少なかった。

6) 新専業主婦志向が台頭している。

結婚しても仕事を続けると答えた者は、公務員（安定雇用・男女同一賃金と自由業（高収入）ならびに自営業（家族経営）の者に限られ、その他は専業主婦となって子育てに専念することを希望。そのためにも、夫には高収入が期待されている。

子育て終了後は、在宅でできる趣味を活かした仕事につきたい、仕事を通して社会と繋がり、自己実現もしたいという意見が多い。「男は仕事、女は家事」（性別役割分業）、「男は仕事、女は仕事と家事」（新性別役割分業）を経て、「男は仕事と家事、女は家事と趣味（的仕事）」の新・新性別役割分業に移行している。

7) 男性の求める条件(4K)とのミスマッチングによるなし崩し的シングル化の進行。

我が国において、男性は依然として配偶者に対する専業主婦願望が強く、このことは女性の専業主婦願望と一致して一見結婚は容易なように見えるが、内実は両者の希望は合致しないまま、男女とも「適当な相手にめぐり会わない」不遇をかこっている。

表 I

学歴	年齢	両 親	職 業	理想の相手	絶対駄目な人	しない理由
高校・専門学校卒	26	母パート	パート 社員	一緒に店を開いてくれる人	長男（母と同居したいので）	開店資金が貯まらない
	25	父 無職 母パート	美容師	一緒に美容院を開いてくれる人	「仕事をやめてくれ」と言う人	開店資金が貯まらない
短大卒	25	父会社員 母 主婦	パート 社員	医師、一流企業のサラリーマン	大卒でない人	条件にかなう人に出会わない
	36	父自営業 母家業手伝い	編集者	自分より学歴が上の人	自分(500万)より低収入、不潔な人	適当な相手に出会わない
	34	父自営業 母 主婦	カメラマン	自分(1000万)より高収入	貧乏な人	理想の相手には振られたから
	26	父会社員 母パート	学校職員	自分(500万)より高収入	共稼ぎしないといけない人	職場に独身男性がいない
	22	父自営業 母 主婦	大学生	今の生活レベルを保障できる人	大卒でない人	まだ早い
大学卒・在学中	22	父会社員 母 主婦	大学生	社会的評価の高い職業	専業主婦を養えない人	理想の条件の人は私を選ばない
	35	父会社員 母 主婦	華道教師 他	価値観が同じ人 180cm以上	貧乏な人、不潔な人	どこで妥協すべきかわからない

MEMO

MEMO

「保育の実態に関する基礎的調査」

前田 正子
ライフデザイン研究所

I, 現状の保育の問題点

少子化の中での保育ニーズの増大と多様化

1、ニーズと供給のミスマッチ

保育園のある地域と無い地域：待機児童と定員割れの同時発生

2、足りない低年齢児保育（待機児童の増大）

3、保育時間と就労時間のズレ

4、保育料の地域間格差・世帯間格差

5、保育事情の地域間格差

6、多様なニーズに応えない保育（特に公立保育園の硬直性）

7、専業主婦の保育ニーズへの対応

II, 子どもたちの保育場所

①どれぐらいの子どもが保育を必要としているか

末子年齢別母親の就業率 末子 0—3歳 28.2%

末子 4—6歳 50.0% (労働力特別調査 1997)

表1 母親が就労している就学前児童数(推計)

子ども数	母親が就労している子どもの数	母親が就労している子どもの数の割合
0歳	1201	329 27.40%
1歳	1188	348 29.28%
2歳	1184	347 29.28%
3歳	1199	374 31.17%
4歳	1184	439 37.04%
5歳	1208	447 37.04%
6歳	605	256 42.35%
計	7769	2540 32.69%

注)単位: 1000

1997年の子どもの数で推計。(6歳の半分は小学校入学すみ)

「就業構造基本調査」(1992年)、「労働力特別調査」(1997年)、「人口動態(1993年、1996年)、「国勢調査」(1990年)などにより作成。

②実際に保育園を利用している子どもの数

表2 保育園への入園子どもの数

	認可保育園	無認可保育園	計
0歳	56	19	75
1~2歳	406	69	475
3歳	381	45	426
4~6歳	800	83	883
計	1643	216	1859

注)単位:1000

認可保育園は1997年10月、無認可保育園は1996年1月の数
また無認可保育園にはこの他に年齢不詳の5000人の子どもがい
厚生省児童家庭局調べ

(無認可保育園には企業内保育園 3861 も含まれている。企業内保育園の約 6 割は
院内保育所)

③低年齢児保育の多くは親族によってなされている

表3 世帯類型別保育手段

核家族

	0歳	1~6歳
保育施設	34.90%	72.00%
親族	51.90%	24.80%
シッターその他	13.20%	0.90%
幼稚園	0%	2.30%

婦人少年協会(1994)の調査より試算

三世代世帯

	0歳	1~6歳
保育施設	14.60%	33.60%
親族	82.40%	60.70%
シッターその他	3.00%	0.40%
幼稚園	0%	5.30%

④働く母親の多くは核家族

末子年齢0~3歳では核家族比率 72.72%

同4~6歳では67.47%

ただし就業率そのものは、『就業構造基本調査』(1992年)

では、0~2歳で核家族23.8%、三世代で43.6%

3~5歳は核家族41.6%、三世代64%

⑤保育の中心は施設保育：親族以外の施設外保育は非常に少ない

(1) 保育ママ・家庭福祉員

約1500箇所、5000人の子ども

(制度が無くなる自治体がある一方で、保育対策としての見直しも始まる)

(2) ベビーシッター

利用者はのべ23000人だが、フルタイムの利用は殆ど無い

弱小企業が中心

コスト的に高すぎて、一般的には利用できず
利用者の 33.6%が専業主婦

(3) エスク

日本最大の民間保育ママネットワーク
(利用者推計 1997 年：登録世帯 14000 世帯)

(4) ファミリーサポートセンター

人口 5 万人以上の市町村に設ける。
1998 年度末には 44 の自治体
(利用者推計約 5000 人)

(注) (2、3、4) は専業主婦の利用も多い

(5) 幼稚園：預かり保育

1998 年に幼稚園児と保育園利用者が殆ど同じになる

表 4 幼稚園のお預かり保育の現状

A お預かり保育の実施園数

	1997年8月	1994年5月
公立	330(5.5%)	318(5.2%)
私立	3867(46%)	2541(29.5%)
合計	4197(29.2%)	2859(19.4%)

B お預かり保育の実施日数

	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	登園日と同じ	その他
公立	4	15	14	24	109	88	76
私立	48	73	66	298	1370	1682	330
合計	52	88	80	322	1479	1770	406
合計(%)	1.20%	2.10%	1.90%	7.70%	35.20%	42.20%	9.70%

その他の例：日曜日、祝日を除く長期休業日も実施している（文部省調査：1997年8月）

C お預かり保育の終了時間

	3時まで	3~4時まで	4~5時まで	5~6時まで	6~7時まで	7時以降
公立	70	108	69	83	0	0
私立	43	417	1620	1585	187	15
合計	113	525	1689	1668	187	15
合計(%)	2.70%	12.50%	40.20%	39.70%	4.50%	0.49%

すべて文部省調査 1996 年 8 月現在

MEMO

平成11年度 厚生科学研究

政策科学推進研究事業発表会抄録集

発行 平成12年2月25日

発行所 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

〒106-0580 東京都港区南麻布5丁目6番8号

電話：03-3473-8311 FAX：03-3473-8300

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会

今後の検討事項（案）

「出生率に影響を与える、未婚化・晚婚化の要因の分析」

社会学的要因

- ・ 育児の負担感、仕事との両立の負担感
 - ・ 個人の結婚観、価値観の変化
 - ・ 親から自立して結婚生活を営むことへのためらい
 - ・ 配偶者選択の変化
- 等

経済学的要因

- ・ 結婚退職による機会費用の増加
 - ・ 女性の経済的自立
 - ・ 役割分業の利益の減少
- 等

その他の要因

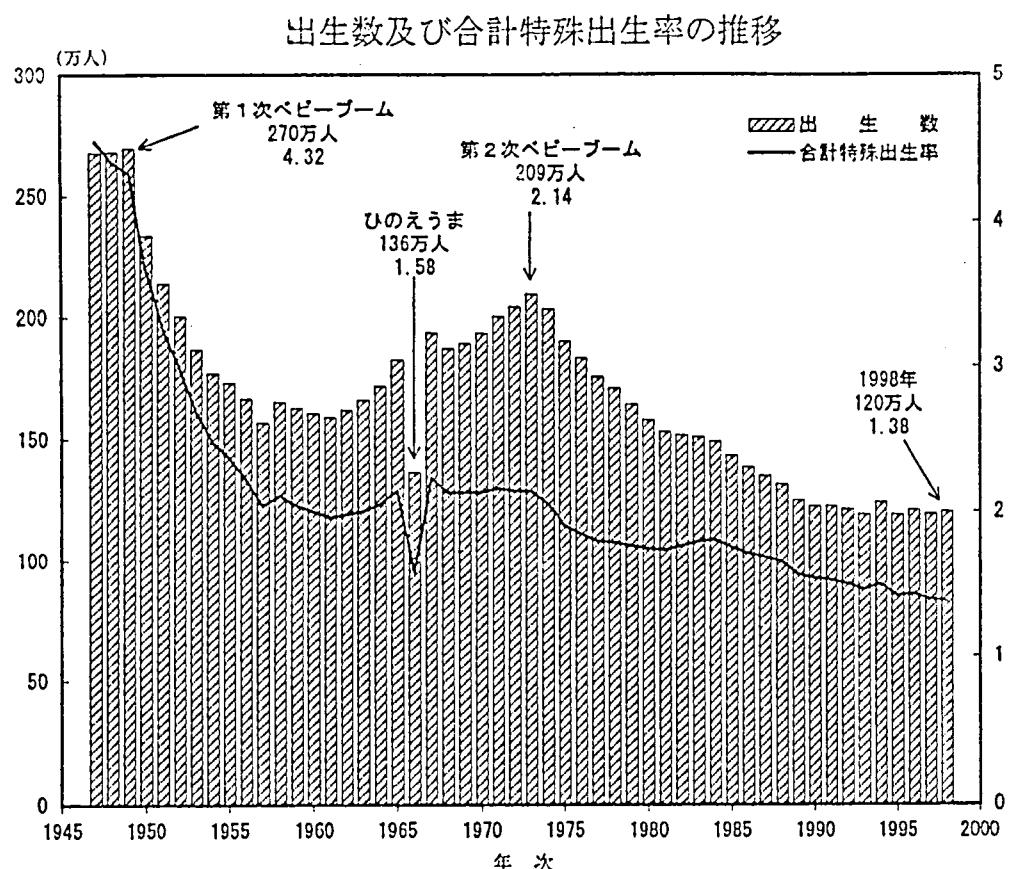
**未婚化
・ 晩婚化**

夫婦の子ど�数
の減少

**出生率の
低下**

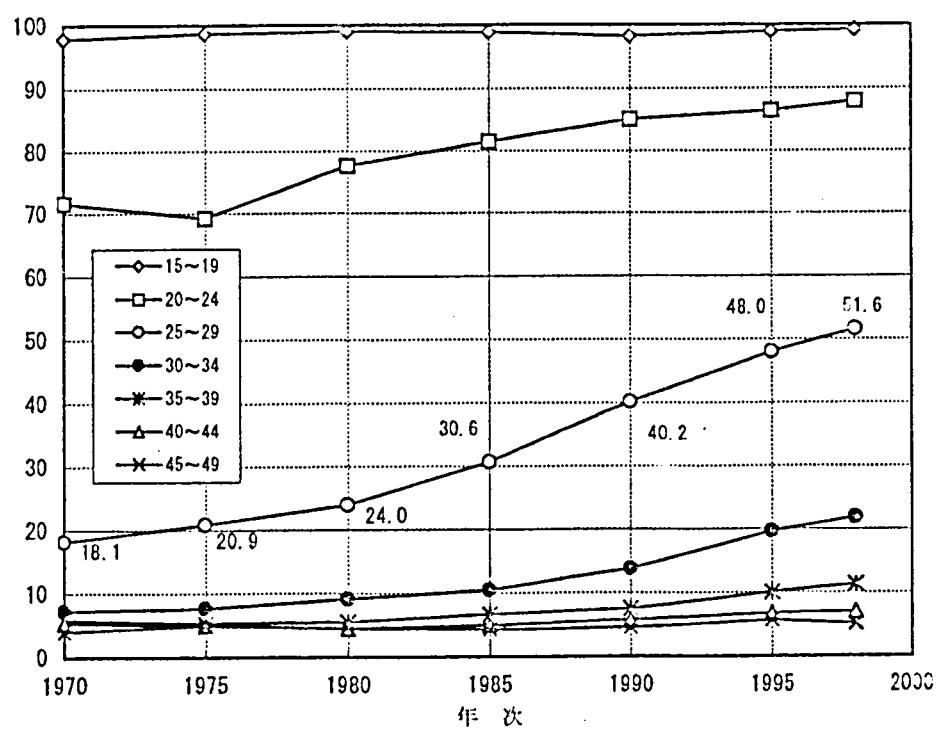
[検討課題]

- ・ 出生率に影響を与える、未婚化・晚婚化の要因の分析
 - ① 未婚化・晚婚化の要因として何があるか。
 - ② これらの要因が将来どうなるか。
 - ③ ②に伴って、未婚化・晚婚化傾向がどうなるか。
- ・ 未婚化・晚婚化を将来の出生率推計にどう反映させるか。



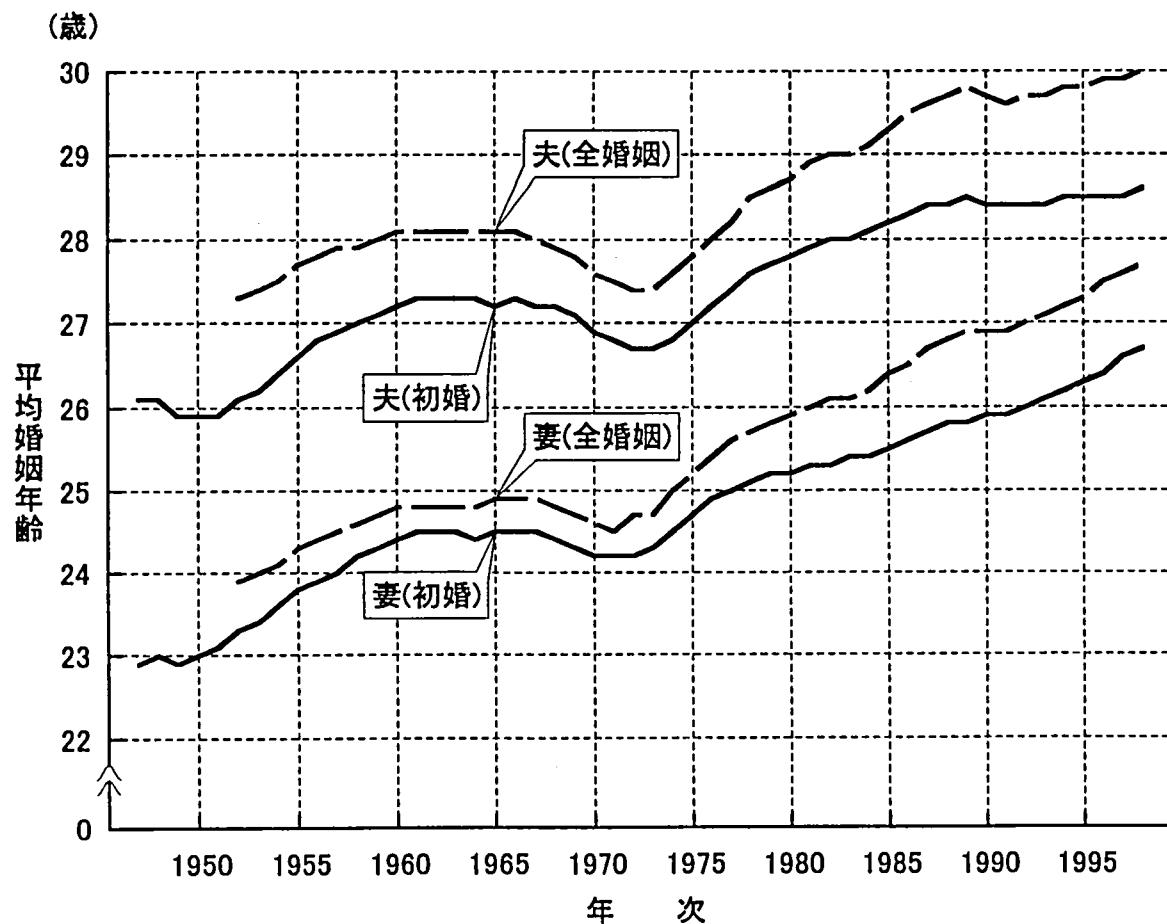
資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」各年版

女子の年齢別未婚者割合



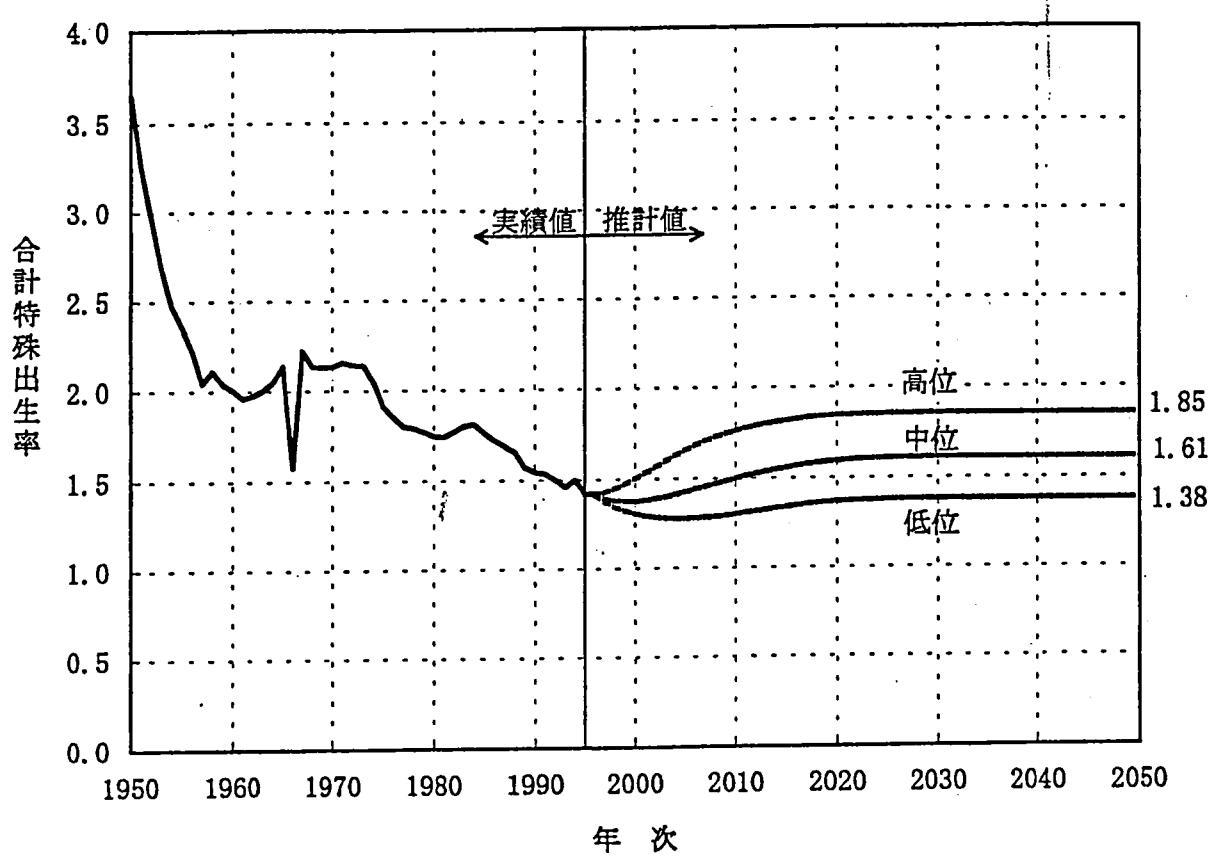
資料：1970～1995年は国勢調査、1998年は労働力調査に基づく。

全婚姻及び初婚の平均婚姻年齢：1947～98年



厚生省統計情報部『人口動態統計』による。

合計特殊出生率の実績と推計（平成9年1月推計）



日本の将来推計人口（平成9年1月推計）における出生率の仮定

出生率（合計特殊出生率）の仮定

1980年出生コホートの結婚や出生行動に仮定を置き、1980年以前の各出生コホートの実績値から徐々に1980年出生コホートの仮定値になるものと想定

仮定の種類	前 提			合計特殊出生率			平成4年 9月推計
	現在の実績 1995年時点での出産を終えている世代の実績		将来見込み 1980年生まれ以降の世代	誠7年 (1995)	最低の年	誠62年 (2050)	
中位の仮定							
(1)平均初婚年齢	24.2歳 (1945年生)	→上昇	27.4歳で一定				
(2)夫婦の完結出生児(子ども)数	2.18人 (1943～47年生)	→減少	1.96人で一定	1.42	1.38 (平成12年)	1.61	1.80
(3)生涯未婚率	4.6% (1941～45年生)	→上昇	13.8%で一定				
高位の仮定							
(1)平均初婚年齢		→上昇	25.7歳で一定				
(2)夫婦の完結出生児(子ども)数	同上	→減少	2.12人で一定	1.42	1.42 (平成8年)	1.85	2.09
(3)生涯未婚率		→上昇	8.3%で一定				
低位の仮定							
(1)平均初婚年齢		→上昇	28.9歳で一定				
(2)夫婦の完結出生児(子ども)数	同上	→減少	1.76人で一定	1.42	1.28 (平成17年)	1.38	1.45
(3)生涯未婚率		→上昇	17.9%で一定				